

第八十七回国会 参議院内閣委員会 會議録第十四号

昭和五十四年六月五日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

六月一日

辞任

佐藤 三吾君

補欠選任

野田 哲君

出席者は左のとおり。

委員長

松垣徳太郎君

理事

岡田 広君

委員

林 道君

山崎 昇君

向井 長年君

源田 実君

斎藤栄三郎君

塚田十一郎君

西村 尚治君

林 寛子君

原 文兵衛君

堀江 正夫君

片岡 勝治君

野田 哲君

村田 秀三君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

森田 重郎君

秦 豊君

委員以外の議員

議員

国務大臣

市川 房枝君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議官

内閣法制局長官

内閣法制局第二部長

総理府総務副長官

総理府総務副長官

内閣総理大臣官房総務審議官

総理府賞勲局長

宮内庁次長

防衛庁長官官房長

防衛庁人事教育局長

文部省初等中等教育局長

教育庁長

自治省行政局長

常任委員会専門員

宮内庁長官

富田 朝彦君

清水 汪君

真田 秀夫君

味村 治君

住 栄作君

秋富 公正君

大濱 忠志君

川村 皓章君

山本 悟君

塩田 章君

夏目 晴雄君

諸澤 正道君

柳沢 長治君

鈴木 源三君

宮内庁長官

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六月一日、佐藤三吾君が委員を辞任され、その補欠として野田哲君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 元号法案を議題といたします。

まず、去る六月一日及び二日の両日にわたり実施いたしました元号法案審査のための現地聴聞会について、各班の派遣委員から順次報告を求めます。林君。

○林道君 元号法案についての大阪における現地聴聞会のための委員派遣について、簡単に御報告申し上げます。

派遣委員は、松垣委員長を団長とし、向井理事、片岡、黒柳、秦の各委員と私の六名であります。

現地における会議は、大阪商工会議所内会議室において六月一日午後二時から開かれ、五名の参事から一人十五分程度というところで、忌憚のない意見が述べられた後、派遣委員との間で自由な意見交換が行われました。

まず、全日本労働総同盟大阪地方同盟会長片岡馨参事からは、元号は長い歴史に根差した民族固有の時間尺度として国民生活に定着していること、元号が文化的価値を有していること、元号法制化が象徴天皇制及び民主主義を要するものであることなどから、元号に法的根拠を与える意義はあるが、元号及び西暦併用の現状から見ても、元号法制化を急ぐ必要は疑問であること、そしてまた元号法制化がなされた場合には国民に元号使用を強制しないことを要望する旨の意見が述べられました。

次に、関西経済連合会常任理事亀井正夫参事からは、元号制度は国家体制の一部であり、千年以上の歴史を持ち、国民統合の象徴である天皇の名をあらわすものであることなどから、元号は国民主義のもとでの国民の代表者である国会によって決定するのが本来の姿である。また、一方では国際化時代に対処する必要から、西暦の併用が望ましい旨の意見が述べられました。

次に、兵庫県議会議長北野秀雄参事からは、元号が長い歴史の伝統の上にあって、広く国民一般に普遍化している事実は、単なる慣習を超えた国民の率直な合意に基づくものであること、国民が長い間昭和という元号を生活の中に自然な形で受け入れ、国民感情の中にも深く浸透し、定着している意義を尊重するとともに、時の流れに節目をつけて時を表示する元号制度に法律の根拠を与えることはきわめて適切なことである。しかし、法制化に当たっては、国においても広く国民の理解と合意が得られるよう一層の努力を払うよう要望する旨の意見が述べられました。

次に、福井県出納長木村基左衛門参事からは、元号はわが国の歴史や文化と密接に関連し貴重な文化的遺産であり、国民が尊重し存続すべきことは当然であり、現に国民の間に元号が慣習上事実上定着しているため、たとえ法制化しても、元号使用に関しては現状を要しないことが望ましい。元号制度は現に行われている現状をそのまま秩序立てることが国民の声であり、これが元号法案の意義ではなからうかとの意見の陳述がありました。

最後に、総評大阪地方評議会議長中江平次郎参事からは、元号の存続と元号の法制化とは必ずしも結びつくものではないこと、天皇の在位期間に応じて年号を要する旨の法律が憲法の定める主権在民の精神と矛盾すること、君が代を国歌と

し、教育勸諭を復活し、伊勢神宮、靖国神社を国家神道として位置づける等、天皇を超越的な存在として権威づけようとする一連の動きの中に元号法案が提案されたということ、さらに、国際化社会を迎え、すべての国民との政治経済文化における相互理解、平和協調の時代に、元号が国民生活及び意識ばかりでなく学問、思想の自由に広範な規制的影響をもたらすのではないかな等の意見が述べられました。

以上の参考人の意見陳述の後に、参考人と内閣委員会委員との間で自由な意見の交換が行われました。

詳細につきましては、別途、文書をもって委員長に提出いたしますので、本日の会議録に掲載できませんようお取り計らいいただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

○委員長(松田徳太郎君) 山崎君。

○山崎君 元号法案についての、北海道における現地聴聞会のための委員派遣について、簡単に御報告申し上げます。

派遣委員は、私を団長とし、岡田理事、原、山中、森田の各委員の五名であります。

現地における会議は、六月二日午前十時から、北海道庁赤レンガ会議室で開かれ、四名の参考人から一人十五分程度発言がなされた後、派遣委員から参考人に対し質疑が行われ、滞りなく議事を終了いたしました。

以下、四名の参考人の発言内容について、簡単にその要旨を申し上げます。

まず、北海道議会議長西尾六七参考人からは、道議会における元号法制化問題にかかわる案件について、審議経過が説明されました。審議の対象となった案件は、元号法制化推進北海道連絡会議代表外四名より提出された元号法制化促進に関する請願及び札幌市の住民三名から提出された元号の法制化反対に関する請願の二件の請願と、自由民主党及び道政クラブ所属議員六十名より地方自治法第九十九条第一項の規定に基づいて提出

された元号法制化促進に関する要望意見書案であるとのことであります。

これらのうち、請願につきましては、昨年十月二十三日に総務委員会と協議されましたが、結論が得られず、十一月七日の委員会委員より意見開陳後、採決され、元号法制化促進に関する請願は賛成多数で採決することと決定され、また、元号の法制化反対に関する請願は賛成少数をもって不採決と決定され、本会議においても委員会の取り扱いと同様の決定となっているとのことであります。また、元号法制化促進に関する要望意見書案は、昨年十二月二十三日の本会議において、討論の後、採決され、賛成多数をもって可決されているとの説明がありました。

次に、全北海道労働組合協議会情宣道民運動部長の古川則雄参考人からは、現在、西暦、元号がともに慣習的に使われているが、法制化されると元号使用が強制され、西暦になじみできた部分での混乱が予想される。特に、一世一元のものでは、天皇の交代による国民生活の不便の押しつけが問題だとし、元号使用の強制が進むと、私人相互間で、経済的弱者は思想、良心の自由から元号使用を拒否すると生活を圧迫されるおそれがある」と述べられ、また、元号法制化の背景は、天皇制とは無関係ではなく、元号法制化を推進している諸団体は、憲法を改正し、天皇元首化と天皇中心政治の実現を目指しており、平和主義、人権の尊重、国民主権を特徴とする憲法の立場からも元号の法制化に反対するとの意見が述べられました。

次に、北海道商工会議所連合会副会長の川合一成参考人からは、西暦は世界共通のようになっているが、紀年法の一つでもあって、回教暦やユダヤ暦を使っている国も多い。現在、わが国では何らの抵抗もなく元号が用いられ、また、国際的に物事を考えるときは西暦が用いられていて、何の不自由、不便も感じていない。元号という年の数え方の思想は中国大陸に始まりわが国へ伝わったが、わが国最初の大化の年号は、中国の支配や強制を受けたものではなく、日本独自の考

え方に基いたものであり、以来、千三百年日本民族に親しまれ、日常化されて今日に続いているかけがえのない文化遺産である。このような貴重な年号を失うようなことがあれば、民族の伝統と歴史を断絶させることとなり、民族の文化、生命を失うことともなると述べられ、現に、多くの自治体で議決され、世論調査でも八〇％以上賛成していることから言っても、この際、元号を法律的に明確にしておくことは絶対に必要なことと信ずるとの意見が述べられました。

最後に、日本キリスト教団札幌北光教会牧師川谷威郎参考人からは、元号制は君主が国土、国民だけでなく、時をも支配することをあらわすものであるから、主権が国民に存することを根本原理とする憲法の精神に反する。元号を法制化することは、これを国民に強制することにつながり、憲法の精神に反することを法的に強制することは、国民の基本的人権の侵害でもあると述べられ、存続を希望する者が多いことを法制化の理由としているが、これは使用を強制した自然の成り行きであるにすぎず、また、世論調査の結果も、法制化を希望する者は半数にも満たないところから、法制化には反対するとの意見が述べられました。

以上の意見が述べられた後、岡長から当委員会における元号法案審議の経過を説明し、派遣委員から、天皇制と元号法案との関係、元号使用問題、世論の動向、経済活動及び宗教活動と元号との関連、並びに日本文化の伝統と元号との関係等について質疑が行われました。

詳細につきましては、別途、文書をもって委員長に提出いたしますので、本日の会議録に掲載されるようお取り計らいいただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

○委員長(松田徳太郎君) 以上で派遣委員の報告は終わりました。

なお、岡君から要求のありました会議録の掲載については、本日の会議録の末尾に掲載いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松田徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(松田徳太郎君) それでは、これより前回に引き続き質疑を行います。

この際、お諮りいたします。

市川房枝君から本案に対する質疑のため委員外議員として発言を求められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松田徳太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは市川君に発言を許します。市川君。

○委員(市川房枝君) まず最初に、委員長並びに委員の方々に御礼を申し上げます。二院クラブは内閣委員会に席を持っておりませんので、先般、議員一同で話したところ、委員外発言をもしお許しただけならといううことをお願いしたし、私が担当することになりましたのを、皆さんで御相談の上お許しをいただいた、ありがとうございます。

委員会でのいままでの質疑を伺っておりませんので、同じことをお聞きするかもしれません。また、きわめて常識的な質問を申し上げることになるかもしれませんが、それもあらかじめ御了承いただきたいと思います。

最初に伺いたいのは、本案の提案の理由として、国民の多数が賛成していると、こういうことをお挙げになっておられるようですが、その多数という数字の根拠を伺いたいと思います。

○政府委員(清水注君) お答えを申し上げます。

ただいま御指摘のように、この法案を提案いたしました際に、国民の大多数の者が将来における元号の存続を希望している、政府としてはそれにかたえるということからこのような法案を御提出して御審議をお願いするという趣旨を申し上げているわけでございますが、その際の政府として考えておりますことでございますが、ただいまの点

て国民一般の考え方を世論調査の形で調査いたしました。これは総理府が行いましたものは昭和三十六年、四十九年、五十一年、それから五十二年と、四回にわたっております。この調査は、対象が二十歳以上の男女一万人ということで調査をいたしました。この調査の結果明らかにになりましたことは、次の天皇の代になっても年号制度——ここでは言葉は年号という言葉を使いましたから、その点はお断り申し上げますが、年号制度はあった方がよいと思うか廃止した方がよいと思うかという聞き方で、四回とも同じような聞き方でございまして、その答えは、昭和三十六年のときには、あった方がよいというのとどちらかといえれば、あった方がよいという二つの選択肢でもって、これを合計いたしますと五九％でございますが、四十九年のときはこれが八〇％、それから五十一年のときはこれが七六％、それから一番新しい五十二年のときはこれが七九％ということになっております。したがって、この推移等から見ますると、おおむね大多數の国民が次の天皇の代になっても年号制度の存続を希望しているという意思はおおむね確認できたのではなからうかと、このように受けとめているわけでございます。

それからもう一つこれとよく比較されますのは、一般の新聞社が行っております、あるいはNHKも行っております世論調査の結果でございますが、この世論調査におきまして、存続を希望するという点におきましては、おおむね政府の調査と同じような大多數の国民が存続を希望しているという結果は得られているわけでございます。

もう一つの問題は、それに続く第二問と申し上げますが、第二問の形で、それではその法制化というようなことについてどう考えるかという質問に対するされているわけでございます。その質問に対する答えがございまして、それはまず最初に法制化自体賛成だというふうに非常に単純に賛成しているものがまず最初に出てまいります。これはよく言

この点につきまして、私どもとしてはこのよう

に考えているわけでございます。つまり、いまの設問におきましてもやはり昭和の後の元号というものはあつた方がよいがということが前提になっているわけでございます。その方法につきまして幾つかの答えに分かれているわけでございますが、それにつきまして若干御説明申し上げたいと思いますが、まずその一つの、慣習にゆだねればよいではないかという考え方があるわけでございますが、このお気持ちはわかるわけでございます。ただ、現在昭和という元号は事実たる慣習と、いうことで存在しているというか使われている、このように理解されているわけですが、こうした慣習の中には、後のその次の元号をじやどうするか、どういふふうにして決めるのかということについては、その慣習の内容といたしましてそういうルールはないわけでございます。昭和というものが現在使われているということは慣習としてそうなっておりますが、昭和の次をじやだれがいつ変えるのだ、あるいは決めるのかという点についてははっきりした慣習はございません。そうなりますと、慣習にゆだねればよいというか、慣習的

そこで、あと残りますのは、たとえば政令でや

ったらいじやないかというふうなお考えの方も
 いらっしゃるわけですが、これは現在の法制度の
 もとにおいては、法律の根拠というものがなしに
 政令、これは内閣が出すわけですけれども、政令
 を内閣限りで決めてその物事をやっていくとい
 うことは普通はございません、できないという考
 え方になっております。それからもう一つ、じゃ
 内閣告示でどうかと、これはつまり言っており
 ます意味は、要するに特定の法律という根拠は
 なくても内閣が自分の判断である必要な場合
 においては何かそういうことをやったらいいじやないかとい
 う考え方を意味するわけですけれども、そこで
 政府として考えますことは、そのような行き方
 、これはまあ不可能とは考えておりません。従
 前の国会審議の場におきましても、いまとつ
 さにどうかと言われたような場合においては、
 そのような方法も考え方としてできるとい
 うふうにお答えを申し上げておることはある
 わけでございますが、しかしながら、いろいろ
 検討いたしました結果、やはり元号というも
 のは国民が広く使っておるといふ意味にお
 いては非常に重要な影響のあるものでござ
 います。そういったしますと、やはりこうい
 うものは、国会、つまり国民を代表すると
 申しますか、国権の最高機関である国会の
 定める法律の形で、そうしてその法律に基
 づいて具体的な名称自体は政府が決めるな
 さいというふうな、つまり今回の法案のよう
 な形でその改元のルールを明らかにしてい
 たいただくというの方が事柄といたしまし
 てもはつきりいたしますし、それからその手
 順と申しますか、やり方といたしましても民
 主的な手法にかなっていると、このように
 判断するわけでございまして、結局政府と
 いたしましては実質的

○委員以外の議員（市川房枝君） いまのお答えの

その調査の結果は、いただきました元号制度関係資料の中で数字が出て拝見しておりますが、総理府の調査なすつたのは元号を存在したいということであつて、それを法定化するという調査ではなないんですね。それで、法定化することについての調査が、いまもお話しありましたけれども、読売の五十三年七月の調査でははっきりと「元号は法制化すべきか」ということで答えが出ています。それに「法制化した方がよい」というのはわずかに一五・一％しかない。そして「元号はあつた方がよいが、法制化するほどのことはない」というのが六四・五％、過半数なんです。そこで、私は、調査をなすつたのが法制化でなくて単に元号を残したい。これはいま生活しております者が元号になじんでおりますから、残したいという気持ち私はそれが多数を占めるということとは当然だと思ひますけれども、それを法定化するかどうかということになるとこの読売の調査のように非常に少ないということになりますと、私は、八〇％は賛成しているから賛成しているからといつておっしゃるのは少し違ふのじゃないかと、こう思ひうのですが、いかがですか。内閣はもう一遍内閣自身で法制化することでもいいのかどうかという調査をなさる御意思はないのですか、調査をしようとお考へになつたことではないのですか。

○政府委員(清水汪君) 私どもとしては改めて調査をするということはお考へておりませんですけれども、いまの御指摘の点につきましては、先ほども申し上げましたので詳しくは繰り返しませんけれども、たとえば去年の七月段階のいま御指摘の新聞の調査の場合におきまして「元号はあつた方がよいが、法制化するほどのことはない」というお答え、これも表現が非常に漠然としておるといいますか、あるいは非常に広くとれると思ひま

すが、このときに一つ考えられましたことは、これは私の推測でございますけれども、元号法案自体がまだ明らかになっておらなかったわけでございます。したがって、法制化した場合というのは一体どういう状態になるのかということが必ずしもはっきりしていません。法制化した場合に、同時に、そのようなはっきりしていないという状態の中では、法制化するとたとえば元号の使用を法的に義務づけるというようなことも入ってくるかもしれないというように漠然とした疑念も持たれたのではないかと思います。しかしながら、これはもう現在明らかでございますように、政府として御提案申し上げた法律は全くそのような使用の問題について拘束するとか義務づけるとかいうような内容は含んでおりません。そういうようなことでございますので、ややこの辺には実態と申しますか状況と申しますか、そこにはずれがあったかと思いますが、もう一つ、私は当委員会でも一度申し上げましたが、私どもがやや昨年の秋の段階におきましてはちょうど臨時国会の段階でございましたが、政府として法制化の方針を大体内定したと申しますか、そのような段階になりましたら、実は、じゃ政府が何かそのことについて調査するということをやるべきかどうかということも内部的にはいろいろ検討はいたしました。いたしましたが、これは従前もいきさつがあるわけですから、これは従前の性格によると私は思うのですけれども、一種の何という法案について政府の広報室の手で調査をするということ自体が一種の世論操作ということでございます。いや、何かそのような意味合いを持ちかねないという御批判も従前ありまして、そのような段階になったわけにはむしろ差し控えるべきであらうという判断をいたしました。そのようなこともございます。ございますけれども、いずれにいたしましても、私は、この実態論といたしましては、存続を希望するという国民の願望、問題はそれに対してはどういうふう

にこたえたらよいかということはある意味では政府としてもこれを考える責任と申しますか、そのような立場にあると思ひますし、それからまたがたたたいと申しましたように、たまたま世論調査で出ておりますその選取肢、それに回答した方がどういう気持ちで回答されたかという問題にもなるわけでございますけれども、いまのような場合でもやはり「元号はあった方がよいが、」ということが前提になっているというふうなそれぞれの設問があるわけでございますので、国民の実際の意思は非常に明確である、問題はその方法ということにならうかと思ひます。そこで、それは国会で御審議いただけるのではないかと、このように考えたわけでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) いまの御説明はちょっと納得できませんけれども、後でまた伺います。

この法案に対して民間で賛成している団体とそれから反対している団体というものはそれぞれおわかりになっているんでしよう、それをちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(清水注君) 賛成をしております団体といひましても網羅的に把握しているというわけにはちょっとまいりません。けれども、たとえば私どもの手元に直接来ております例として申し上げますと、四十七都道府県の中で四十六の都道府県が元号の法制化要望という決議をしているように聞いておりますが、私どものところへ正式の文書で現在までに手元に到達しておりますものはその中の三十八都道府県でございますけれども、まあそういう現象。それからよく申し上げておりますように千を超える市町村の議会が元号法制化促進の決議を行っている。これは現在までのところおおよそ千二百九十ほどの市町村からその市町村議会の法制化促進要望の決議というものを地方自治法の規定に基づいて送付してきており、それを受け取っております。そのようなことがございます。

これは公的機関の現象でございますけれども、そのほかいろいろな団体から法制化を望む御意見をいただいているということでございます。その名前は一々はこちらで省略させていただきますと思ひます。

それからもう一つ、これに對しまして元号の法制化に反対する団体が種々あることもよく承知をいたしております。私どものところに直接見ええられた方々だけをここで例示的に挙げさせていただきますと、日本キリスト教協議会、あるいは日本キリスト教団、日本科学者会議、あるいは歴史科学協議会、あるいは安保破棄要求貫徹中央実行委員会というふうなところの方々が承知をしております。ことに、この最後の安保破棄要求貫徹中央実行委員会というのは、その構成メンバーは非常にたくさんあるというふうに承知をいたしております。

○委員以外の議員(市川房枝君) 私が特に知りた

いのは、賛成をしておいでになる団体の名前といひますかその性格といひますかある程度知っているものですか、それを伺いたいのですが、その前に、いま反対している団体については若干名前をお挙げになったのですが、その反対している団体の中で、いま名前が挙がっていませんでしが、私が関係を持っておる団体が、これは中立の婦人団体四団体が反対の陳情を、ここに書類を持っているはずなんです、元号法制化に関する要望書といふことでまあ内容は省きますけれどもしておる。それは日本看護協会、日本キリスト教女子青年会、日本婦人有権者同盟、日本キリスト教婦人矯風会という四団体がございまして、これは総理府へ伺って差し上げたらしいんです。そのときに、反対という団体というか、反対の陳情はあんまりありませんと、こうおっしゃったというのですが、事実そうだと私も思うのですが、反対している団体はたくさんあっても一々総理府まで反対の陳情には行っていないのじゃないかと思ひますから、その点を申し上げておきたいし、それから賛成としていま地方の自治体の議会の数をお挙げになったのですが、これが相当多数であ

ることは私もある程度承知しておりますけれども、この地方の団体の賛成の決議といひますか、議会での決議といひますか、実はこの間私の関係している団体の全国の支部長会議をやりまして、その中でこの問題についての各地方での模様を報告しておたようですが、それでは、地方の自治体の議会がその地域の住民の意見を聞くことな

く、突如としていひますか、議会が多数決で決定をしないとしたら、こういう報告も聞いておるの

で、だから、たくさん自治体の議会が法制化賛成の陳情をしているといひても、その実態がどうあるかといひますか、だから、その点をやはり法制化を立案したその理由の一つに地方議会が大変賛成しているのだと、さっき世論調査の結果は八〇％賛成しているというお話がありましたけれども、この点もちょっと申し上げたいのです。

それからいま申しましたように、賛成しておる団体のお名前がわかっておるでしょうから、それは全部とまでいひなくとも、有力な団体のお名前をちょっと伺わしていただきたいと思います。

○政府委員(清水注君) ただいまの先生のお話を私としてもよく理解できるわけでございます。ちよっとお言葉の中にございました婦人有権者同盟あるいはキリスト教矯風会がお見えになったときに云々といひます、たまたま私は元号反対という問題ではお会いしなかったように思ひます。ただ、私いまの二つの団体には別の仕事もございましてよくお会いするのでございますが、それからいまの場合以外には私はできるだけ反対を言っ

てこられた方にもできるだけお会いするように努めておるわけでございます。

それからいまの地方議会の問題につきましましては、これはたまたま本日の地方聴聞会におけることについての御報告がありましてそれを先ほど拝聴したわけでございますが、私どももいたしましては、正式に議会の手続を踏み、地方自治法の規定に基づいて政府に提出されてきたというそ

うなことがございまして、私どもも元号法案自体がまだ明らかになっておらなかったわけでございます。したがって、法制化した場合に、同時に、そのようなはっきりしていないという状態の中では、法制化するとたとえば元号の使用を法的に義務づけるというように漠然とした疑念も持たれたのではないかと思います。しかしながら、これはもう現在明らかでございますように、政府として御提案申し上げた法律は全くそのような使用の問題について拘束するとか義務づけるとかいうような内容は含んでおりません。そういうようなことでございまして、ややこの辺には実態と申しますか状況と申しますか、そこにはずれがあったかと思ひますが、もう一つ、私は当委員会でも一度申し上げましたが、私どもがやや昨年の秋の段階におきましてはちょうど臨時国会の段階でございましたが、政府として法制化の方針を大体内定したと申しますか、そのような段階になりましたら、実は、じゃ政府が何かそのことについて調査するということをやるべきかどうかということも内部的にはいろいろ検討はいたしました。いたしましたが、これは従前もいきさつがあるわけですから、これは従前の性格によると私は思うのですけれども、一種の何という法案について政府の広報室の手で調査をするということ自体が一種の世論操作ということでございます。いや、何かそのような意味合いを持ちかねないという御批判も従前ありまして、そのような段階になったわけにはむしろ差し控えるべきであらうという判断をいたしました。そのようなこともございます。ございますけれども、いずれにいたしましても、私は、この実態論といたしましては、存続を希望するという国民の願望、問題はそれに対してはどういうふう

にこたえたらよいかということはある意味では政府としてもこれを考える責任と申しますか、そのような立場にあると思ひますし、それからまたがたたたいと申しましたように、たまたま世論調査で出ておりますその選取肢、それに回答した方がどういう気持ちで回答されたかという問題にもなるわけでございますけれども、いまのような場合でもやはり「元号はあった方がよいが、」ということが前提になっているというふうなそれぞれの設問があるわけでございますので、国民の実際の意思は非常に明確である、問題はその方法ということにならうかと思ひます。そこで、それは国会で御審議いただけるのではないかと、このように考えたわけでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) いまの御説明はちょっと納得できませんけれども、後でまた伺います。

この法案に対して民間で賛成している団体とそれから反対している団体というものはそれぞれおわかりになっているんでしよう、それをちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(清水注君) 賛成をしております団体といひましても網羅的に把握しているというわけにはちょっとまいりません。けれども、たとえば私どもの手元に直接来ております例として申し上げますと、四十七都道府県の中で四十六の都道府県が元号の法制化要望という決議をしているように聞いておりますが、私どものところへ正式の文書で現在までに手元に到達しておりますものはその中の三十八都道府県でございますけれども、まあそういう現象。それからよく申し上げておりますように千を超える市町村の議会が元号法制化促進の決議を行っている。これは現在までのところおおよそ千二百九十ほどの市町村からその市町村議会の法制化促進要望の決議というものを地方自治法の規定に基づいて送付してきており、それを受け取っております。そのようなことがございます。

これは公的機関の現象でございますけれども、そのほかいろいろな団体から法制化を望む御意見をいただいているということでございます。その名前は一々はこちらで省略させていただきますと思ひます。

それからもう一つ、これに對しまして元号の法制化に反対する団体が種々あることもよく承知をいたしております。私どものところに直接見ええられた方々だけをここで例示的に挙げさせていただきますと、日本キリスト教協議会、あるいは日本キリスト教団、日本科学者会議、あるいは歴史科学協議会、あるいは安保破棄要求貫徹中央実行委員会というふうなところの方々が承知をしております。ことに、この最後の安保破棄要求貫徹中央実行委員会というのは、その構成メンバーは非常にたくさんあるというふうに承知をいたしております。

○委員以外の議員(市川房枝君) 私が特に知りた

いのは、賛成をしておいでになる団体の名前といひますかその性格といひますかある程度知っているものですか、それを伺いたいのですが、その前に、いま反対している団体については若干名前をお挙げになったのですが、その反対している団体の中で、いま名前が挙がっていませんでしが、私が関係を持っておる団体が、これは中立の婦人団体四団体が反対の陳情を、ここに書類を持っているはずなんです、元号法制化に関する要望書といふことでまあ内容は省きますけれどもしておる。それは日本看護協会、日本キリスト教女子青年会、日本婦人有権者同盟、日本キリスト教婦人矯風会という四団体がございまして、これは総理府へ伺って差し上げたらしいんです。そのときに、反対という団体というか、反対の陳情はあんまりありませんと、こうおっしゃったというのですが、事実そうだと私も思うのですが、反対している団体はたくさんあっても一々総理府まで反対の陳情には行っていないのじゃないかと思ひますから、その点を申し上げておきたいし、それから賛成としていま地方の自治体の議会の数をお挙げになったのですが、これが相当多数であ

ることは私もある程度承知しておりますけれども、この地方の団体の賛成の決議といひますか、議会での決議といひますか、実はこの間私の関係している団体の全国の支部長会議をやりまして、その中でこの問題についての各地方での模様を報告しておたようですが、それでは、地方の自治体の議会がその地域の住民の意見を聞くことな

く、突如としていひますか、議会が多数決で決定をしないとしたら、こういう報告も聞いておるの

で、だから、たくさん自治体の議会が法制化賛成の陳情をしているといひても、その実態がどうあるかといひますか、だから、その点をやはり法制化を立案したその理由の一つに地方議会が大変賛成しているのだと、さっき世論調査の結果は八〇％賛成しているというお話がありましたけれども、この点もちょっと申し上げたいのです。

それからいま申しましたように、賛成しておる団体のお名前がわかっておるでしょうから、それは全部とまでいひなくとも、有力な団体のお名前をちょっと伺わしていただきたいと思います。

○政府委員(清水注君) ただいまの先生のお話を私としてもよく理解できるわけでございます。ちよっとお言葉の中にございました婦人有権者同盟あるいはキリスト教矯風会がお見えになったときに云々といひます、たまたま私は元号反対という問題ではお会いしなかったように思ひます。ただ、私いまの二つの団体には別の仕事もございましてよくお会いするのでございますが、それからいまの場合以外には私はできるだけ反対を言っ

てこられた方にもできるだけお会いするように努めておるわけでございます。

それからいまの地方議会の問題につきましましては、これはたまたま本日の地方聴聞会におけることについての御報告がありましてそれを先ほど拝聴したわけでございますが、私どももいたしましては、正式に議会の手続を踏み、地方自治法の規定に基づいて政府に提出されてきたというそ

の点におきまして、これは厳肅と申しますか、公の意思というところで受けとめさせていただきますというふうに考えているわけでございます。

それから最後に御指摘でございました賛成の団体の名前ということでございます。私は先ほど実は個別の名前をあげて申し上げませんでした。それは御案内かと思いますが、おおむねそのような団体は元号法制化実現国民会議というような形の連絡会議のような形をとって最近においては運動していることは御案内だと思います。その構成メンバーということに事実上はなりますわけでございますが、たとえば神社本庁とか、あるいは全日本労働総同盟とか、遺族会とか、そういうようなもので、全部では七、八十に達する団体があるわけでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) そのことも後で触れたいと思っておりますが、次に、元号の決定は法律で決めるけれども、しかしこれの使用は自由だ、いや強制しないという御説明が委員会でのもちろんですけれども一般にも伝えられていないといえますか、どの程度まで強制されないのか強制されるのかということも少し疑問があります。それを御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(清水注君) この元号法案は、ごらんいただきましたように、元号のことに関しまして、皇位の継承があつた場合に限って元号を改めるといふこと、その元号は政令の形で定めるといふことだけを内容にしているわけでございます。つまり、じゃそういうふうな定められた元号といふものを一体一般の国民は無理やり使わなければならないのか、あるいはいやそれはもうどうでもいいのかというふうな、およそ紀年をする、つまり年を表示する場合の紀年の手段としてこの元号を使うときの使ひ方の問題についてどうなのかという点については、法律の上では全く触れておりません。触れておりませんということ、つまり使用の問題は全く国民の判断にゆだねている、法律自体では全くそこについては触れる

考えがないということでございます。したがって、現在わが国においては大部分の場合には昭和という元号を使って年の表示が行われておるのには御案内のとおりでございますが、これはわが国における一つの事実たる慣習と申しますか、慣行としてそういうことは確立しているのだからと思ひますが、そのような慣行の問題、そういう実態の問題だろと思つております。したがって、元号法案がない今日においてもそういう状態がございまして、元号法案が成立させていたいただ後においてもその点は全く同じである、変わられませんというのを申し上げているわけでござい

○委員以外の議員(市川房枝君) せんだつて、ある有権者から私に電話で、せんだつて子供が生まれたので届け出に西暦を書いて区役所の窓口へ持つていった、そしてそれを消されてやっぱ昭和の年月を入れたら、強制されているんだといふことを伝えてきたんですが、これはまだ法制化されていない現在の問題ですから、まあ現在年号の問題は法定されていないけれども、一体どういふふうに扱われているのか。いま、現在と大して法定されても変わらないといふことをおっしゃつたのですけれども、現在の元号との関係は一体どうなっているか、その辺をちょっとはつきり伺いたいと思ひます。

○政府委員(清水注君) 先ほども申しましたように、わが国におきましては年の表示の方法として元号を使うということが大勢と申しますか、それが大体確立された慣行となつていふこと、そういうこと、いわば一環と申しますか、あるいはその反対といふふうにも私は思つてございまして、公映といふふうにも私は思つてございまして、公務務、つまり役所の文書の面におきましては、外務省のような特殊なケースとか、つまり外交関係のようなケースとか国際関係のような場合とかといふような特定の場を除けば、つまり原則的な意味では元号によって年を表示してゐる、そういう元号によって記帳をしてゐると、こういうこ

とでございます。そして、問題は、いまおっしゃいましたように、その役所の事務が個々の国民との接する場面、まあよく窓口業務と、こういうふうにして申上げてゐるわけですが、たとえば届け出といふような例でございますが、そのような場合のことにつきましては、役所の方がそのような元号による記帳の整理といふことをやっておりますので、できるだけ届け出書の方に元号の方で書いていただくわけが、記入も元号の方でやりますので、できるだけお届けたらいいわけが、御協力をお願いしたいという趣意で、元号によってこちら側がそういう事務をやっているといふことに對して御協力をいただくという趣意で届け出書の方も元号の方で記入していただくといふことを協力をお願いしているというのが現在の姿だと思ひます。しかしながら、そういうようなことでございまして、どうしても元号でなくて西暦で書きたいといふ方の場合には、それはそれでも結構でございます。というところで受理をするといふことでござい

○委員以外の議員(市川房枝君) 法案が成立すると、役所の方も自由でいいと、ただ協力してほしいといふことなんだと言ふのですが、協力してほしいとおっしゃつても、届け出本人が、いや、元号はいやなんだと、西暦というふうにもし書いて出したら、それをちゃんとそのまま受け付けますか。やっぱ、役所に關することは、自由だといふてもそれは民間で自由に使つてゐる間のことであつて、役所関係では一種の元号が強制されると、そう解釈していいのか、どつちですか。

○政府委員(清水注君) これはやはり公務の統一

的な処理をしてゐるというやういふ立場から申しまして、できるだけ役所に出す書類は元号の方で記入していただきたいという要望は將來とも私はこれは持ち続けるだらうと思ひます。しかし、あくまでもそれは協力が得られるかどうかといふ問題でございますので、しやにむに強制するといふようなことにわたつてはいいけないと、そのようなことはるる當委員会においても御指摘をいただきましたし、私どももそういう点は十分注意をいたします。結局は、わが国における公の一つの年の表示の問題といふことについての国民全体の御理解と申しますか、そのような良識を前提にしてや

○委員以外の議員(市川房枝君) ちょっとよくわかりませんが、私は、はつきりと協力してくれと言つたつて、やっぱ協力しないといふ人もだんだん出てくる、あると思ふんです。そういう場合には、それでいいといふのでなく、直しちゃう、届け出は受け取つておいても戸籍簿に書くときには年号で書きちゃう。やっぱそうなるん

次に、文部省にちよつと伺ひたいのですが、文部省では義務教育である小学校、中学校のいわゆる教科書では一体元号といふものは現在どういふふうに扱われているのか、伺ひたい。

○政府委員(諸澤正通君) 教科書のうちでも元号とかかわりの深いのは、日本歴史、あるいは現代社会、あるいは地理といったような教科書でござ

いますが、現在の教科書は御承知のように検定制度でございますから、民間の著述者が書いた原稿を文部省が検定をする。そこで、具体的に教科書の中で、たとえば日本の歴史で言えば西暦の六百四十何年ですか、孝徳天皇が初めて元号というものを立てられて大化元年としたというような記述、これは西暦と元号を併記してございますから、そこで日本で最初に元号が立てられたのはいつから千三百年ぐらい前だというようなこともわかりますし、元号というのはどういうものだと思いますこともそこで一応知識として授ける。そういうようなことで、また明治になれば、明治維新というのは初めて東京へ都を移して元号を慶応四年から明治元年にした。それが西暦で言えば千八百何年ですか、いまから約百年以上前だということによって、日本のいわば近代の夜明けがいまから百年ぐらいい前に始まったと。そこから明治四十五年まで明治という時代が続いて、その中で明治二十三年にたとえば国会が開かれたというような記述がございますから、そこで明治維新後近々二十年くらいで日本がいまの議会のたてまえをとり始めたのだというようなことを理解するということで、言ってみれば、日本歴史等を勉強する場合には、年号も西暦ともに必要であり、またそれぞれの必要に応じて適切な記載がなされておるといふのが現状でございます。

○委員以外の議員(市川房枝君)　そういうときに、西暦を先へ書いてそして括弧して元号を書いておる、それが現実ですね。そうすると、生徒たちは二つ覚えなきゃなりませんね。それは私は子供たちに負担になるのじゃないかと思うし、それから西暦の方が先へ来ているのだし、その方が子供としては覚えやすいですね。だから、子供たちとしては、やっぱり西暦というものの方がなじみが深いといえますか、それを覚えやすいというか、年号年号というのは、それこそ明治、大正といえますか、あるいは昭和の初めという人たちは、それこそさつき申しましたように、それで育ち、あるいはそれで教育を受け、それでいろいろな事業

をしてきているから、それはやっぱり西暦で言われたって私なんかよくわからぬですよ。一遍勘定してちゃんとしなきゃわからないんですが、私は、子供たちはそうでなくて、やっぱり西暦の方が覚えやすいというか、いわゆる生徒たちの元号に対しての反応は一体どうなんですか。

○政府委員(諸澤正道君) 子供たちの反応というのは現実に関へたことではないわけですが、ただいま先生おっしゃったように二つ覚えるのは負担だというのは私初めて聞く御意見でございます、やっぱり日本の歴史を勉強する上で元号というものを全然勉強しないのではぐあいが悪いのじゃないでしょうか。

明治時代をとりましても、明治維新というのは千八百六十年かです。それで、それから始まつて明治の四十五年間というのはいろいろな歴史的事実があつた。それは、明治十年に西南の役があつたとか、明治十七年に初めて内閣制度ができたとか言う方が、われわれだけでなしに、やっぱりいまの勉強でも理解しやすい。ただ、長期的なあれから見ますと、先ほど申しましたように、大化の改新というのは西暦で言えばこうだからいまだ千何百年前だと、こういうような理解もありますので、教材の内容によつてそれは西暦を使うこともある、あるいは元号を使うこともある。それで表記の仕方としては、先生がおっしゃるように、教科書を見ますと、明治以前は大体西暦を先に書きまして、主な事項については大化元年とかあるいは元禄何年とかというこゝういふ記述になつておるわけでございまして、その結果として、私は現場の方などの御意見を聞きましても、いまのようなやり方でやるのが日本歴史の勉強などの場合はまあ妥当なところではなからうかと、こゝういふうに聞いております。

○委員以外の議員（市川房枝君） 二つ考えるのは子供たちに負担だということを初めて聞いたとおっしゃるんだけれども、私は年寄りなせいか二つ覚えるのは骨です。まず年号でやつてそれか

ら西暦を勘定するんですが。いままでの歴史としては、それは日本の歴史は日本の年号で来ているから、年号は当然出てきていいはずだけれども、将来の問題ですね、将来また年号をくつつけてそれで二つずつ子供たちに教えなきゃならぬのか。いや、将来は、日本の過去と違つて非常な国際的なというか、世界的に世界が狭くなつてきているんだと。したがつて、西暦を使う場合が非常に多いし、その方が便利というか、あるいは物を考える場合でもその方がいいんで、将来元号を私は改めてまたいつまでもというか使う必要はないのじゃないかという感じが起こるのですが、ただ、さつき御説明を聞きますと、どこも年号を決めるところが無いんだと。現在がそうなんだけれども、それだからやっぱり法的な根拠といえますか、あるいは国会の賛成を得て新しく年号を決める場合に備えなきゃならぬのだと、こうですね、理由は。ところが、私は、年号を後を続けなくていいじゃないですか。それは郷愁があるけれども、それは過去のことに對する郷愁であつて、将来、ことに若い人たち、子供たちが日本をしょつていくんだから——いまの人はみんな執着を持っていますよ、私も執着を持っていますんだけれども、将来のことを考えると、私はその必要はないように思うのですけれども、どうですか。これはひとつ長官にお答えいいただきたい。

○國務大臣(三原朝雄君) 御意見は拝聴いたしておるところでございますけれども、先般も森田委員さんかの御意見にございましたが、子供さん、四、五人遊んでおられた。そこで、そのお子さんに、皆さんにあなたは何年生まれですかとお尋ねをいたしましたところ、皆さんが昭和何年だということをお答えになったというようなお話があったわけでございますが、しかし、それがいまの市川委員のお答えになろうとは思いませんけれども、やはり日本人として長い間愛用をしてきましたな感じであります元号という日本にとりましては独特の一つの遺産的なものになって年の表示をあらわしておるわけでございますけれども、そういう意

味で私は一つの意義があるし、また愛用いたしてまいっておりますが、しかし、いままた一言言われますように、西暦について、これは国際的なものであるし、世界の幅も非常に狭くなったと目されるような状態の中では、国際性の涵養ということもあらうしするから、また通年的な計算をするというようなところから見ても西暦というものがやはり愛用されていく点も私どもわかるわけでございしますけれども、しかし、それはそれなりに私は両者とも大事な一つの意義を持つものであると思ひうのでございます。したがって、長い将来のこととは私は国民の英知がおのずから解決するといったしましても、現状におきましてはいずれも尊重すべき持ち味を持ったものであると考えておるところでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) 子供に聞いたら昭和何年生まれと答えたとおっしゃる。それはもう現行法ではどうか届け出はそうなっているから、子供たちだって何年に生まれたということとはみんな覚えていますから、そう答えるのはあたりまえで、別に年号に子供たちが執着を持っているとかなんとかいうことは何にもないわけであつて、現状でそう答えるのはあたりまえで、そういう中にあるいは千九百何年と言うのがいたらそれはむしろ珍しい方だと思います。年号に對しては、歴史といいますが、日本の伝統といいますが、まあ私も年寄りなだけにそれに郷愁を感じているというか、しかしそれはいままでの歴史ということであつて、そしてそれにはちゃんと年号がくつついてそれを消すというわけじゃないのであつて、むしろ将来の問題として私はいまのように考えるのですが、これはまあ考えの違いとしてそれを置きまして、最後に、私はさっき支持しておいでになる団体の名前を伺ったんですけれども、ちよつとおっしゃいましたけれども、余りおっしゃいませんでした。いや、私もそれは陳情もありいろいろでという団体があることもある程度知っているつもりです、あるいは国会だの街頭で盛んに運動しておいでになる団体のこと

も知っておるわけなんです、それで、私は、現在の憲法の国民主権の立場から、天皇一世一代というところに問題があるということももちろん考えますが、いま申し上げたようなことを支持して、おる団体の多くの団体は、私が承知している範囲内では、いわゆる天皇制を支持しておいでになる、あるいは憲法を改正しないうちかぬということを中心としておいでになり、あるいは自衛隊をちゃんと認めなくちやいかぬとか、あるいは有事立法をつくらなくちやいかぬという御意見を、お持ちになつておる団体が多いように私は思ふのです。そうすると、元号の法制化、天皇一世一代ということから将来のまた前来た道、いわゆる戦争への方向に向かつてこれが突破口となつて、そしてそつちへ進んでいくのではないかと、これを私は心配する。これは私の杞憂なら結構なんですけれども、どうもいままでの歴史、自分の体験を通して私は非常な心配をして、一人なんでありまして、そこで特にこの際法で制定しなくても、というか、現在の状態で行き、それからもしこれを改正する必要があるときにはやはりそのままで自由にするということ、一向差し支えないのじやないのかと、こういうふうに思ふのですが、私のこれは杞憂でしょうか。杞憂なら大変にうれいのですけれども、これも長官からちよつと答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、法制化の経緯等につきましては清水審議官がお答えをいたしましたので、全く私も同じ立場に立つものでございますので、それは省略をいたしますが、しかし、いま御指摘の積極的な元号法制化を推進する団体が右翼的な団体が多いと、あるいはまたこれが、何と申しますか、タカ派的な新憲法まで曲げていこうという魂胆のグループではないかという点で、将来法制化の結果というふうなものが、そうした方向に行くことは心配でならないという御指摘でございました。いままでの審議の中でもやはり大きな柱として、そうい

う御指摘があつたことを承知いたしておるわけでございますが、私もといたしましても先ほど申し上げましたように国民大多數の御意思あるいは動向というものを踏まえてこの法制化に踏み切つたわけでございます。これを推進する実力行使などをやっておられる方々の御意見を踏まえて法制化に踏み切つたわけではございません。

なお、今後の使用、運用については、いま御指摘のありましたような点を、憲法に違反をしたり、あるいは義務化し拘束するといふようなことのないように、これを私も今後政令を制定したりした使用、運用をやつてまいります立場といたしましては、十分なひとつ配慮をしてやつてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) その強制しないといふことですね、いつもおっしゃつています。しかし、政府関係の届け出はやっぱり強制するといふこと、それはどうですか。それもちよつとついでにおつしやつて下さい。

○国務大臣(三原朝雄君) 公的機関、国なり地方公共団体等の窓口業務についてのそうした御心配の点であらうと思ふのでございますが、これも先ほど申し上げましたように、公的な機関なり地方公共団体等におきましては現状のままの元号使用を続けていただきたいといふことは考えておるわけでございますけれども、しかし、窓口で届け出あるいは申請書等をお書きになる場合は、先ほど申し上げましたように、できれば統一した行政事務の合理的な運営の立場から、政府なりあるいは地方公共団体においては元号を使用をいたしておりますが、御協力願へませんかといふことを相談をいたしても、なおかつ、いや、おれはやはり信教、思想の自由で西暦で届け出をすると言われまふ場合は、それはそのまゝ受理をするといふことでございます。決してその際にも西暦でお届けになりますれば、認めない、あるいは却下をしますといふようなことは私もいたさない、またしてはならないといふことで、将来とも

をするといふようなことを考えなければならぬかなあといふふうなこともいま私もといたしましては将来の法制化が行われました際には準備してまいらねばならぬかなあといふ考え方に立つておるところでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) くだいようですけれども、さっきも、現在のものでさき申しました届け出を西暦で書いたところ、役場の窓口でそれを消して昭和にされたところ、こういうのですけれども、そういう事態が今度の法成立の後も一体出てくるかどうかですね。いまの長官のお言葉だと、そういうことはさせないと、協力してくれとは頼むけれども、しかし協力しない、自分は西暦で届けたいといふんだつたらそれをちやんと受け付けると、こうおっしゃつたのですか。本当にそれが履行できますかどうか。

○国務大臣(三原朝雄君) 問題は、文書の受理は西暦で受け付けますといふことをここで率直に申し上げますが、公的機関の公簿でございましてあるいは地方公共団体の公簿等に対してはこれを移帳をするといふか写しかえるような場合におきましては、西暦で出されたものを國の事務あるいは地方公共団体の事務といたしましては行政の統一的な処理上、公簿には西暦を元号に書きかえてやらしていただくことは御了承願ひたい。この点につきましては、再三委員会御指摘がございました。私は、そういうことができれば、公簿でそういう西暦欄と元号欄とが一つにならぬかなといふことを率直に申し上げたことがございまして、けれども、実際上のいまの事務処理規程等を見ますと、それはそういう気持ちはございまして、実際上はできないことではございまして、やはり行政の統一的な簡素化あるいは合理化のためには元号で処理することによってございまして、これをいま変えることは困難でございますといふことではございまして、先ほどはつきり申し上げましたように、窓口の手続は西暦でお出しになりましたものであるいは元号でお出しになりましたも自由を受け付けますが、公簿に記載する場合はそれを書きか

えて記録をさしていただきますといふことで私はお答えをしまつておるところでございます。

○委員以外の議員(市川房枝君) それじや自由じやありませんね。やっぱり強制ですわね。これは本当は法務省関係、戸籍法の関係かもしれせんけれども、届け出て、それで元号に直されちゃつて、今度戸籍抄本とか謄本を取るときには西暦なんかつちやいない、やっぱり元号が入つていふと、こういうことになるわけですね。だから、そういうことをお考えになつておるのなら、そういう官庁関係の届け出については元号なんだといふことをもつとはつきりとおっしゃる方が、私はやっぱり国民を何だかだますといひますか、あるいは国民を心配させる、どつちなのかなあといふ気持ちを持てているんで、そのところはやっぱりはつきりおっしゃつた方がいふと思ふんです。まあさういふのはさういふお答えで、私が申し上げていけば、もうこれは速記録に出ましようから、ある程度読んでくださる方にはわかると思ひますけれども、それをひとつ申し上げておきたいと思ふのですが、それじや、委員長、ありがたうございました、これで私の質問を終わります。

○片岡勝治君 十分ばかり時間が残つていふのでありますので、再度若干の質問をしたいと思ひます。

過日私の提起した問題は大変奇抜な発想と受けとめられておるようでありますけれども、私の申し上げました内容を奇抜と受けとめる方がむしろ奇抜な発想ではないか。というのは、私が申し上げておりますのは、日本の元号制度は、まあ長い歴史はありますけれども、明治になりまして制度的に確立をした、旧皇室典範、それに基づく行政的な措置によつて確立をしたわけでありまして、それが新憲法施行によつてすべて廃止をされた、こういうことであります。それはなぜかといへば、新憲法によつて主権者はわれわれ国民だと、われわれが今度は主権者になつたのだ、こういうことになつたわけでありまして、もし仮に元号法といふもの、元号制度といふものをもう一度つく

る場合には何が一番大切かといえ、今度は主権者の立場、われわれ国民の立場に立って、さてどのような元号をつくったらいいか、もし元号制度をつくるということであればどのような元号にしたいか、こういう発想でなければならぬと思うのです。ところが、今度の元号法案を見ますと、一体内容的に旧皇室典範時代の元号とどこが違うのか。私は、全く同じじゃないかと、こう思うのです。もし違うところがあったら、制定者は違いますが、制定者は違いますが、元号制度そのものを見たときに、どこが違うのですか、これをちょっと一言お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(清水注君) 御指摘のとおり制定権者が違ふということですが、これがきわめて重要な点であらうと思ひます。

それからもう一つは、国会の法律の形で政府に具体的な名称の決定というふうな点について御委任をいただくわけでございますから、これはいわば国民の元号という性格もその面からはっきり言えるかと思ひますが、そのような点が違つてゐる点だらうと理解をいたしております。

○片岡勝治君 元号制度は何かと言へば、その一つは名称であり、一つは改元、つまり元号を改めるにはどういう方法で改めるか、これが一つの制度であるわけですね。そういう点から考えれば旧皇室典範の場合と全く変わりがなく、この法文から見ると、私はそう思ふんですよ。ですから、もしあなた方が言うように、いや主権者が国民であるということであれば、さて元号をつくるときにそれは何を一番先に考えることが必要かと言へば、国民の利便ということでしょう、どういふ年号をつくったら一番便利か、これから長い将来、何百年、何千年後に続くと思へば、どういふ元号をつくったら一番便利かというふうな発想がなければならぬでしょう。ということをお考えれば、一つの試案として出されておる百年を単位に元号をつくったこれは大変便利じゃないか。特に西暦で一世紀、二世紀、二十一世紀といふ

うに百年単位で略称をやつてゐる。あるいは西暦二〇〇一年を期して元号を改正したら西暦と元号とがジョイントできる。そういう国民の利便というところをまず第一に私は考へておるべきじゃないかと思ふ。ただ政府が非常に固執をする天皇の在位期間をもつて一つの元号にするというふうな発想は、明らかにこれは旧皇室典範、旧憲法に基づいた発想なんですよ。ですから、どんなに言い訳しても旧憲法意識というものをからけ出さない。特に政府があるいは今度の法律案を熱狂的に支持している神道の皆さん、あるいは右翼の皆さん方は、やっぱりかつての権威主義から抜け出ない。ちやうど幼児がいつまでも乳母にしがみついて、そうやっていなければ安心できない、そういう権威主義というものが皆さんの気持ちの中にあるような気がする。やっぱり主権者たる国民、その自覚、誇り、そういうものを私たちが持つというところが新しい憲法精神だと思ふんですよ。そのことはいささかも象徴天皇制を侵すものではない。むしろ、つまり天皇というものをこうした政治の舞台に持つてこない、そういうことが象徴天皇制を維持する私は道だらうと思ふのです。

大変長い間審議をいたしました。大阪の聴聞会に行つたときにもこういう意見が出されました。今度の元号法で大変大きな政府の理由として、地方議会が決議をした。私も地方議会の経験を持つておりましてその決議そのものを否定するものではございません。しかし、この間の参考人はこういうことを言つておりましたね。国会のように何時間も何十時間も何日も、元号とは何か、どうしたらいいかというのを真剣に時間をかけて議論したかと言へば、必ずしもそうではない。そういうことからすると、果たしてこの議会の決議というものの数だけこれを見ること、いいかどうかということは私は大変問題にならうと思ふわけですね。これまでも地方議会ですらいろいろあることを決議しましたね。その都度、率直に言つて政府は非常に冷たい態度をとつております。たとえ

ば一般消費税、これはもうほとんどの議会は決議しているのじゃないですか。こんな悪い税金はやめてもらいたい。しかし政府はなかなかあきらめようとしません。もし元号と同じように、もう全国の県会、市町村議会が決めたら、どうか、それじゃもう一般消費税はやめよう、というところを一方でやつておれば私は信頼するんですよ。そういうことはもう何にも手をつけなくて、これだけは地方議会の決議だ決議だといふことで押しつけてくる。もしそういうことであれば、端的に、またちやつと皮肉に聞かえて申しわけないのですが、いま証人喚問で非常に騒がれてゐる。これを地方議会で決議するといつたら、恐らく九十九％決議するでしょう。あの人を証人喚問しなさい、あの人を告発しなさい。それじゃやりますか、政府は、自民党は。ですから、元号だけは地方議会の意見を尊重しますよ、そのほかのことはだめですよという政府の態度は、やっぱり国民として私たちとしては納得できないんですよ、そういう理由だけを非常に強調されるということ。

いずれにいたしましても、大変長い審議を通じて私はむしろ多くの疑問を持つてまいりました。同時に、主権者たるわれわれは何をなすべきかというのを元号問題を通じて私自身も大いに勉強させていただいたわけでありまして、なおまた、元号の使用の問題につきましても、法文に何ら触れていないだけに、ますます多くの疑惑を感ずる。したがって、国民世論も、法制化する必要はないじゃないか、そういう声が依然として大変強い。もうお答えは結構であります。私はこの質問を終わるに当たつて、よくよくひとつ政府も、また関係者も、この元号問題の審議を通じて、私たちが初め多くの国民の声、いわば隠れた声かもしれない、今後そういう声にもひとつ耳を傾けてやっていたらいい、このことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(松田徳太郎君) 午前八時四十分の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時から再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時一分開会

○委員長(松田徳太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

元号法案を議題といたします。

午前八時四十分の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○山崎昇君 四月二十七日に元号法案が参議院に回つてまいりましてからや一月半近く議論が進みまして、それぞれ各党からもいろいろな点にわたりました。質問がございました。私が最終でありますが、最初つづいた原稿がもうほとんどずたずたになりましたから、少し飛び飛びになったりする点があるかと思ひますが、聞いておきたいと思ひます。

元号に入ります前に、一つ防衛庁長官に聞いておきたい問題がございましてお答えをいただきたいと思ひますが、実は昨年の六月に北海道の護国神社あるいは旭川の護国神社の例祭等をめぐりまして自衛隊員の参加あるいは市町村会議員の出張による参加等々がございまして、憲法二十条との問題が改めてまた提起されてまいりました。そこで、まず防衛庁にお聞きしますが、昨年の六月にこの例大祭に制服の自衛隊員が約五十名ほど出席をしたと言われておりますが、まずその事実とどういふ形であつたのかの報告を求めたいと思ひます。

○国務大臣(山下元利君) 北海道護国神社は自衛隊の旭川駐とん地の前にございまして、昨年の例大祭の日には、式典に参列した隊員のほか、ちやうどそのときに音楽大行進に音楽隊が参加いたしました。あるいは境内で行われた銃剣道大会に参加した隊員等もおりますので、相当数の自衛官を見かけられたものと思ひますけれども、そのどのような人数かということにつきましても、

政府委員の方から御説明させていただきます。

○政府委員(夏目晴雄君) 当日、護国神社の祭典に際し、自衛隊側で参拝した者の数は、方面総監以下各師団長等十数名というふう聞いておりますが、ただいま大臣からお話がありましたように、当日音楽大行進がございまして、これに音楽隊関係が約三百数十名参加した。それから同じように当日境内で行われた銃剣道大会というのがございまして、これにも二十四チーム約二百五十名が参加してあるというふうなことから、いま先生御指摘のように相当数の自衛官が当日この周辺に目についたであろうというふうに思われます。

○山崎昇君 私はいまよくこれが本題でありませんから、余り多くのことを聞く時間がないのが残念なんです。私は調べた資料をいまこれだけ持っています。これは現地の新聞、それから護国神社で出しておりますもの、さらには各市町村の支出の内容から、すべてここに資料を持ってあなた方にいまお聞きをしているわけなんです。この自衛隊員の参加というのは、これは一体公務なんだろうが私人なんだろうが。私がかかりに皆さんに申し上げれば、私の資料で参加した者は、自衛隊第二師団音楽隊、北部方面音楽隊、第七師団音楽隊、第十一連隊音楽隊、名寄連隊音楽隊、第一戦車団、第一特科団、第二音楽隊、第五上富良野と、これだけのものが私人として参加するということ。これは私にはあり得ないと思う。部隊として参加しているのじゃないか。そうならば、当然これは公人として参加することになる。宗教法人でありますこれらの例大祭にどういうわけか、こういう自衛隊員の制服がこれだけの者が参加しなきゃならぬのか、この点がどうしても私も納得できない。

さらに、時間を節約する意味で私は言っているのですが、あなた方が出しております昭和四十九年十一月十九日の事務次官通達に明らかに違反する。これを読みますと、一体こういうことが許されていいのかどうか、もう一遍ひとつ答弁してもらいたい。

○国務大臣(山下元利君) たまたま当日北海道音楽大行進というのが旭川市初め報道関係の主催で行われておりまして、いまお読み上げになりました音楽隊がこの音楽大行進に参加いたしましたことは事実でございますが、私も、すでに、いま御指摘ございましたように、事務次官通達を逸脱しないように十分指示いたしておりますところでございますし、このたびもそうした音楽大行進に参加いたしました、このように承知いたしておる次第でございます。

○山崎昇君 本日はあなたの方にこれを読んでもらった一番いいのですが、この事務次官通達を見て、たとえば「部外行事への協力について」宗教的色彩を帯びた行事(神官、僧侶、牧師等の主宰する祝典、儀式等)に浴込んだ形で、自衛隊の音楽隊、ラッパ隊、儀仗隊等が参加することとは、主宰者が宗教団体、非宗教団体のいずれを問わず、宗教的活動に関与したことになるので、厳に慎むべきである。これがあなたの方の通達じゃないでしょうか。また、その下にも、非宗教団体が主催する慰霊祭、追悼式であっても参加しなさい、いけません、こうあります。また、部隊等で実施する葬儀は原則として非宗教的形式によるものでなければならぬとか、大変りっぱな通達をあなた方が申し上げておられる。しかし、現実的には、いま私が申し上げただけでも、ざっとこれだけの制服自衛官が参加しておられる。これは承服できる仕掛けのものではないかと思っております。一体長官はこれに対してどういう考え方を持つか、今後一体どうされるのですか、重ねて聞いておきます。

○国務大臣(山下元利君) 音楽隊につきましては、ただいま申しましたとおり、北海道音楽大行進というのが当日行われまして、それには学校や中学校やなんかの音楽隊も参加されておりますが、自衛隊の音楽隊もいまお読み上げになりましたような音楽隊が参加いたしておりますが、これはあくまでそういう旭川市並びに新聞社等の主催によりますところの北海道音楽大行進に参列したわけでございます。これはもういま私も事務次官通達につきましてはこの趣旨を十分徹底いたしておりますので、いま申し上げましたとおり、この次で、これは決して事務次官通達を逸脱しているものではないので、御了承賜りたいと思う次第でございます。

○山崎昇君 長官ね、そういういいかげんな答弁をしちゃいけませんよ。ここにありますのは、例大祭は六月四日の合祀祭に始まり五、六両日に行われ、葬儀には北海道知事、陸上自衛隊北部方面総監、あるいは市町村長、遺族会、そういう形のものがやられて、二日目になるほど武術大会、音楽大行進もあります。ですから、第一の初日にはこういうものにも自衛隊の幹部が出席をされておられる。明らかにこれは一宗教法人の行事に対してあなた方は出席しているじゃないですか。どうやってこの次官通達にどこから読んでも私はこの範囲内なんというにはならない。そういう詭弁を弄すに、やっぱりあなた方はやっちゃった、これは実は、もうやりませんか、通達は厳重にやりますとか、そういうことがきちんとしたあなたの答弁でなければ、三軍の指揮官としてのあなたの意見を私は疑わざるを得なくなってくる。そういう意味でしかとした答弁をしてもらいたい。

○国務大臣(山下元利君) 音楽隊は先ほど申しましたとおりでございますが、なお例大祭に総監等自衛隊員が参加いたしておりますが、これは個人として参列いたしておる次第でございます。これは事務次官通達の趣旨に反することにはならないと、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 そんなことになってはいけません。北海道知事も堂々と自分で知事として出席していますと書いてある。そういういいかげんな答弁をあなた方は繰り返すから、同じことが国会で論じられなければならぬのです。

文部省にもお聞きしますが、こういうものに学校の生徒が、小学校、中学校、高校の生徒が何百人も出席をして道路を歩くわけでありまして、一体これは教育活動の一環なのか、学校を休まして

こういうことをやっているものか、この点について文部省の見解も聞いておきたい。

○政府委員(諸澤正道君) けさはどの御指摘で詳細あるいは十分調査ができていない点があるかと思うのですが、私が聞いてある範囲内で申し上げますならば、旭川の護国神社の例大祭に音楽大行進をやるといふその大行進の部分に中小学校の子供が参加をしている、何でそういうのへ参加をするかといふと、この大行進というのは主催者の一つが旭川吹奏楽連盟というので、要するに中小高等学校には子供のうちに音楽を特に愛好する子供が部活動等として音楽隊を組織しておるといふのがあつたわけでございます。そこでそういう子供の部活動を助長発展させるといふのが学校の教育活動の一つでございますから、たとえば、先生御承知のように、野球の対外試合であるとか、その他各種の試合などの場合は、部活動の一環として学校が計画して遠く土地まで遠征をさせるというのをやるわけで、それと同じように、音楽の活動につきましても、何らかの機会に子供が日ごろ練習した成果を一般の市民に聞いてもらって、それに対する評価を高め、子供の熱意をおおるといふ、これもやっぱり教育活動の一つだと思っておりますので、恐らくそういう趣旨で北海道旭川の例大祭のときの北海道音楽大行進に各学校から参加の希望があるものを募ってこれに参加させておるといふことだろうと思っております。そういう場合の扱いは通常は部活動に従事する子供のうち希望者を募ってそれに参加させる。それで、学校教育の一環として考えますから、学級の扱いとしては出席ということであるのが通常の取り扱いだろうと思っております。

○山崎昇君 そんな美しいことばかりじゃありませんよ。当日の記録によりますと、こういうことになっていく。まず軍歌が歌われて、その後には旧陸海軍礼式歌「海行かば」の歌詞及び「同期の桜」が歌われている。その後には天皇制思想、軍国主義思想を強調する国のための美名のもとにいろいろな人のあいさつがあつて、その後には音楽隊が並ん

た。これは教育活動の一環なのか、学校を休まして

た。これは教育活動の一環なのか、学校を休まして

た。これは教育活動の一環なのか、学校を休まして

た。これは教育活動の一環なのか、学校を休まして

た。これは教育活動の一環なのか、学校を休まして

で自衛隊の音楽隊を先頭にしてシンタシンタ歩くんですよ。これは子供の教育の一環なんというところにはなりません、そんなものは。ですから、私もこれはいざ憲法二十条の公権力の宗教への介入の問題として議論せねばなりません、少なくともこういふものに対してはもう少し政府は慎重でなければならぬと思っています。その点をきょうは時間ありませんから指摘をしておきます。

自治省にお伺いしますが、実はこれらのものについて、たとえばいま一番問題になっておりますのは留辺蘂の町役場の問題であります、職員に出張命令を出して町から代表に引率をさせてこれに参加をする。そこでこれが問題になって町長と組合との間に団体交渉が持たれて、これはいつに町長は、それは職員はやらせません、社会福祉協議会とか民間の団体に引率させますというところで一応の收拾を図っているようでありますが、一体これはどういふことになるんだろうか、公費の支出になりやせぬだろうか。さらに、この予算書をずっと見ますと、大変だ、補助金、賛助金その他で最近遺族会に対して助成金という形で出して、もらった遺族会の大半は何に使うのか。それは北海道護国神社参拝負担金として大半が使われる。言うならば、支出の仕方は間接でありますけれども、公費が堂々と宗教法人のこれらの行事に支出をされている、こういうことがまかり通っている。一体こういうことが許されているのかどうか、自治省の見解を私は聞いておきたいと思うのです。

さらに、留辺蘂ではいまそういうことになっておりますが、これらの行事について職員が拒否すると、それに対していろいろな町側の問題提起が出されてくる。明らかに私も言えればこれは憲法違反なんです。こういうことについて自治省はどう考えられるかということ、あわせて防衛庁長官に聞きますが、この留辺蘂町の職員組合から防衛庁に対して、二月だと思いますが、質問書が出されておりますが、いまだに回答がないという。事務次官連達との関係について質問書が出されておりますが、いまだに回答がないという。一体これはどういうことなんだろう、まずこの二点をお聞きします。

○政府委員(柳沢長治君) 留辺蘂の問題につきましては、詳しく存じませんので、ただいま電話照会を概略を聞いてみたわけですが、この町の遺族会の四十一名を町の職員二名が旭川市の護国神社の大祭に引率をさせていただいたと、こういうことによりでございますが、遺族会と申しますと高齢の方が多いので、いろいろ身の回りの世話をした、あるいは連絡事務をするというふうなことで、町の職員が同行しましたのは大祭に参加する遺族会の方々の世話をするという意味で援護業務として参加したのではなからうかと、このように考えております。そうしますと、先ほど御指摘の憲法と直接抵触するということには必ずしもならない、援護業務として町の事務として職員が同行したと、このように考えております。

○山崎昇君 そんなあなたはいかげなことを言うんじやありませんよ。きちんと公務の出張命令が出て引率者として行っているんですよ。ここに出張命令簿もありません。支出の帳簿もありません。それからいま申し上げましたように助成金、賛助金その他という意味で遺族会に出される。その遺族会は全部そういうものに使われる、ほとんどが。これは公費として宗教問題にかかわるといふことに私はなると思う。そういうものについて、あなた方ももう少しやはりきちんとしてもらいたい。きょうは突然の質問ですからそう多くのことを私はやらなくてもいいんですが、今後自治省としては全国のこの種の問題について十分なひとつ調査をお願いしたい。私がいまここに持っておりますのは、北海道におきます網走、北見、滝川、滝ノ上、美幌、置戸、白滝、遠軽、留辺蘂、中標津等々、何人が引率者で出て、何人が旅費をもらって、どれだけの予算が議会にかかって、支出をして、どうなったかというのが全部ここにありまして、しかし、時間がきょうはありませんから一々

は申し上げませんが、この点はひとつ調査をして明確に今後してもらいたいと思います。
○国務大臣(山下元利君) 御指摘の点につきましては、本年二月留辺蘂町の職員組合執行委員長から北部方面総監あて質問状が届いていることは事実でございます、それに対してお返事を差し上げておりませんが、一般論としてはいろいろ書面をいただければ回答いたすことにはいたしておりますけれども、この問題につきましては、先ほど申しましたように、隊員個人が参拝したことであり、また音楽隊も宗教的色彩のない行事への参加ということと考えておりました、特にお答えする必要はないと考えたものと聞いておるわけでございます。

○山崎昇君 先ほど私が言いましたように、明らかに事務次官連達違反ですよ。これはあなた方が自分で決めたことを自分で自分の部隊が破っているんですよ。そして、それに対して質問書が、いまだに回答ができない。これは許されていないことではないかと思ふ。早急にあなた方の見解をやはり答弁をすべきだと思ふ。

そこで、宮内庁に私はお聞きしますが、二重橋といふのは、あれは一体どの財産ですか。
○説明員(富田朝彦君) いまお尋ねの二重橋といふ橋、橋梁についてのお尋ねと存じますが、橋梁そのものは宮内庁のいわゆる所管するものでございます。

○山崎昇君 そこであなたにお聞きしますが、この護国神社の報告によると、「昭和三十八年、造営中にあたり宮内庁より旧二重橋御旧材の御下賜も頂き社殿前の高欄として設置、光彩をそえて」と、こうある。一体宮内庁は、二重橋のそういうものを護国神社にこれを「御下賜」と、こうなっていますから、宮内庁がやったんだと思う。これは一体どういう理由で、これは財産処分なのか。しかし「御下賜」といいますから、それはならない。これはわれわれどういふふうに理解したらいいんだろうか、長官の答弁を求めます。
○説明員(富田朝彦君) ただいま急のお尋ねでござ

いますので、詳細な事実については存じておられないのが大変残念に存じますが、二重橋はいわゆる鉄橋、石橋でございます、木材その他を使っている部分は、補強その他多くの部分に木材が使われているとは存じません。ただ、この二重橋が非常に古くなりましたために補強をいたしましたことは事実でございます。その際に、当然のことでございますが、これはいわゆる記念品というふうな記念のものというふうなものは、たとえば財団法人明治村に、当時の鉄橋にかかっておりましていわゆる燈、これが財団法人明治村の博物館の希望によりまして譲り渡されておりますが、私は無償でいわゆる下賜ということとはまず財産管理上ないと存じます。

○山崎昇君 これはあなたに調べてもらいます、この文章が正しいとすればですよ、もう一遍読んでおきます。その前にいろいろ書かれていますが、なお書きで、「なお、昭和三十八年、造営中にあたり宮内庁より旧二重橋御旧材の御下賜も頂き社殿前の高欄として設置、光彩をそえて」と、こうなっている。だから、少しばかり記念品として上げたものではない。高欄として設置をされている。そして、護国神社としては、それによって光彩を放っている。だから、あなたの方は宮内庁の財産だと言ふ。宮内庁が財産を処分したのかどうか知りませんが、これによると「御下賜」と、こうあるから、私は、この文章からいけば、天皇陛下が賜ったのかあと、こういう気もします。これは調べてもらわなきゃなりません。いざこれにいたしましても、こういうことがやっぱり現行憲法上でまかり通っている。自衛隊も、学校は、教育と称してこういう軍国主義的なあいさつやら歌やら、その後について子供がラッパや太鼓をたたきながら何百人と歩いて歩く。こういうことが私は許されていいものかどうか。きょうは時間がありませんから、一方的に私の方で事実を申し上げていますが、ぜひひとつこういうことのないようにしてもらいたい。そうでなければ

ば、防衛庁に重ねて言いますが、幾らあなた方がこんなりっぱな通達を出したって紙くずにしかならない、こんなものは。

ですから、今後一切こういうことのないように、宗教的な活動にかかわらぬように、誤解を受けないようにしてもらいたい。そういう意味で、重ねて防衛庁から文部省、自治省、そして宮内庁の答弁を求めて、この問題は終えておきたいと思ひます。

○国務大臣(山下元利君) 憲法二十条の精神を守っていることはもうわれわれ申すまでもないところでございますが、宗教的活動につきましても、事務次官通達の趣旨を逸脱することのないようにさらに注意したいと思ひ次第でございます。

○政府委員(諸澤正道君) 学校教育における宗教上のあり方あるいは政治教育のあり方というように示されてあるとおりでございますから、御指摘の点等を念頭に置きながら今後の教育内容の充実に努力をしまひたいと、かように思ひます。

○政府委員(柳沢長治君) 御指摘の実態を十分調査しまし上り、必要があれば適切な指導をしたと思ひております。

○説明員(富田朝彦君) さらに実態を十分調査をいたしてみたいと思ひておりますが、その上で誤解を生ずるようなことのない取り扱いに十分注意をいたしたい、かように考へます。

○山崎昇君 そこで総務長官にお尋ねいたしますが、この間わが党の委員からも質問がありましたように、靖国神社に戦争犯罪人、特にA級戦犯が合祀をされた。これに大平総理大臣が参拝をしたわけですが、この靖国神社に合祀をされているという点と直接的に私は関係ないと思ひますが、政府が主宰をいたしました八月十五日に全国戦没者追悼会という追悼式があります。これで追悼される方々と靖国神社に合祀されている方々と、一体ダブっているのかダブらぬのか、もしダブるとすればどういふ点で共通点があるのか、おわかりでしたら答弁してはしい。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、詳細についてはつまびらかにいたしておりませんが、ダブっておるのではないかとと思われる点もございしますが、厚生省が所管をいたしておりますので、ひとつ十分連絡をした上で確実な御返事を申し上げたいと思ひております。

○山崎昇君 実は、私、先日、靖国神社の合祀基準の変遷と合祀手続についてというものを伺ひました。私の手元に印刷されたものが回答として参りました。これが戦前と戦後と分かれてゐるわけでありましたが、戦前は各陸海軍省で個別の審査をしてそして大臣から上奏といふことから宮内庁を通じて天皇にその名簿が出されて、そして天皇が裁可をして、官報で発表されて合祀といふものが決まっておったと説明されてゐます。じゃ戦後はどうなっておるかといふと、「第一、第二復員省の資料及び厚生省經由各都道府県に照会して得た資料に基づき、旧陸海軍の取扱った前例を踏襲して、合祀の取扱ひを決定した。」「この報告になりました。やり方は大体同じだといふんです。そして、最後に、「毎回の合祀に先立って合祀者名簿奉呈上奏の手続をとる。」「と、こう書いてあります。

そこで宮内庁に聞きます。戦争前も、合祀の名簿については、宮内庁を通じて天皇に出されて、天皇がそれに裁可を与える、それによって靖国神社に合祀をするという手続になる。戦後は、確かに御裁可という言葉はないが、「合祀者名簿奉呈上奏の手続をとる。」「と、こうある。したがって、宮内庁を通じて天皇陛下まで行くのかどうか知りませんけれども、そういう形でこの靖国神社の合祀といふものが決まっておる。そして、合祀をされている者は戦後だかと言へば、「昭和二十年十一月二十日、臨時大追悼祭(将来靖国神社に祀らるべき満洲事変以降大東亜戦争に至る陸海軍軍人軍属等を招魂奉斎のための祭典として執行される。」「言ひならば、祭られてゐる人は、あの第二次大戦まで亡くなられた方々等が祭られたこととなる。したがって、靖国神社の性格といふのは、戦後一宗教法人にはなつたけれども、ずうとやっているとはいへないおののです。そういう意味で、一体、宮内庁はこの上奏の手続といふのをどういふふうにとらえておるのか、聞いておきたい。

○説明員(富田朝彦君) 戦前の扱いにつきましてはただいま委員からお話があったので、古い記録は存じませんが、恐らくそういうことであつたかと存じますが、戦後の問題につきましては私そういう形があることは存じません。ただ、いまお話の中で、いわば奉皇という、神社側の用語かとも存じますが、奉皇という言葉があつたように存じますが、あるいは例大祭の後等にそういう名簿を侍従の方に届けるというふうなことを行つてゐるかもしれないが、これは決して上奏とか、そういうものとは一切性格を異にするものであり、陛下にそれを一々申し上げたり、あるいは、言ひまでもないことと存じますが、その御裁可を受けるというふうな性格のものでは全くない、かように存じております。

○山崎昇君 そうじゃないのじゃないでしようか、この文章からいへば、私はいま靖国神社の問題を例に出しておりますが、実際にやられてゐることは、憲法では、政教分離だとか、宗教には介入いたしてはならないとか、靖国神社は一宗教法人ですからそこを自主的にやっておりますとか、こう言う。だが、実際に文章をもらつていろいろ見るといふと、それはなかなかならない。この辺がやっぱり元号問題でも幾ら政府がいろいろな説明をしてもでき上がったからそれではないのじゃないか、そういう心配が国民から取れないのはこういうところにも一つ問題が私はあると思ひてゐるのです。

そういう意味でいま例題として出しているのですが、そこで、総務長官、これは入江さんの「宮中歳時記」といふ本です。私も宮中のことについてはほとんど知る由もありません。努めて最近入江さんの書いたものだとかそういうものを読みながら宮中といふものについて知ろうと私も

努力しているつもりです。これによりましてといふと、八月十五日に全国戦没者追悼式といふのをこれは昭和三十八年に初めてやられたということになつておりますが、祭られてゐる人はだれか、これがまたやっぱり問題の一つです。これもこの入江さんの本によりましてといふと、「式典の戦没者の範囲は、日華事変以降の戦争による死没者(軍人・軍属・華軍属二三〇万人、外地死没一般邦人三〇万人、内地戦災死没者五〇万人、計三二〇万人)とする。」「と、こう説明されてゐます。そうすると、私は、冒頭お聞きしましたように、靖国神社で合祀されている者と政府が主催で行いますこの内容とはほぼ一致してゐるのではないか。このときの八月十五日もやられると思ひます。そのときにはA級戦犯だつて入つてくるおそれがないとはいひ切れないのじゃないか、こうさへ私どもは思はざるを得ない。そういう意味では、これは非宗教的なものでありますけれども、さういふ点で、この本に間違いがなければ私がいま読み上げたところでありまして、総務長官の主管ではないといふ問題について一体どういふふうな考えをお持ちのか、この機会に聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(三原朝雄君) 先ほど申しましたように、八月十五日の祭典は御承知のように厚生省が主管をしてやるわけでございますが、いま御指摘のございましたような点でいろいろ問題があるという御指摘でございますが、ひとつよく厚生省と連絡をいたしまして慎重に対処してまいりたいと思ひます。

○山崎昇君 きょうはもう時間がありませんから問題は移りますが、とにかくにも、重ねて申し上げました名簿の問題から始まつて、関与の仕方が憲法上疑義があるようなやり方になりつつある。単に菊の御紋章だけの問題ではありません。そういう意味で、政府も宮内庁もひとつ慎重に扱ひように私はこの機会に警告をしておきたい

と思うのです。

さて、法制局長官にちよつとお伺いたしますが、今度の元号法案提案に当たって、盛んに新しい言葉として事実たる慣習、事実たる慣習という言葉が使われる。そこで、あなたは法律の専門家でありますから、いま日本に事実たる慣習というのはどういうものがある、どのぐらい存在するのか、それから事実たる慣習と少し違う概念に慣習法がありますが、一体この慣習法に基づいて存在するものがあるのか、説明を求めておきたい。

○政府委員(眞田秀夫君) 事実たる慣習と一口に申しまして、これは日本国民が社会生活を行うについてのしきたりということでございますので、日本に一体どれだけの慣習法あるいは事実たる慣習があるかというお尋ねにお答えすることは不可能でございます。

それから事実たる慣習と慣習法の区別につきましては、国民の社会生活を行う上においてのしきたりのうち、法的な確信を伴うもの、これが慣習法でございます。そこまでは至らないがしきたりとして行われているもの、それを事実たる慣習というふうに区別しているわけでございまして、慣習法として一体それではどういふものが法律上あるかということになりますと、たとえば商法をごらんいただきますと、商法には、この法律に特別な規定がない場合には商慣習法による、商慣習法もない場合には民法によるというふうに書いてございまして、法律の世界でも慣習法という概念はりっぱに採用されているわけでございまして。

○山崎昇君 事実たる慣習を全部あなたに挙げられなくて、あなたの知っている限りでいいですか。一体どういふものがいま存在するのですか。まず、あなたの方の説明によれば元号ですな、いま提案されております。これが事実たる慣習だと。それじゃ、そのほかに事実たる慣習としていま世の中で行われているものはどんなものがあるのか、あなたの知る限りでいいです。述べてみてください。

○政府委員(眞田秀夫君) 非常にお答えのむずかしい御質問でございます。一体どういふものが事実たる慣習として現に国民の間に定着して行われているかということになりますと、これは本当にお答えするのが困難なわけでございしますが、たとえばお正月に門松を立てるとか、あるいはクリスマスにいろいろなお祭りをするとか、そういったものはこれはまさしく事実たる慣習ではなかりうかと思う次第でございます。

○山崎昇君 私は、あなたは法律家だから、法律的なことを聞きたいと思つて聞いています。それは事実たる慣習ですか、この存在は。たとえば日の丸、君が代、法律の公布を官報でやるといふこと。首都東京というものはこれは根拠もない。公法におきまして時間の計算も何にも規定も根拠もない。だがしかし、現実的にはこれによってわれわれの生活が縛られているんですね、ある意味で言え。だから、私はあなたに聞きたいのは、法律的分野で一体どういふものが事実たる慣習としてあるのだろうか、絶えず疑問を持っています。元号が事実たる慣習、事実たる慣習と言ふものだから、元号だけが何か事実たる慣習で、あと何にも日本に事実たる慣習がないような錯覚になるのじゃないだろうか。一体、法制局というものは、これだけ法制化すればいいんで、あとのことはほったらかしていいものかなあという疑問も持っています。そういう意味でいま聞いてみたのですが、私の挙げましたこれは一体どういふものだろうか、あなたの見解を聞きたい。

○政府委員(眞田秀夫君) いま山崎委員がお挙げになりました幾つかの事例のうち、法令は官報で公布するということとはこれは最高裁判所の判例もございまして、官報で公布をするということはいま公公式令という法律はなくなりましたけれども、官報に載つてなければ、これは普通のテレビやラジオで放送をし、国民に知らせるといふことだけでは効力が出ないという意味においては慣習法と言つていいのじゃないかと思つています。

それから日の丸、これは日の丸につきましては部分的に商船規則なりというような規則、明治三十二年に出たその規則では、日の丸を日本の船舶は掲げないといふ規則がありました。それから商標法というような法律がございまして、国旗は登録を受けつけないという規定もございまして。ですから、そういう限られた分野においてはこれははっきり法的な効果を持っているわけなんです。そういうわけで、およそ日本を標準するシンボルとしての旗は日の丸であるということにつきまして、これは事実たる慣習だと私は考えております。

君が代についても同じでございます。日本の国歌は君が代であるというように定めていふ法律はございせん。ございせんが、日本国民の理念として日本を標準する歌は君が代であるといふことは一般に通用しておるし、世間でも事あるごとにいろいろな場合に国歌として君が代が歌われておるといふ事実は、これはもう歴然たる明らかなことでございます。そういう意味におきましてやはり事実たる慣習であるといふふうに考えておる次第でございます。

○山崎昇君 そうすると、いまあなたの説明では、日の丸も君が代もこれも事実たる慣習ですな、事実たる慣習。そうすると、政府としてはこれをどうしようしなきゃならぬという規制する何物もありませんね、逆に言えば。それはそれでいい。事実たる慣習だから、私は君が代を歌いたくないといふは歌わなかつた方がいいんだし、そうでしょう。だから、なぜ私これ聞くかというと、この間学校の卒業式で君が代をジャズ風にしてピアノを弾いたら首になつたという、そういう記事が出ていた。もし事実たる慣習で、何も強制するものもなければ、本人が君が代をジャズ風で歌おうが、ポピュラーで歌おうが、それは処分の対象になるようなものではないのか、こうさえる思ふののだが、ただ世間の人が笑うとか笑わないとかは感情論の問題です、そんなものは。だから、私

がなぜあなたにこういうことを聞いているかというと、法制局がもしやるとするならば、事実たる慣習ということをやたくさん拾い上げれば――私は主としていま拾つておきますのは、これはあなたの先輩の法制局長官の佐藤達夫さんがいろいろ書いています。ずつとあの人のものを読んでもいい。と、たとえば私がさつき申し上げました官報によるんだってこれは何も根拠がない、かつての公公式令がないんですから。あるいは公法関係の期間の計算についても何もない。中央政府の所在地東京を首都と、こう言うけれども、これも何にも根拠がない。ただ、東京が首都だと言つていただけの話だ。だから、私は、法制局なんかは一番最初にやるべきことは、国の物の考え方二分するような元号も一つの事実たる慣習ならば、そんなものをこれだけあわててやる必要がないのではないかと。言うならばやることがあるのじゃないか。法制局に聞きたいということ。そういう意味で私は聞いていたわけだ。ところが、そういうことをあなた方は一向に何にもせぬで、そしていま問題になっているような元号だけは事実たる慣習だ事実たる慣習だという形で進めてくるというやり方に対して私が承服できないものだから、いまあなたにあなたは法律の専門屋だから聞いているわけだ。どうですか。

○政府委員(眞田秀夫君) 君が代が日本の国歌であるということについては事実たる慣習としてりっぱに通用していることだと思つています。ただ、ジャズ風に歌つたから首になつたんだというふういふ事実関係は、これは私がここで答へすべき筋合いのものではない。そのほかいろいろいふる事由があつて分限処分を受けたのだらうと思ふというお話もついでこの前委員会文部省の局長さんから御説明がありました。

それから東京が首都であることについて法令上の根拠が一体何にもないではないかといういまお話をございしますが、首都圏整備法とか首都に関する法律は幾つかございまして。その中には、東京都の区のある区域は首都圏であるというふうに書いてございまして、それから裁判所法の条文をこ

らんになりますと、最高裁判所は東京に置くという明文の規定もございます。ただ、国会は東京に置くとか内閣は東京に置くという規定はございません。ございませぬが、東京が日本の首都であるというそういう確信は、これは日本国民だれもが疑いなくそう信じていることであらうと存じます。

○山崎昇君 だから、事実たる慣習というのがそういうものであれば、それを拒否したからといってそれによってどうこうされるべき性質のものであればありませんね。だから、私がいま挙げましたのは、事実たる慣習だとあなたは言っても根拠はまるっきりないんです。元号法案をこれだけ根拠を与えるとなつた方が法的にやるならば、なぜこういうものについて真剣に法制的にやらぬのか。何ともしやにそうなっているからそれでいいじゃありませんかと。これはあなたの考え方、それなら元号だつて同じことじゃないですか。だから、そういう意味で、法制局の私はとるべき態度でないという意味でいま申し上げているわけなんです。そこで、いよいよ元号の問題について聞いていきたいと思うんだが、まず宮内庁長官にお聞きします。

先ほどもちょっと私は申し上げましたが、戦前の天皇制とそれから現行憲法上の天皇制ではもうまるきり違う。これはもう私からいまさら申し上げるまでもない。なぜかと言へば、立法権は国会に、行政権は政府に、司法権は裁判所に。かつてはこの三つが全部天皇に集中しておつた。さらにまた、統帥権といって、いまの言葉に直せば自衛隊の指揮権も、全部これは天皇に集中しておつた。それが全部なくなつて、天皇のやることは限られた国事行為しかできなくなつた。言うならば、天皇制というのは、戦前の憲法と戦後の憲法ではまるきり違う。一変している。そこで宮内庁に私はまず聞いておきたいのは、入江さんのこの本を読んでみても、一月から十二月までの行事が少し書いてある。一体皇室というのは民主化されたのかされないのか。天皇陛下の行事とか儀式と

かそういうものは戦前と戦後で変わったんだか変わらぬのだから、まずそこから聞いていきたい。もし変わったとすればどういふ点がどういふふうに変つたのか、それを聞いておきたい。

○説明員(富田朝彦君) ただいまお尋ねの戦前の天皇制と戦後のそれとの関係において民主化されたのかどうか、あるいはいろいろ諸行事、諸儀式がどうなつたかと、こういうお尋ねのように承つたわけでございますが、これは陛下のあれをそれとなく拝見しておりますと、常に国民とともにあつて国民の中にあるべきだといふことがいろいろな場合に拝察ができるわけでございしますが、そういう現在の皇室、法律制度を離れまして考えます場合に、そういう皇室のいわば色合いであらうかと存じますが、その「宮中歳時記」に挙げられておりますいろいろな行事、儀式、これを私も全部まだ通読をいたしておりますが、いわば、たとえば民間にも伝えられておりますおひな祭りとか、そういうようなものをずっと続けてやつておられるというふうなご事情、あるいは行事、儀式の中でも、いわば戦前からずっと続いておりますものもございしますが、戦後のいわゆる法律制度に伴ひまして、あるいは総理の任命につきましては国会の議決によつてその国事行為としての任命儀式が行われていふというふうな、あるいはその他認証官の任命の式というふうなことも臨席をされておられるわけでありまして、そういうものは戦前にはなかつたと存じますし、そういうものは新しく戦後の法律制度というものに基いていふと行われていふというもので、さらに、戦前でありました外国との交際というものは非常に限られた交際しかなかつたかと存じますが、戦後、ことに最近に至りますと、外国との交際というふうな象徴たる天皇の立場での国際親善のための外国交際、これも非常にまたふえてきておりますので、そういうふうなふえている分もかなりあらうかと思ひます。

○山崎昇君 あなたはこれを全部読まれていないそうなんでも私もちよつとやりにくいのですが、私

はまあこれを通り読みました。このほかに、入江さんは、「日は好日」というたしか本だったと思ひますが、それも最近書いております。そのほか二、三読ましてもらいました。これは、先ほどご紹介しましたように、一月から十二月までの主な行事といふんですか、そういうものを全部書いてありますね。いまあなたの言われたように、憲法で決められた国事行為に基づく行動については確かに変わった点は私どももあると思う。だが、宮中をめぐります儀式といふんですか、そういうものについては、これを読んだ限りではもう全く変わりがありませんね。ほとんどと言つていいくらい変わりがありません。だから、そうなる、われわれの目に映るところでは、確かに、植樹祭へ行つたり、園遊会に出て話したり、あるいは外国の方々とお会いして話したりという面では何か民主的な人間的なような様子を受けるけれども、こういうものでわれわれの目に見えないところでやつていふことは、もう連綿と続いて天皇制そのものはほとんど変わっていないのではないのか、何にも変わっていないのじゃないだろうか、こう私も考えざるを得ない。あなたはおそばにおられるわけですから、したがって、これは読まなくても、少なくともこれは宮内庁におられる一流の方々が執筆したようでありますけれども、あなたは必ずとおそばにおられてずっといろいろなことをやられるわけでしょうからわれわれより詳しいわけなんですね。そういう意味では、一体皇室の民主化といふのは、いまあなたが説明あつたほかに、こういう儀式の面からいふたらどういふふうな民主化されたのか、説明してほしいと思ひます。

○説明員(富田朝彦君) いまそこに盛られておりますいろいろな儀式、行事、これは非常に長い歴史上の時点から、その当時いふゆる天皇という立場が旧憲法下のようないろいろないわゆる力の源泉あるいは力そのものをお持ちであつたといふような時代でないいろいろな時代を経て今日に來ておられるわけでございますけれども、そういう時点

から引き続いて皇室に伝わり代々それを皇室の内輪の行事として伝えられてきたもの、これについて現時点で全くそれは意味を失つておるとか、そういうものについてはいふぶん改廃があつたと存じますけれども、そういうものを現時点において皇室の内部の行事として行われておる。これは、私は、私の個人の考えでございしますけれども、直ちにそれが民主化に反するとかそういうようなものではないのではないかと、そういうふうにして受け継いで、改廃すべきものはしながら今日さらに古い昔からのものを伝統ある行事としてとり行われておると、かように存じております。

○山崎昇君 私は少し遠回りして物事を聞いていますわけなんです、なぜいま天皇のそういうことをお聞きするかという、この元号法案の審議をめぐつて、憲法の条文の上ではなるほど昔のようにな天皇制に戻るなどということはありませんと、こう再三再四長官が言う。しかし、国民の気持ちの中には、憲法はみんな承知の上で、それでもなおかつ、かつてのような方向に向かうのではないかという心配がたかさん出されてくる。この委員会でもかなりこれは議論になつた。それはなぜかと言つと、一つには皇室の民主化ということがほとんど進まないで、われわれの目に映じないところであつていふことは全く昔と同じだ。形の上にはあらわれてくるもので昔に返りつつあるようなものは何かと言へば、一つはいまの元号制度の問題もありまして、あるいは総理の伊勢参りだとか、あるいは靖国神社の参拝だとか、紀元節の設定だとか、君が代を行事といふ歌を歌はせるとか、あるいは何かといふ日の丸の旗を揚げさせるだとか、そういう一つ一つは点ですが、そういうものが全部結ばれてくると、ああ、やっぱり天皇制というのは昔のままなのか、憲法はなるほど条文は違つても一つも変わっていないのではないかと、こういう心配が国民の中になつてあります。だから、絶えず国会でも、かつての軍国主義に向かうのじゃないかと、あるいはかつてのようにな天皇制にまた逆戻りするのではないかと

は考えておらない次第でございます。

○山崎昇君 あなたに法律論を聞いているのは、これは生きていますね。これは事実たる慣習でも何でもなくて、太政官布告として生きています。だから、これももちろん紀年法の一つです、言葉をかえて言うならば、私は元号法案を審議していますから昭和の年号を使いますが、昭和十五年に私も中学校を卒業した。そのときには皇紀二千六百年というので記念式典があった。そのころは、昭和というよりも、むしろ皇紀二千六百年、もう二千六百年という歌ができて世の中はそれであふれた。私は、そういう自分の中学時代の経験から言うと、この太政官布告というのはやっぱり生きていこうと思わねえか。法律的には死んでいない。そうだとすれば、仮にこの元号法をあなた方がやられたとしても、これが死んでいなければ、当然書式には昭和何年という不動文字をつくと同時に、皇紀何年というのを書くこともまた必要になる。そういうことについての法制的な処置というのは一つもなされてない、こう私は思うのですが、どうですか。

○政府委員(味村治君) この太政官布告が現在の効力を持っているかどうかということにつきましては、この太政官布告は旧憲法制定前のものでございまして、旧憲法下においてどのような効力を持っておったか、さらにそれが新憲法下においてどのような効力を持っておったかという二つの問題を解決しなければならぬわけでございます。ところが、その前に、そもそもこの太政官布告というものが一体どういう意味、内容を持っているかというのを確定しなければなりません。何しろ明治五年のものでございまして、私どもの現在の法律常識から申し上げますと、非常に簡単でございます。先ほど長官が述べられましたように、「神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候」と、これだけなんです。そういいますと、神武天皇の御即位のときが建国の日であるぞというのをここで宣明されたというふうに考えられるわけですが、そうなりますと、し

たがいましてこれは年の数え方というのを決めたものではございまして、建国の日から何年かというのを数えるときには神武天皇の御即位のときが始まりなんだというのを書いてあるわけでございます。したがって、元号のように年の数え方を書いたというものではございせん。そして、これが一体現在どのような意味、内容を持っているのか、これは一体国民に対して強制力を持っていたのか持っていなかったのか、さらに、現在の科学的知見でもって神武天皇の御即位というのは一体いつであったのかというようにことを確定したいとせんと、どうもこの太政官布告の現在における効力というのは確定はできない。ところが、私どももいろいろ調べてはみたのでござい

ますが、何分古いものでございまして、文献等もございせんし、さらにその神武天皇の御即位の時期がいつかというようなことは歴史的事実に属しまして私どものまだ何とも確定できる状況ではございせんので、現段階におきましてはなかなかこの法的効力というものにつきまして断定ができるような状況に立ち至っていないということを御了解いただきたいと存じます。

○山崎昇君 私がこれを聞くのは、片や紀元節を決めるときには、何の科学的な根拠もないけれども、神武天皇とかそういう歴史を持つてきてあなた方は二月十一日を紀元節に決める。そして、これも一つの紀年法みたいなものでござい、それは、私が文書をいま読み上げたように、「神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候」です。太政官布告です。だから、極端に言うならば、私が昭和十五年のときに紀元二千六百年、そう私も学校で卒業式でも言われた。いま二千六百三十九年です。これでもしあなた方が窓口で書類を出したときにどうしますか。法律的にはあなた方が死んだとも生きたとも言い切れない、何分古くてわかりません。何分古くてわからないような紀元節をあなた方は決めておるんだ、根拠もないのに。科学的根拠もなかった、あのときの議論でも。片っ方ではそういうことをやっておって、

片っ方では聞けば、そういうことはわかりませんと、こう言う。これは私は納得できません。できませんが、時間がありせんからこの程度に打ち切りですが、いずれにいたしましてもまだまだ法制的には多くの問題を含んでいるということだけ指摘をしておきたいと思ひます。

その次に私がお聞きをしておきたいのは、今度の元号法案で法律と政令の關係について聞いておきたいと思ひます。今度のこの元号法案というのはわずかに二十九文字です。しかし、私が多少でも法律的に検討する限り、この法案は立法技術としては無理があるのではないだろうか、そう思うのです。もし私が仮に元号法案をつくらうとすれば、法律の第一条に元号とは何か、昭和なら昭和、これを改正するのは皇位の継承なら皇位の継承。第三条ではその手続は政令に譲るなら譲る。附則で公布の日から施行するなら施行する。こうでなければ、法律を設定して法律を施行するという政令の意味というものが今度のこの元号法案からは出てこないのじゃないか。包括していきなり政令に決める方を譲るというやり方は、学者の指摘するところでもあつて、政令と法律の關係からいけばやはり無理があるのではないのだから、こう指摘されているんです。特に、片岡委員から言いましたように、附則の第二項で昭和という元号はこの政令で定められたものと思へ、こうなっています。これは法定ではありせんよ。ですから、私は、いまのこの元号法というのは、法律的な技術論から言つても無理があるし、法制的に誤りともでは言い切れぬまでも、考え直さなければならぬのじゃないかと、こう思うのです。

○政府委員(眞田秀夫君) 幾つかの点を御指摘になりました。まず第一に、元号とは何かという定義を書いたかどうかという御指摘がございましたが、われわれの考えでは、元号というのはこれはもう法律で定義を書くまでもなく、国民の間に元号とは何かという觀念はもう慣熟しておるので、わざわざ法律で元号の定義を書く必要はないというふうに考えた次第でございます。

それから元号は政令で決めると、これはいかに委任としては無制限といひますが、幅が広いじゃないかという御感覺のようでございますけれども、これは元号という事の性質上、なるほど立法技術としては法律でその都度国会で元号の呼び名といひますか呼称をお決め願うということだつてそれは立法技術としては考えられますけれども、これはしかし事柄の性質上、政令にお任せ願うのがやはり一番事の処理上適當であらうということでは元号は政令で決めるといふふうに委任をしていただくという形の法案にしたわけでございます。

○山崎昇君 だから、いまあなたの言っていることが、先般あなたの方の説明によれば、これは元号と改定の手続を決めるんですと、こう言うのですね、あなたの方の説明では、これは政令の性格から言つて法律との關係から言つて無理があるのじゃないかというのを私は法制面から言つていふ。なぜかといへば、憲法及び法律の規定を実施するために政令をつくる。政令なんというものは実施命令ですよ。法律で規定すべきようなことを包括して政令で決めるなんというにはなりせんよ、法制的には。だから、法学者は、こぞって今度のこの政令案について、ある意味ではこの間の高柳先生みたいに、法規範から見れば國民を保護するといふ規定が何も無いではないか、これが大変心配ですといふ意見にもなつてくる。立法技術論からいけば、私のように、包括的に政令に委任するといふやり方は政令の性格から言つておかしいのではないか。國民の感情の中に昭和というのがあるからいいじゃないか、そんなことを言つたら、一般の法律はみんなそういうことになりまして、何のために法律を制定する目的、それから改定するからどういふ場合に改定するといふことを一般の法律はつくるのですか。そういう意味で言つと、今度のこの元号法案といふのは、法制的に見てきわめて欠陥があるのじゃないだろうか。改

ではないかと思いますが、私どももいたしましては、決して元号を国民に強制したりするということ意はございません、現在の事実たる慣習として使われておる年の紀年方式として使われておるこのままの状態を国民の存続希望という点で受けとめてまいったのでございまして、したがって、私どももいたしましては、告示でもよろしいと言われた当時のこともわからないわけではございせん。特に緊急を要するような場合にあらなければならぬ処置というように考えておられたことも伺っておりますが、そういう点においては内閣告示でやってもやれるではないかという御意見等がその当時あったことを承つてまいっておりますが、そこで、私どももいたしましては、先ほども法制局長官が申しましたように、元号の改元の基本的ルールがないということをお内閣の告示でやるがいかな、あるいはその改元の時期、あるいは改元をだれがやるか、何によってやるか、政令でやるというふうなそういう全く事務的な措置だけを処置いたしましたについて、告示でやるか法律でやるかという点だけを検討いたしました場合に、そういう点だけを考へてまいりまして、その基礎を明確にし安定させるためには法律の方がベターではなからうか、そうしてしかもそれは国民の代表である国会の場において民主的に御決定を願うということになればなお安定的なものになるのではなからうかと、そういうような見解から法制化に踏み切ったわけではございまして、全く内閣告示を否定してかかったということではなくて、よりベターではなからうかという立場で法制化に踏み切ったところでございまして。

○山崎昇君 長官ね、源田さんの質問はそんなことを聞いていないんです。「元号の存続、改変に関する法的根拠の必要性についてどのように考へているか」それについて、あなたの方々は、第一項は、「元号制度は、新憲法実施後、法令上の根拠を失ったが、事実たる慣習として広く国民の間に定着している。」と、まず現状認識を伝えて、続

いてその次に、「もし、元号の使用を国民に強制しようとするのであれば、法律を必要とすること」は当然であるが、そうでなければ、必ずしも法律によることを必要としないものと考えられる。」と、こうなっている。だから、これがいまもあなたの方の見解だとするならば、この元号法案を出したということは、どのように三百代言みたいに説明しようとも、国民に対して強制をするという考え方がにじみ出ているということにわれわれがとるのは誤りでしょうか、これは、なぜじゃこんな答弁をあなたの方はやったんだらうか。第二項は、「将来の元号制度の在り方については、国民世論の動向を見極めつつ、なお慎重に検討する」ということも述べています。しかし、一番の問題はここなんです。だから、あなたが口が酸っぱくなるほど、入れかわり立ちかわり立つて委員が質問しても、強制はしません、そう言いつつも、われわれが釈然としないのは、あなたの方のこういう意思が過去に示されたという実績にわれわれは基づいているわけなんです。だから、これはそのときのことであつて、いまはそうでありません、この政府答弁は誤りであります、修正いたしますと言ふんなら、修正してください。

○政府委員(清水注君) 先ほどの大臣の答弁を補足させていただきます。元号の改元は、この四十九年の源田議員に対する政府の答弁の一番大事な点は、御指摘の「元号の使用を国民に強制しようとするのであれば、法律を必要とすること」は当然である」と、このことであると思ひます。しかしながら、ここで申し上げておきますことは、もう少し言葉を足して言えば、強制しようとする場合には、法律をつくつて、その法律の中に、元号を用いなければならぬと、あるいは用いるようにしなければならぬと、かといふように、まさに使つてという問題について法律の中に書く、そのことによつて法律で国民に元号使用を強制することになると、こういうことを当然に念頭に置いてこれは申し上げておることを思ひます。逆に、したがつて、言いかえすれば、まさにそういう

考へはないわけではございまして、今回のような法案になつておるわけですが、その点は強制しないという考へ方自体はこのときから一貫して持つていたということも申し上げられると思ひますし、そういう意味でここではこういう表現が使われているということもぜひ御理解願ひたいと思ひわけでございます。

○山崎昇君 それは強弁というものです。いま二回ほどここで読み上げました。ここにたくさんの方がおられます。あなたのような解釈でこの政府の答弁を解釈する人という人はおりやせぬですよ。そうでなければ、いまの元号法案は直接法律では政令に譲つています。それは先ほど私は法的に欠陥があると述べた。しかし、法律であなたの方がやっぱ元号をつくらうというのはいま基礎じゃないでしょうか。だから、あつさり、総務長官、このときはこういう考へを持っておつたが、そうでないならそうでありませんか、これは修正するんなら修正する、撤回するんなら撤回するということを明確にしないといふのも、国民は納得しませんよ。私も納得できない、それは。もし室長の言うようにこの文章がそんなふうになつて説明しなければ国民はわからぬやうなことを、この議場ならば、これはいま議論をやつていますから、ここに居る人は、ああ清水さんでそういう考へ方だったのかとわかる。一般国民にはわかりやせぬです、そんなものは。だから、あなたはやっぱり國務大臣だから、これは違うんだったら違うといふことをここで明言をして、国民には強制を本當の意味においてしないんではないかといふことをきちんとしてください、これは。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、かつての政府答弁の中に強制をしようとするならば法律によりなすといふやうなことを言われた当時の本旨といふやうなものが、もしも法制化することが使用上の義務づけをするということにあるとするならば、それは私は現在私どもが考へておりますのはそういうやうな考へは持つておりませんといふことを明確にひとつここで約束をいたします。

○山崎昇君 そうすると、あなたの方がかつて答弁したこれは修正したものと私は受け取つておきます。

そこで、具体的にお聞きをしますが、この強制の問題というのは大変いろいろな場面を含んでおりまして、公務員が窓口で受け付けるときに、あなた方は書式をいっばいつくります。まあこれは戸籍法でも議論になりました。だから、そういう書式をつくるに、それならば、たとえば昭和何年月日、括弧して西暦も書けるように書式というのを初めからつくつてしまえばそれでいいんです。何も西暦で出したものをあなたの方が元号に直して別な帳簿に書くなどという必要はない。どつちの記載例を選択するかは、それは本當に自由だと言ふならば、国民が選択すべきです。そうしなければ、あなたの方の説明というのはやっぱり強制にわたるといふやうにしかとられなくなつてくる。私は多少公務員もやりましたから行政法もやりました。法制局長官は勉強したわけじゃありませんが幾分やりました。現場で私どもも事務を扱つた。一つの法律ができて、通達が来て、それに基づいて要式行為といふのができ上がつて、それに書いて出すと、受け付ける者は勝手気ままに自分でそれを直すんといふことはできない。要式行為といふのは、行政法でいへば法律要件制定の一つの条件でありますから。そういう意味で言ふならば、この様式そのものも併記するやうな様式につくるということが正しいじゃないだらうか。いまあるものを直ちにそれができないならば、多少時間がかかつてそれがなくなつて次の様式をつくるに、それは当然併記できるやうな様式をつくる、その選択は届け出をする国民が自由に選ぶといふことにすべきではないのだらうか。そうすれば、何も公務員が受け取つて自分でまた書き直して帳簿に入れるなどといふことはあり得ない、必要がないのじゃないのだらうか。そういう

意味で、私は、この書式とか様式というものについて、一体総理府はどう考えられるのか。事務の簡素化だとか能率化だとか言うならば、当然それぐらいのことを考えていいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(清水注君) その問題につきまして、まず一つは、行政庁の内部の書類の作成事務という面におきましては現在までも元号というところで統一的处理をしておるわけでございまして、このようにやり方というものはやはり今後も続けさせていたきたいと、このように考えているわけでございます。そこで、今度は、その役所の帳簿に記入される前提としては、個々の国民の方から届け出なり何なりが書類として出されてくるわけでございます。ただいまのお示しの件は、その届け出書の様式の問題だろと思ひますが、ただいま申しましたような公務の立場と申しますが、そういう立場から言いますと、やはり原則的には元号の方で記入をするということに御協力をいたしたいと、このように御説明を申し上げているわけでございます。ただ、それは強制ということではございませんので、どうしても西暦でいう場合に西暦で御記入があつても、それはもちろん適法なものとして受理をいたします。ただ、受理をした後は、そこにたとえは一九七九と年の項に書いてあれば、それはこちらの内部の帳簿の方に書くときには昭和五十四というふうにそれは表示していくわけでございますが、そのような事務のやり方というところで当分は行かざるを得ないのでないかと考えておりますので、この点につきましてはぜひ御理解を賜りたいと思ひます。ただし、あくまでもそれは強制におたるということのないように、協力の要請という問題については十分部内にも注意を徹底させていかなければならないだろう。その点はるる御指摘をいただいているところでございますので、十分心得てやらしていただきたいと思ひます。

○山崎昇君 だから、私の方からいま提案しているんです。あなたの方は統一的に事務を扱いたい

と云う。扱うについては国民の要望も入れるような様式を最初からつくつたらどうですかというんです。それがなぜできないのですか。それがなぜできないのです。だから、最初から、たとえば届け出用紙なり何でもいいです、簡単なもので言えば、「昭和何年何月何日(西暦何年)」と括弧書きに一つ様式の中に入れておくだけで国民の要望というのを通るのじゃないですか。その中で、出した方が西暦だけで書いて、あなたの方で帳簿上整理する上で年号も必要だということなら、ここで年号を書き入れておけばいいのであつて、なぜ事務的にそれができないのだから。私も公務員をやったけれどもわからぬよ、それは。様式をつくるのになぜそれができないのよ。なぜかたくなに、昭和だけ印刷して、そして、くれるものはもうが、もたらら違ったもので帳簿をつくらうと、そんなばかなことをやらなさいかぬのか。これは、長官ね、これからあなたの方事務を進める上において少なくともこれだけ国民からの点は指摘をされて、各党からもこれだけの点は集中した質問になつてゐるんです。その点は十分ひとつ考えて、いまあるものをすぐそうせいということではできないかもしれない。しかし、少なくともこれからやる部分についてはそれだけの配慮はあつてもいいんじゃないんですか、強制しないと言ふんならば。これは私が提案するのですが、どうですか。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、私は、この問題が野田委員から御指摘があつた際にも、姿勢、精神といたしましては両方の元号でお出しになりました。いま西暦でお出しになつてもそれは御自由でございましてということをお出し上げ、なお、整理の点においてもというように、なにもそういう精神でまいりたいというように、なにもお出し上げましたが、現実問題は、いま御指摘のように、現在の統一的な行政事務の処理という点から、法務省におきましてもあるいは自治省におきましては様式が決定しておつてそれは困難であるぞという御意見がございまして。後はどおし上げましたように、窓口の手

続といたしましてはどちらをお出しになりましたも結構でございますが、国の事務なり地方公共団体の事務として規定によつて統一をいたしております点につきましては書きかえをいたしたことをお許し願ひたいということをおし上げました。

ところが、いま先生から、そういうことであらうが、しかし、将来の問題としてそういう点もひとつ窓口で両方を認めるというならば整理の方でも考えることを検討せぬかという御指摘でございますが、これはすでに事務取り扱いの規則としてやつております省庁もあることとございまして、十分そういう点について検討をさしていただきたいと思ひます。

○山崎昇君 総務長官が検討したいと言ふんですから、私はそれ以上申し上げませんが、しかし、少なくとも行政事務を扱う者は、それだけの配慮はこれだけの法案の議論を踏まえて言うならば当然すべきであります。まあ将来の問題といつたてこれはいつになるかわかりませんが、少なくともいま使つております様式がなくなつたら、ここからでも改めて、少なくとも国民の要望というものをそういう形で入れて、強制になりませんぞということを政府みずから証明しなさいかぬでしよう。そういう意味で、総務長官はいま検討をしておられますか、政府が各省に指示してそういう様式がでさう上がつてくるものと私はこれは希望しておきますし、強く要請をしておきたいと思ひます。

そのほか、私は、皇室経済法でありますとか、あるいは皇室会議の組織の問題でありますとか、たくさん問題について質問しようと思つておりましたが、もうすでに時間でありましてからこの程度で打ち切つておきたいと思ひますが、繰り返しいまの点についてはひとつ善処を願つておきたい。それは、つけ加えて申し上げますというところ、窓口の公務員が大変なんです、長官ね。人間でありますから、ものの言い方一つで大変なけんかにもなつたり笑顔にもなつたりする。法律でこうなつておりますからだめですと一言言われたら、こ

れはトラブルになるしけんかになる。だから、担当する窓口の公務員というものが大変だと私は思います。そういう意味では、この様式の問題というのが単に様式という簡単なものではないんだということを重ねて長官に要望しておきますので、十分ひとつでさう上がりますように心から申し上げて、私の質問を終えておきます。

○委員長(松田徳太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松田徳太郎君) 速記を起して。

○山崎昇君 いやいよ元号法案も大詰めに來まして、総理にこの法案の問題点等について集約してお尋ねをしておきたいと思ひます。ただ、最初に一点お聞きをしたいのは、この二日に、読売新聞であります、内閣の支持について発表になりました。これは一社でありますから私はすべてだとは言ひませんが、ただ、その中で注目しなければならぬのは、汚職追放に真剣でないというパーセントが物すごく多くなつてきてゐる。大平内閣を支持するしないの二つのパロメーターとしてこれが注目を浴びてゐる。そういう意味で言うならば、これから松野さんやその他の問題がまたあると思うのですが、いま起きておりますこの汚職追放についてまず最初にこの世論と関連をして総理の決意を聞いておきたい。

○国務大臣(大平正芳君) 航空機の輸入をめぐるまして国民の間に深い疑惑がございまして、その刑事責任と政治責任が強く問われておるといふことは私もよく承知いたしております。したがうして、まず政府として一番大事なことは、不幸にして起きました事件の真相を徹底的に究明するといふことが第一の任務であると心得まして、捜査当局は捜査当局として刑事責任を問ひだしていただくわけでございます。最近その結論が出たようでございます。捜査当局以外の国税当局その他関係当局はこれに関連いたしまして疑惑の究明に当たりまして、政府がこれに關与した事実はないという報告を受けております。

国会は、精力的に国政調査権の発動によりまし

て政治責任、道義責任というものの解明にいま当たられておるわけでございます。政府の任務は、これに對しまして最大限の協力をするという立場でございます。これは現にやっておるわけでございます。

それから第三の問題は、再発防止について精力的に措置するところがなければ国民の期待にこたえられないわけでございます。ロッキード事件のときも内閣でそういう方針を決めまして今日まだその仕事は続いておりますが、私の内閣の場合には、それはそれとして続けますけれども、視点を變えて政治倫理の確立の上から何かなすべきことが火急にありはしないかという問題について有識者の御意向をいま承っておりますところでございます。

山崎さんの御指摘をまづまでもなく、真相の究明ということは政府の一番大事な任務と心得ておるわけでございます。いささかもこれを怠るというふうなことはないつもりでございます。国民にまだその気持ちで十分御理解いただいていないことは残念でございますけれども、今後の私どもの行動で御判断をさせていただくより道はないと思っております。

○山崎昇君 それでは、元号法案に関連して総理の所信を聞いておきます。

信賴と合意を政治姿勢とする大平総理の、憲法改正問題を含めた憲法についての所信をまずお聞きをしたい。

○國務大臣(大平正芳君) 憲法に対する所信は、申すまでもなく国の基本法でございます。われわれが遵守しなければならぬものと心得ております。その基本法である憲法の改正でございますが、憲法自体にも改正の道をつけてある以上は、改正ということが論理的にないわけじゃない。改正を論議することも許されておることと思うのであります。したがって、国内にはいろいろ改正論者もあられるように思います。改正論議があつて差し支えないと思いますが、私自身は、改正ということが当面それでは国民の世論の支持がある

かというところ、そのようにはいま受け取っていないわけでございます。基本法の改正などというところは慎重の上にも慎重でなければならぬと考え、憲法を改正するような方向でものを考えるというふうなことは一切慎んでいかなければならぬと思っております。

○山崎昇君 第二点としてお聞きをしたいのは、國論を二分し日本民族の間に對立を持ち込んでいる元号法案については、もっと世論が熟するまで慎重を期するが信賴と合意の政治姿勢だと思ひますが、総理の所見をお聞きをしたい。

○國務大臣(大平正芳君) いま、元号法案について、國論が二分しておるのではないかと御指摘がございましたが、私も、國論を二分するといふようなことは、できるだけ本来慎重にやいかぬことと思つております。私も提議いたしましたおきまして元号法案というものは、たゞたゞ本院におきまして政府側から御説明申し上げましておきと、國民の生活の中に元号が定着しておき、國民の多くはその存続を望んでおき、そこまでは山崎さんも御異論がないだらうと思つてございまして、法制化につきましても、法制化すべきであるべきでないという御意見はあります。多くの府県あるいは市町村等から法制化の要請が届いておるわけでございます。私も改元の手順等が明らかでないようでございますから、その点を明らかにしておこうというのでいま元号法案をお願いしておるわけでございます。いささかもイデオロギー的にこの問題をいささかも考えようというふうな趣旨のものでは決してないのでございまして、國論が二分するのでなく、國論がそういう方向で理解していただき、まとまつていただくことを期待いたしながら御提案申し上げて、鋭意説明をいたしておるわけでございます。したがって、今日そういうことを御提案申し上げても、それは決して時節柄適当でないアンタムリであるというふうに私も考へていないわけでございます。そのことはたびたびの論議を通

じて十分お聞き取りいただいたことではないかと思つております。

○山崎昇君 いませっかくのお答えなんです。元号についてはなるほど政府の世論調査でも存続についてはあつた方が多いという意見の多いというふうな報道について私も承知してあります。しかし、反面、法制化したり、あるいは法律そのものがこれに介入するということについては、これはまた賛成者がきわめて少ないのです。したがって、総理はこの現実というものをどういうふうに理解されているのか、第三点目として聞いておきたい。

○國務大臣(大平正芳君) 先ほどもちよつと触れたわけでございますけれども、元号が現実の生活の中で定着をいたしておる、國民はその存続を希望しておるという場合に、それでは改元に立ち入つたという場合に、それは法制化によらないでどういう方法があるかという、選択の道は、内閣があるいは政令で決めていくというふうなことが一つの選択としてあるのではないかと、そのことでございます。けれども、そういう國民的な改元の仕事という問題を内閣の告示あるいは政令というふうなもので決めていかうと、民主政治のもとにおきましてはやっぱり国会を通じて決めた法律によつて改元の手順を決めていただくというところが民主的ではないかと思つてございまして、政府がとりました方途は私は間違つていないのではないかと考へております。

○山崎昇君 いまの答弁でわかつたやうでわからないんです。私の聞いてゐるのは、片つ方では存続という意見もあるが、片つ方では法制化というのにはする必要があるじゃないかと、このギャップについてどういふあなたはお考へになるかというのを聞いたわけなんです。あわせて、盛んに政府は今日まで自治体がずいぶん決議をしていて、こう説明いたします。私は、総理府からもらつた資料によりますという、全国の市町村の数が三千二百五十五だと記憶しています。そして、決議をしておりますのが千二百九十でしか

ら、ざつと三九%ぐらいですね。それはもう数字でありますからそのとおりだと思つた。ただ、これを各県別に見るときに大変なばらつきがある。たとえば私の出身であります北海道は五%前後、沖縄は三%前後、それに続いて低いのが広島、九%前後ですね。高いところは六〇%、七〇%というところもあります。言うならば、平均でものを言つと三九%だが、各県別に言つと住民の意思というものは全く違ふ。そういうものを土台にして世論だ世論だ、自治体の決議だ決議だというやり方が私どもどうも納得できないわけなんです。こういうことについて一体総理はどういうふうにお考へになるのか、この点も聞いておきたい。

○國務大臣(大平正芳君) 市町村や府県からそういう要請が出ておるからこの法案を提出して御審議を仰いでおるとは申し上げていないわけでございます。そういうこともあつたというのを申し上げておるわけでございます。政府の見識におきまして改元の手順というふうなものを内閣の告示とかあるいは政令などによるよりは法律で決める方がよろしいと、それが民主的な行き方ではないかという判断で法制化をお願いいたしております。そのことを御理解願ひたいと思ひます。

○山崎昇君 私は、それが全部だという意味じゃありませんが、政府が提案説明する、あるいは説明の中の相当部分が、一つは総理府の世論調査、そしてもう一つがいま私から述べた議会の議決というものを大変重要な要素にしているわけなんです。それが、いま私から述べたように、平均で言つと三九%ですから半分以上、各県別に見たらものすごいアンバランス、それが住民の意思だといふことなんです。そういう意味で言うならば、それを基礎にして相当部分の条件にして法制化に踏み切るといふことは少しおかしいのではないのかというのが意見だつた。それは唯一でないというから、そのとおりだと思つております。そこで、重ねてあなたにお聞きしますが、総理が福田内閣時代、私どもの承知する限りには、元

号の法制化についてはきわめて消極的であつたと当時私も承つています。しかし、今度法律第二号で何にもまして元号法案を出してきたという総理は心境の変化を来したのかどうかとさえ思っているわけなんです。法制化に踏み切った総理の所信というものを改めて聞いておきたい。

○国務大臣(大平正芳君) 福田内閣時代は私は元号の方におつたわけでございますけれども、そのときと今日と全然心境の変化はありません。あのときにも自民党といたしまして元号法案を臨時国会にも提案して御審議をお願いすべしというふうな議論も相当強かつたわけでございますが、この種の法案はやっぱり通常国会にゆつくり御審議をいただくべき性質のものであらうということで、これは野党の方面にも御通知申し上げて次の通常国会には御提案するということを意思表示いたしておつたわけでございます。そういう方向で問題の処理をいたしておるわけでございます。あの当時は消極的ではあるけれども、そういうふうな便利になかなかない男でございます。御了承をいただきたいと思ひます。

○山崎昇君 しかし、時には器用なこともやるんじゃないかと思つたりしてしまつてお聞きをしたわけですが、そこで、この法案の審議に当たりまして各党から出ました意見の中心点の一つに、法案自体に皇位の継承のあつたときに改めると、こゝにあるものですか、事実上は一世一元の元号法制ではないか、この点が大変議論になりまして、いまの主権在民を決めております憲法とは相入れないのではないか、理念的にこの憲法の精神に反するのではないかと、この憲法の大変議論の一つであります。その意味で、総理から、この一世一元の元号法案というものが主権在民の憲法の理念とどういふふうにかかわつておられるか、その点について見解を聞いておきたい。

○国務大臣(大平正芳君) 私は、御批判があるかもしれないけれども、二つの立場からいふの御質問に答えたいと思ひます。

一つは、いまの憲法が施行されて三十年余りたつております。この新憲法のもとにおきまして昭和の年号といふものが変わることもなく国民の間に生きた年号として定着をしておるという事実、これは事実でございます。つまり、現行憲法下におきましてそういう慣行が定着しておるというところは一つも不自然なことではないという事実がここに一つあるということでございます。

もう一つは、新憲法では天皇の立場というものが統治権を総攬されるという立場でなくて、象徴という立場になつたのでございますが、国の象徴であられる天皇である以上、元号が天皇の在位と結びつきましても決してこれは許されないことではないのでないか、理解されることではないかというようにきわめて常識的に素直に考えておる次第でございます。

○山崎昇君 私どもは、この元号法案というのは、一世一元という理念からいけば、戦前の憲法と同じことであつて、国民主権の憲法と相入れないという見解を持つものなんです。総理は象徴天皇のいまの憲法と矛盾はないんだという見解をおとりのようでありまして、私は、この点はこの委員会でもぜひ議論されてすれ違いに終わつてゐるのじゃないだろうか、また別な機会にこれらの点については議論されるものと思つております。

○国務大臣(大平正芳君) この法案は、たびたびこれは説明があつたことと拝察しますけれども、改元の基本的なルールを決めておるものにすぎないのでございまして、その元号の使用につきましては何ら規定するところがないわけでございます。したがつて、国民に元号の使用を強制するということのようなことは全く考えていないわけでございます。今後とも一般国民は元号と西暦の使い分けは自由にできることを重ねてここで明言しておきます。

○山崎昇君 法律そのものにもないから元号の使用については西暦と併用していくのであつて全くそれは国民の自由であります。こういう御答弁でありますから、そのように確認をしておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 現在においても国、地方公共団体は元号を用いておつて、元号によつて表示する慣行が定着しておると思ひますけれども、これを強制するということはないわけでございます。今後ともそういうことをするつもりはございません。ただ、地方公共団体の方では事務の簡素化の見地からいふ御協力力を求める場合がないという保証はございませ

ん。そういうことがあるかもしれませんが、もしも、しかしそれはあくまで協力をお願いするという立場でございまして、これを強制するということはないわけなんです。それに従わなければならぬというものでもないわけでございます。強制的にしないというのはいさゝか意味でございます。御理解をいただきたいと思ひます。

○山崎昇君 重ねて強制的にしないという御意見でありましたから、確認をしておきます。

次にお聞きをしておきたいのは、この委員会に参考人として日本キリスト教団の牧師の方においでいただきました。そして、この牧師の方から、一世一元のかつての元号制度が国家神道と結びついたり、あるいは神社神道と結びついたりして、宗教的な弾圧の歴史であつたということを述べられました。そして、いまもクリスチャンとしては宗教の自由というものが侵されるのではないのだから、こういう御意見の開陳等がございまして。

そこで、総理もお聞きするところクリスチャンだそうであるが、宗教とかかわり合ひについて宗教の自由という問題について総理はどのようにお考えになつておられるか、この機会にお聞かせをいただければと、こう思ひます。

すが、重ねてひとつ総理の信念のほどをお聞かせ
ただだけばと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 多くを申しませんで、
きわめて単純明快にこれは宗教とはかわり合
ないという法案であるように御理解いただき
と思います。

○山崎昇君 次にお聞きをしておきたいのは、こ
の元号法案そのものは全く簡単な法案で、強
制するものでもないし、悪用するものもない
んだと、この御答弁になりました。ただ、最近の政治
動向を見ますと、有事立法でありますとか、教育
勸励の礼賛でありますとか、あるいは総理自身が
靖国神社に行かれる、あるいは他元号法案に
反対する者に対する暴力的な事件であります
とか、まあ私のところにもいろいろ電話が来たり手
紙が来たりいたしますが、そういうようなことを
考えるときに、一つ一つは点であります、これ
が結んで考えてみると、何か今度の元号法
制化というのは民主主義に逆行していくのではな
いのだろうかという国民のまた危惧があります。
そういう意味では、この元号法案が通ってもそん
なことはないんだ、あくまでいまの憲法の民主主
義というのは守るんだ、民主主義は守るんだ、こ
の点を明確にしておきませんと私は大変じゃな
いのだろうかと思ひます。したがって、総理の現状
の認識と、いま何かしら右傾化しつつあるとい
うような新聞報道も多くなつてまいってござい
ます、それらの政治情勢に対する政府の見解、総
理の見解をお聞きをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 私は、日本の歴史を回
顧してみますと、明治以後の短い歴史を考
えてみても、ほぼ二十年ぐらゐの時間帯で開
放の方向に向くときと収斂の方向に向くとき
があったように思ひます。明治の初年は開
放の精神が横溢して、明治二十年ぐらゐから日露戦争が
終わるころまでは比較的に収斂の方向に歴史が向
いていった。それから後二十年ぐらゐは大正デモ
クラシーの花が咲くというような時期を通過しま
して、それが終わると今度満州事変を契機としてだ

んだんとまた収斂の方向に向いてきました。昭和
二十年を境としてまたこれは開放の方向
に向いていった。昭和四十年過ぎからやや収斂
的な方向にいま御指摘になったような傾向が若干見
えないわけじゃございません。私は日本の国民は
非常に平衡感覚を心得た民族だと思ひてござい
ます。一方の方向に非常に行きかけると、待てば
しということになりまして、決して行き過ぎるこ
とのないようにちゃんと中心は見定めて行動して
おる非常に賢明なバランス感覚を持った国民だ
と思ひておるわけでございまして、私は日本の国民
の常識、英知を信用したいと思ひております。私
ども、今日の一部に見られる現象が日本の国運の
向かう方向のように思ひます、これはお互いそうい
ないわけではございません、これはお互いそうい
った平衡運動というものをよく見定めながら政治指
導に当たらなければならぬのではないかと思ひて
おります。まあこれは一般論でございまして、こ
れを見失うようなことのないようにわれわれは心
けなさいかぬと思ひておるわけでございまして。
民主主義の本義というものはどんなことがあつて
も失つてはならない。われわれはこれをかち取る
ためにどれだけの犠牲を払つたかしのれないわけ
でございまして、この点は十分気をつけていけば
間違いないと私は確信しております。

○山崎昇君 いまの総理の言葉ね、私は大変重要
だと思ひます、実はここに私が持つております
は吉田茂さんの「激動の百年史」という本であり
ます。この中の一節に「明治天皇はみづから政治の
中心であり、政治や軍事を好まれた。今上天皇は
これに對して、君臨すれども統治せずという立憲
君主として育てられ、生物学を好む静かな人柄で
あつた」と、こう述べられてゐる。そのときの政
治の頂点に立つた人の行動やものの考え方では
国の盛衰というものは大変なことになる。いま
も吉田茂さんが天皇の性格に基づいてこうい
うことを述べられております。そういうことを考
えるときに、いま、一つ一つは点でありますけれ

ども、一連のものとして考えるときに国民がや
り不安を感じるわけですね。いま総理からそう
いうことのないようにこの平和というものを守つて
いきたいという決意でありますから、私はその
とおりとおきたいと思ひますが、ぜひひとつ
その点は右傾化にならぬようにお願いをして
おきたいと思ひます。

それから続いてお聞きをしておきたいのは、き
ょうも私から日の丸の旗や君が代というものはこれ
何なのかと聞いたら、事実たる慣習の一つだとい
うようなお話でありました。しかし、これもまた
あるグループは、これを国歌にするとか、あるいは
国旗にするとか、言うならば元号と同じように
法制化をしようという考え方がやはりあります。
したがって、この機会に、事実たる慣習で何の不
便もないとするならば、あえてそういうことは必
要のないじやないかと思ひますから、それらにつ
いての総理の見解をお聞きをしておきます。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり、そう
いうものを法制化するつもりは毛頭ございせん。
これは先ほど法制局長官と法理論でかなりやつた問
題であります、今度のこの元号法案というものは
政令に対する包括委任であつて、私どもは政令の
性格に多少法律的にはなじまないのじやないかと
いう見解をとつておつて先ほど議論したわけであ
ります、平行線でありました。そこで、総理に
この法律見解を改めて聞くのもどうかという気も
いたしますが、しかし、施行する施行令的な政令
のこの法案のやり方に対して、総理は、出された側
でありますから、当然だといふお答えだろうかと
も思ひますけれども、改めて政令に包括委任をし
たというやり方に対して総理の見解をこの機会に
聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 私の理解では、政令に
包括委任はしておると思ひません。法案において
政令に委任しておる事項は、新元号の名称を定め
ること、それといつからその新元号とするかとい

う二点でございまして、そのことを委任して
おられますけれども、包括的に委任して
おるというよう
には理解して
いないのであり
ます。

○山崎昇君 次にお聞きをしておきたいのは、改
元の手続について、総務長官からは、何人かの学
識経験者にお願ひして元号名等の候補を挙げて
もらう、そしてそれをまた政府内部にありま
す総務
長官でありますとか法制局長官でありますとかそ
ういふ少数の方で議論されて、その上にまた国
会の正副議長さん方とも相談されて、最終的に
内閣で決められるというようないふ説明になつて
いるわけでありまして、これは一総務長官の見解
として私どもお聞きをしたらいいの、総理もまた
そのようにこの改元の手続というものを進めて
いかれるというのか、改めて内閣を代表しての見
解としてお聞きをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) この法案のもとで新し
い元号を選定するに当たりましては、事情の許す
限り速やかに定めるという法の趣旨を体すると同
時に、国民のためによい元号を選ぶということに
留意していかねばならぬと思ひております。
具体的決定手続につきましては、仰せのと
おり三原総務長官のもとで検討が進められて
おる、その構想の骨子は、これまでの国会の審議
の場において三原君から申し述べられていると
ございまして、私としてもおおむねそのような考
え方に全然異論を持っておりません。

○山崎昇君 それに関連をしまして、この改元手続と
いうのがどうも私まだよくわからないのですが、
これは改元に関する政令というふうなものが出
るのか、あるいは何かその他の方法でやられる
のか、この手続規定というものがどうも明確で
ございせん。いまの御説明や総務長官の御説明
では、最終的にはこれは内閣で決めるという
のですから、当然そのとおりだと思ひますが、
それは一体政令という形をとられるのか、ある
いはその他の方法をとられるのか、どうも私に
はまだわからぬものですから、その点について
のひとつ御見
解をお願いして
おきたい。

て、また反対、賛成もありますが、重要な問題であり、将来に向かって憲法が変わらない限りこの法律の改正という事はないのではないかと。そういう意味ではこの法律の運用いかんによっては大変な事態を引き起こすであろう、この判断する一人であります。どうか、政府では、あくまでも慎重にこの法律の運用に当たっていただき、また心からあなたに対して期待をし、要請をして、社会党を代表しての質問を終えておきたいと思ひます。

○黒柳明君 私どもも本法案について賛成の立場ですけれども、いまだ参考人あるいは地方聴聞会等に出まして、賛成の人の中でも、どうしてこんなに早く国会で成立させなければならぬのか、あるいは、先般大阪におきまして、これも賛成の人です、全面的に大平内閣に対して賛意を表しながらも、全くこの元号法案について認識がない、もうちょっと時間をかけて勉強もさせてもらいたいし、さらに私なんか政治に関心がある一人だけれども、それでもこういう状態である、まして国民はと、こういうこともおっしゃっていらつしやいました。私どもも賛成になるまで非常に勉強もしましたし、各方面からの意見も聞きまし

た。結局、法制化を含めての本案に賛成なんです。結、いま社会党の先生からあったように、今後の運営の仕方は非常に問題点も起こると思うのです。そこで、三原総務長官がいままでいろいろ苦労されましたが、物理的にあと二時間十分たつとここで成立して、あした夜が明けて十時から一時間ちょっとたつと成立して、もう間もなく成立は目の前です。総務長官としては苦勞されたわけですね。私どももやっと解放されるんで、うれしいうらやましいやら、悲喜こももな

んです。そこで、総務長官は、この次のことでまた具体的に考えをめぐらしている。国会の審議の中でも、この次の具体案についても若干改元の手続等について出ました。ただし、全くその具体的なものは出ていないんです。どんな諮問機関をつくる

のか、学識経験者あるいは文化人、評論家、いづろつくるのかというふうなことで、元号については、いまだでのパターンがあるので、簡単なもの、二字ぐらいのもの、国民に理解を得られるもの、いまだで使っていないものと、こういう常識的なものが出ました。しかしながら、この諮問機関がいつごろできるか、ここからやっぱり作業を始めると思うので、すけれどもね。総理として、長官を指揮する最高責任者ですから、あした成立した後という事ではなくして、もうすでにいままでの時点において、その経験者を含めての国民の皆さん方に最大の御理解をいただくような方途というものを考えるそのスタートになる諮問機関というものについて、いつごろ設置するのか、このぐらいのめどぐらいはもういまの段階ではお考えになっているのではなからうかと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○國務大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、なぜこんなに急ぐのかということ……

○黒柳明君 それは質問していい。それはいいです。賛成ですから、私も。

○國務大臣(大平正芳君) それから第二の決めの場合の審議機関等についてどう考えているかという事でございますが、それは先ほどもいじくも黒柳先生御自身が言われたように、国民にわかりやすい、またいまだでないことをできるだけ早く決めるということにしなければならぬと思ひます。でございます。総理府を中心にそういう趣旨に沿いましていま準備を心構えておると思ひます。成立させていただきましたならば、早速その方面の仕事を急いでいただくようにしたいと思ひます。

○黒柳明君 それでは、機関のあり方も、総務長官の話ですと、国民に広く理解をいただく、国会に、その責任者である衆議議長あたりにと、こんなお話があったのですが、どうなんでしょうか、もうちょっと権威がある独立機関。昔ですと、お上のごきげんを伺つてと、こんなこともありましたが、いまだ完全にこれは国民のための理解

が得られるようなものを決定するのですから、そうなりましたら、もっと権限がある、何も政府のごきげんをうかがわなくて、あるいは衆議議長なんてそんなところの諮問を得なくても、もっと独立的な、衆議議長をメンバーに加えたついでにしよう、決定権を持ったそういう機関をつくつてこそ、本当に民主的な元号の設定の仕方というものを国民に対して理解を得る機関になるのじゃないですか。往々にして諮問機関とか審議機関なんという、何か政府の御用機関のような感じがするんです。往々にしてじゃない、私の認識するのは大多数がそういう感じがします。ところが、この元号だけにつきましては、そうあつちやいけな

いと思ひます。これはもう日本の政治史上、大平内閣は元号を制定したなんというのは、これはもういままでの各歴代内閣の及ぶもしないぐらい然と輝くことは間違いない。と同時に、万が一これが制定後に下手なことがあつたら、またマイナスマ大いと思ひます。その面、私どもも賛成するといふ面、大平さんが泥をかぶつた日には公明党はたまりやしません。そういうことから

も、いまだでの審議機関、諮問機関というの、何か政府にものを言う、政府にごきげんをうかがうという感じが強かった、私はそういう感じが強かった。この元号につきましては、政府なんかも意見を聞かない、むしろ政府も当然入つていいますよ、国会代表も入つてもいいですよ、その機関において独立で国民の多くの御意見も聞きながら認識を得るようなそういう独立機関、決定権がある機関にしたらどうなんでしょうか、こういう考え方もあるのですけれども、総理、どうでしょう。

○國務大臣(大平正芳君) 元号法で法制化が認められますと、これによつてどういう元号にするか、いつから実施するかというふうなことを政令が決めるわけでございますが、その政令は政府の責任においてこれをやるわけでございます。特別の機関にこの法律が委任したわけではないと私

は承知いたしております。

しかしながら、あなたが言われたように、事国民が日常常用してまいる元号である以上、全國民が納得するような手順を経てやらなければならぬ、御意見を承るにしても納得のいく方々から聞くようにというふうなことは、十分心して政府として対処して御期待にこたえなければならぬと思ひつております。

○黒柳明君 そこで、やっぱり大平総理の言動というものが当然国民注視的であつたし、今後も言動に絡んであるいは政治姿勢にも絡んで問題になるんです。そこで、要望しておきたいこと、あるいは総理大臣も考えていただきたいことは、靖国参拝です。これは何も私は大平総理大臣が個人として参拝するんだ、公用車は乗つたんだ、これがいけないとか悪いとか論議するつもりはないんです。ただ、くしくも総理が国民の世論を二分しちゃいけないんだと、こうおっしゃつたですね、ただいま。そうすると、総理の行動というものが要するに反対派にインパクトを与えて、さらにその反対を助長するような言動をとつちやこれはうまいくないことは間違いないんです。そこで、私は年一回靖国神社へ行かなくつたつて、靖国神社から、大平、おまえ何をやってるんだと文句が来るわけじゃないと思ひます。そのところは大局から政治判断をして、よく総理が言動というものをこれから、まあ自分であるのか暫定的であるのか、中期的将来であるのか、やっぱり注意してかかつていただかないと、事すべて元号法案に原点を求められて、そして大平総理の行動と元号と結びつけられて、反対反対という可能性もあるのじゃないでしょうか。ひとつ、その点、いま申しましたように、靖国参拝について、どういう資格で何を使つてそれが賛成であるか反対であるかという論議をするのじゃなくしまして、この元号が成立した、さらに国民世論というものが二分されるのか、五対一になるのか、三対二になるのか、相当の期間というものはやっぱり判断され、反対意見がさらに行動に起こす可能性もある。そ

れについて、総理が国民世論を分断しちやいけな
いと言ったことがそのとおりならば、ひとつ行動
も慎重にしたいだきまして、文字どおり総理の
言動というものは国民により深い理解を与えるた
めの慎重にも慎重な政治配慮を考えたいたかな
いとうまくない、いたすらに反対派の意識、行動
を高めるだけだ、こう思いますの、ひとつ
つかがでしよう。年に一遍の伊勢神宮へお参り
することがいいとか悪いとか、靖国神社へ行くこ
とがいいとか悪いとか、それだけのことじやない
と思いますよ、この元号と総理との兼ね合いとい
うものは、その点、ひとつ慎重な政治配慮をして
いただきたいと思うのですが、いかがです。

○国務大臣(大平正芳君) 民主主義を選択してい
る日本でございまして、いろいろな意見があるこ
とは結構なことと思うのであります。そういうい
ろいろな意見がある中で政府は一つでございま
し、総理大臣は一人でございまして、どうい
うに行動すること、どういかに行動しない
か、それはやはり一番国民のコンセンサスに近
いところを考えた方がよいと私は思っ
ておるわけでございまして、いま黒柳さんから御
注意をいただきましたことは十分肝に銘じまして
慎重に行動してまいるつもりです。

○黒柳明君 そうすると、いまの靖国神社参拝
も、国民のコンセンサス、より多くの国民の意見
に近いと、こういう御判断でやられたということ
だと思えます。あれですか、総理大臣はクリ
スチャンで、洗礼を受けたクリスチャンですか。
洗礼というのは受けたら飛んじやって、いつもこれ
を聞きたい聞きたいと思つて、いい機会だから、
洗礼は受けたら飛んじやって、いい機会だから、

○国務大臣(大平正芳君) 洗礼を受けております
からクリスチャンであるということになっており
ます。

○黒柳明君 済みません、変な質問で。洗礼を受
けられたクリスチャンが他宗派にお参りしたら破
門なんじやないでしょうか、キリスト教というの

は。まあこれは別に論議するつもりはありませ
ん。私の宗教知識の中で出た疑問でありますの
で、別に論議するつもりはありません。

そこで、また今後の問題について伺いたい
のですけれども、元号法案も非常に簡明なもので
ありまして、むしろあれの何百倍というものの意
見が聞かれたわけですよ。政令もこれから決ま
られるでしょう。ただ、元号を制定されてしま
い、面がまだ、地方自治体でも元号に対して
賛成決議をしましたね。大阪にいても聞きまし
た。ところが、賛成決議はしたんですけども、認
識がない。要するに審議はしてないというんです
よ。ただあるところから陳情が来たから、それに対
して賛成を求めて、賛成が多かったから賛成決議、
こういうことなんだと。それに対して私はいろいろ
のマイナス点を言ったんです。これから検討し
て、私ここで論議したかったのが大平総理、隣の
長官に聞きたいのですが、たとえばパスポート。
国内で元号を使うのはいいんですが、外国では元
号は通用しない。当然パスポートなんか西暦にな
っているんです。ところが、まあいろいろの例が
あるんですけれども、自動車免許証、これはもう
当然国内のものだから、ところが、外国に行っ
てインターナショナルの免許証、これは免許証じ
やなくて、こちらじゃサートファイケート、向こ
うへ行くときとパーミットですね、許可証。そのとき
こちらに通用しないわけですよ、当然。それに対
して公文書をもらうと一万三千円かかる、こうい
う手続があるわけですね。これは元号を制定した
からということじやないですか。いままでもある
わけですよ。元号を制定して当然その延長線であ
るわけですよ。元号問題と若干離れます。ですけ
ど、外国に行きまして国内の自動車免許証は通用
しない。国際免許証を取るためには公文書をつけ
る。その中で特に外国の役人がわからないのは元
号だということなんです。元号。あれが全くわか
らない。そういうことなんです。その元号だけの
裏づけじゃないんです。国内の自動車免許証の裏
づけをとるために、一万三千円の公文書を手数料

を払って持つていくわけですよ。こういう面は、今
後、どうでしょう、検討してできればなくすとい
うことになれば、元号制定から、従来そういう
免許証で金がかかったものがこの際是非常に考慮
してくれたという面で、国民の、あるいはそうい
う国際的なインターナショナルな活躍をしている
方には、むしろこの法制化を契機にしてそういう
マイナス面について政府は考慮してくれた。こ
れは学者の人には非常に多いんです、こういう意
見が。これは総務長官はこういうお話を聞きまし
た。これは思ひますけれども、一つそういうマイナ
ス点があるんです。いままでもあったんです。そ
の点、ひとつ、この元号制定で国民の世論が二分し
ている、反対の方が相当いる、しかも有識者で自
動車免許証一つを外国に持つていくだけでも非常
に金がかかるといふ問題があるので、そこらあ
たりも元号制定と同時に政府が多分の考慮を払っ
ていただく。そうすると、この反対ということに
ついて、あなたがもうじやないかと、こういう
面が改善されたかと、こういうこともあるのじや
ないでしょうか。ひとつ、総理大臣が総務長官に
命じていただきました、各省庁に命じていただき
まして、いま言ったことも含めて、この際国民の
皆さん方の理解と同時に、いままで習慣的に来た
マイナス面もよく洗い直して、それを国民の皆さ
ん方にプラスになるようにしていけば、あなたが
元号反対とばかり言うていられないのじやないで
しょうか。政府の姿勢は元号制定によって一歩国
民の方向へ向かってきたと、こういうことにもな
るのじやないでしょうか。いかがです、総理。

○国務大臣(大平正芳君) そういった点、よく検
討させます。

○黒柳明君 そういった点なんてそう簡単に言わ
ないで。それじゃ、総務長官、どうですか、いま

の。

を挙げられましたが、そういう点について、具体的
にそういう事案がございしますれば、改革しても
らうように各省庁連絡をして対処してまいりたい
と思ひます。

○黒柳明君 これはいままで続いたことですよ、
収入の問題もありますし、ひとつ総務長官が言っ
て各省庁がそのとおりというわけにはむずかしい
かと思ひますけれども、いまも申しましたよう
に、具体的な提案を、有識者、国際的に活動する
まあインテリ層と言つちや失礼ですけども、そ
ういう人からも非常に多分の意見があらまし
た。この点ぜひとも御考慮に入れていただき
たい。

それからいろいろあるんですが、たとえば、先
ほど、窓口になる公務員の方が非常に苦慮をされ
ると。そのとおりだと思ひます。それに対して
懲罰なんかさせないようにと。これはそのとおり
だと思ひます。たとえば今後窓口の手続
で、ここでもさんざん論議されたんですが、西暦
で言つたのが事務の関係で一本化で元号で返つて
くる。そうすると、訴訟という問題が起こるで
すよ、きつと。可能性があると思ひます。もうこ
れはあした十一時ごろ成立すれば、もう十二時に
訴訟を起さうなんて待っている人が中にいるか
と思ひます。それに対して総務長官が被告にな
りまして、まあ共犯に総理大臣がなるのか、そう
なる可能性が十二分にあるのじやないですか。こ
れはもう冗談事じやないと思ひます。当然そんな
ことを法制局長官も考えていなきやならない。総
理大臣もそういう局面に対処する可能性があるの
じやないですか。まあいろいろの国民運動、いい
か悪いか別にしまして、ささやかな、あるいは真
剣な反対運動というものがあつた。ただ単に
体制に盾を突くというだけの運動じやない場合も
あつた。あるいはいやはがらせの運動もあつた
でしょう。まあこれがどつちであるかというの
はわかりません。しかしながら、自由なんだと。窓
口から向こうは自由じやないんです。確かに一
本化されているんです。そこで、訴訟に持ち込

○国務大臣(三原朝雄君) これを機会に、そうし
た国際面において非常に不便を与え、また経済面
にも負担をかけておるといふような、いま一例を

の。

の。

むと、こういう可能性がもう目の前に出ていると、こう思うのですが、どうですか、総理大臣、その場合には受けて立つて勝つ自信がありますか。

○政府委員(真田秀夫君) しばしば申し上げてお

りますように、国民の方が窓口へお出しになる文書の紀年法は、これは西暦であつても当然適法なものとして受理します。受理しますが、役所でつくる公文書は、これは事務の統一があるいは効率的な運用のために元号で統一して公簿はつくりま

す。そうすると、おっしゃる意味は、その公簿の謄抄本を国民が受け取つた場合に、当初西暦を用いて届け出をしたのかかわらず、謄抄本としては元号の表示が返ってくる、交付される、そこで訴訟になるじゃないかというふうなお話ですが、それは謄本なんです、原本と同じものでなければこれは法律的に謄本とは言えないわけ

なで、これはいたし方がないんで、それでこの前も申しましたように、戸籍のような場合はこれは同一人でございいますからそういう問題が起きま

すが、たとえば訴訟で原告は西暦を用いたところ、被告は元号で答弁書を書いたと。近ごろのようにマンモス訴訟になりました、だとだとだれとだれは西暦を用いた、だとだとだれは元号で書いたというふうなことになりますと、これはもう裁判所の事務としてはやり切れないわけ

で、恐らく裁判所も判決を書くときには判決の原本は恐らく元号でお書きになるのであると思ひます。そうすれば、当事者に送達される判決の正本はこれはやはり元号で表示された判決書が交付されるということになるわけなんです、その辺はやはり事務の統一な処理という観点からある程度しんぼうしていただかなければならぬのではなからうかというふうに私は考えるわけ

でございいます。○黒柳明君 それは法制局長官の考えで、裁判の判決までも勝ちの方でもう結論づけちゃってしま

すけれども、実際に訴訟され裁判がずっと上級になった場合どういう判決を下すかわかりません。

ですけれども、今後の問題としまして、政府側は事務の一本化はあたりまえだと考え、あるいは法制局長官がそんなことがあつたてそんなことはもう当たりまえ、こちらが勝つて決まっているじゃないかと思つてしましても、現実問題としてこれからはやっぱりそういう行動が起こる。その場合には総務長官なり総理が受けて立たざるを得ない立場であり、それも覚悟の上でこういうものを国会において政府提案して採決するわけですか、ですから私たちも賛成に回るわけ

です。それに対して最高責任者である総理がどういう意思を持つておられるのかということまではつきりしませんと、私たち賛成に回つた者は心持ちだつてふわふわしちゃうですよ。法制局長官のとおり裁判がいくかどうかかわからない。そのときに長官だつてどいういふ身分になつていくかわかりやしないじゃないですか。反対派になつて総理を突き上げる立場になつていくかわかりませんよ。そこで、総理は、今後起こるであろう一番シビアな問題について、それにはどうしてもまあ敢しい言葉で言へば腹を固めて対処しなかならなからうと、こういう意味で、総理、こういう問題が起こつたときには堂々と受けて立つてそういう訴訟で闘つていくんだと、こういう御用意はあるんでしょうかと、こう失礼なことかと思ひますが確認をさしていただきたいわけ

です。○国務大臣(大平正芳君) 大変御心配いたしておるようですけれども、現在の事態と今度法案が通りまして成立しましたときの事態と私は少しも変わらな

いと思ひます。○黒柳明君 時間がありませんので、最後に、わが党の主張でありまして、長官は非常に前向きに

政府の立場を踏まえて対処してまいります。○黒柳明君 時間がありませんので、最後に、わが党の主張でありまして、長官は非常に前向きに

○国務大臣(大平正芳君) 第二次世界戦争、わが国におきまして大東亜戦争でござい

○山中和子君 じゃ、A級戦犯の戦争犯罪を免罪にするという

○国務大臣(大平正芳君) わが国が平和主義に徹して戦後経営をやらなければならぬというこ

人の命を犠牲にした侵略戦争です。それが日本人の平衡感覚を發揮した収斂の時代だなどというところが、いま総理がA級戦犯のあの戦争犯罪を免罪にしないということとをこの国会ではっきり明言しないということと深くかかわっている。だからこそ、この元号法案に関して、多くの国民の皆さんが、私もこの委員会でも数々の問題を提起いたしましたけれども、幾ら政府が何十回、何千回口を酸っぱくして昔の軍国主義に引き戻すものではない、天皇元首あるいは憲法改悪に導き入れるものではない、強制するものではないと言つても、そこにいま総理が言われた考え方の本質がかかわっているということを私は申し上げざるを得ません。

もう一点、靖国参拜の問題について伺います。その本会議の質問におきまして私はクリスチャンである総理がなぜ参拜されたのかということとを伺いました。私個人の信仰については私にお任せくださいとこれも総理ははぐらかされましたけれども、その後たとえば朝日新聞の五月二十二日にクリスチャン議員団が元号法案あるいは靖国参拜は背教であるというふうにして迫るというような記事が出ておりますけれども、まあどのようにして呼びかけがあったのか、迫られたのか、私は存じませんが、これが結局私個人の問題じゃない、つまり総理の言う個人の信仰の問題じゃない、つまり、いまこの点について大きな問題だと思ひますことは、いままでたとえば三木総理あるいは福田総理の時代に、靖国参拜を個人の信仰心のあらわれであるという一つの理由として私人の行為であるとか、こうおっしゃってこられたわけですから、それにもかかわらず、クリスチャンである総理が、御自分の信仰に反して靖国に参拜される。しかも、かつて法制局が見解として出された公用車は使わないとか、あるいは総理大臣として記帳はしないとか、そうしたことも反して総理大臣としての記帳もされ、あるいはまた公用車も使われる。さまざまな言い逃れをしてきました

けれども、現実の問題として公的な立場で靖国参拜をされたということは私は余りにも明らかだと思ひます。御自分の信仰とかかわり、現実に法制局が見解を示されたことに反していらつしやる今度の靖国参拜の問題について総理の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(大平正芳君) どういう神様を信仰するかという問題は個人の問題でございまして、あなたのお指図は受けないつもりでございまして。問題は、多くの戦争で犠牲になられた方々が合祀されておるといふことでございまして、それに対して私は私が敬虔な気持ちで参拜をするというところとは私は決して間違つていないと思ひます。これはいろいろな批判もございまして、先ほども山崎さんにもお答え申し上げましたように、何をすべきか、何をすべきでないかということを私は公私にわたりましていろいろ考えてまいりまして、一番国民の多くの方に御理解がいただけるような選択をその時点時点でやりながらやってまいり、以外に分別がないわけではございません。その場合にどういふ車を使うかということ、どういふ署名をするかという点、政府でも十分検討をお願いしたわけではございませんけれども、まずいまままでの慣例に従つてやっておくというところが一番支障がないのではないかと考えたにすぎないわけではございまして、国会で御議論をいただくような問題と私は考えておりません。

○山中都子君 国民の声を謙虚に聞くべきであるということは私は申し上げておきます。元号法案につきまして、内閣委員会の審議の中でも、あるいは四月二十七日の本会議の私の質問に對しまして、総理は、元号法案は改元のルールを決めるにすぎない、皇位継承を改元のきつかけにするにすぎないというところをいろいろさまざまな方が繰り返して答弁をされていきます。ところが、一方では、たとえば三原総務長官が、国民の理解や心情が天皇にかかわっているんだから天皇と強いつながっているのは否定できない、だから一世一元の制度を考えたのだというふうなことも

おっしゃっていられる。これはおっしゃっておられます。だから、私たちは関係ないどころか、いろいろな意味で強く結びついてはいるではないか、現憲法、国民主権のもとでの憲法の理念に反するではないかというところを長時間かけて問題にしてきたところなんです。まずこの点について、一切天皇とは関係がないんだと、単に皇位継承を改元のきつかけにする、改元のルールを決めるにすぎないんだということを再度言明されるかどうか、総理の見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど山崎さんにもお答え申し上げましたように、二つの観点から天皇制とかかわり合いを持つておると思ひます。一つは、新憲法が施行されて以来三十年間新憲法のもとにおきましてこの昭和の元号が国民の間で定着して使用されてまいつたという事実があるというところではございまして、支障なくそういう事実が生きてきておつたというところを踏まえて考えてよろしいのではないかと。第二は、新憲法では天皇は国家統合の象徴であるというお立場をとられておるわけではございまして、その御在位とそれから元号とを関連させることが憲法に違反するとも思ひませんし、むしろ憲法の趣旨に素直に沿つておるゆえんじやないかと。そういう意味で天皇制と全然関係がないということをお申し上げておるつもりはないんです。

○山中都子君 象徴天皇制のもとでできるんだと、おのずとそういう関係が出てくるんだと、こうおっしゃいます。そういう論理だと、天皇の権限でやることでなければ、多くの問題について天皇と結びついてさまざまな道徳律を国民に強いことができるといふことに発展していくんじゃないかというところを私は委員会でもその点を解明し迫りましたけれども、政府の答弁は明確に示されませんでした。たとえば、大平総理もよく御承知だと思ひますが、戦争中天皇の写真を奉安殿というところに飾りまして、そして小学生にそれを拝ませるわけですね。これは、調べましたら、明治二十四年に文部省令四号ということで「紀元

節、天長節等のお祭の際、校長、生徒などは左の儀式を行ふべし」となつていて「天皇、皇后の御えい」これは写真ですね「これに對し奉り最敬礼を行ひ、かつ両陛下の万才を奉祝す」と、こういうことがちゃんと文部省令でできていたわけですね。それに基づいて私らそれをやらされていたわけですから、でも、そういう理屈からいへば、象徴天皇だったから、天皇が直接権限を持たなければ、象徴たる天皇に対して小学生におじぎをさせるとか、そういうことだって理屈でできることになるではないか。私は、象徴天皇だから改元の問題も皇位継承をきつかけとしてできるんだという理屈が、大きなそういう問題点に広がっていく、エスカレートしていくという問題点を指摘いたしました。この点についての見解をお伺いいたします。

○国務大臣(大平正芳君) 天皇を利用する、あるいは天皇の地位に更改を加えるとか、そういうようなことは一切考えていないわけではございまして、したがつてこの法律の運用を注意深く今後も見守つていただきたいと思ひます。ですから、それにもそんなことがございしますならば、それは許されないことではございまして、政府は厳重に運用上注意してまいりたいと思ひます。

○山中都子君 天皇に結びつかないといひましても、審議の経過でも明らかになつたのですけれども、一つは皇統譜令の問題がございまして、皇統譜令の中に天皇の戸籍というべき大統譜があつて、その中に一つの項目として登録すべき事項として元号名、それから改元の年月日を登録するようになつております。私はこれはいづいぶん政府に見解をただしました。政府は、たとえば、現憲法にはなじまないと思ひとか、憲法及び皇室典範との関係も配慮し速やかに結論を出したいとか、こういふ答弁を官内庁、総務長官、法制局長官、それぞれ最終的になさいました。私は、これは天皇と元号が全く一体となる基本的な問題として重視をしております。この点を政府がちゃんとこの元号法案の審議の過程で削除をするということとを国会と国民に対して言明されなければ、この問題につ

いての政府の責任が果たせないと私は思っておりますので、改めてこの機会に総理大臣の、この問題はちゃんと削除をするというのを確認をしていただきたいと思います。

○政府委員(眞田秀夫君) 前回にも私からお答えしましたように、現在の皇統譜令は新憲法施行早の間に作り直したもので、それで当分の間従前の皇統譜令の例によるというふうになっております。それで、その皇統譜令のもとになりますのは、ただいま御指摘になりましたように、皇室典範の中の天皇及び皇族の身分に関する事項を皇統譜に登録すると、こうなっております。それを受けて皇統譜令ができていますので、それを受けて、いまの天皇及び皇族の身分にかかわりないことは、これは皇統譜令の登録事項にはなじまないというふうに私は考えておる次第でございます。

○山中郁子君 総理の見解を伺います。
○国務大臣(大平正芳君) いま法制局長官がお答え申し上げたとおり心得ております。
○山中郁子君 ちっともはつきりしていないじゃないですか。だから私は問題にしているのです。それと、追号の問題もあります。先ほども御論議がありましたけれども、端的にお伺いいたしたすけれども、いままでの審議の経過の中で、皇室が決めることである、新しい天皇が決めることである。しかし、いまの天皇が亡くなられて昭和天皇というふうに絶対にならないというところはあり得ない。明治、大正の慣習も尊重して対処していきたいと、こうおっしゃっているわけですか。つまり、まさに元号が追号になるということは十分あり得るという観点で答弁がされていると私は理解をいたしました。この点については、まさに天皇と元号が一体になるものではないか、いまの皇統譜令の問題と関連して、この点についての総理の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(大平正芳君) これは先ほどもお答え申し上げたつもりでございますけれども、元号と追号とは全然これは別問題でございます。追号

の方は天皇が先帝に対して贈られるものでございます。政府のかかわるところではございません。
○山中郁子君 じゃ、重ねて端的に伺います。いまの天皇が亡くなられたら、昭和天皇となることは絶対におっしゃるわけですか。結びつきを聞いているのです。

○国務大臣(大平正芳君) それは先のことでございまして、どのような態度を天皇がおとりになりますか、まだいまのところわかりません。
○山中郁子君 慣習を尊重されて対処するとすれば、当然そういうふうになるんです。だから、それが問題だということを、国民の声と、それで元号と天皇の重要な問題点として論議されてきたということを私は重ねて申し上げておきます。

もう一つ、強制問題について一点だけ伺います。公務員に対する職務命令があり得るということとを何回も言われてきました。元号を使えとか、それから国民に元号を使うよう協力を求めよなどという一般的包括的な職務命令を出せる、これに従わぬ場合は懲戒処分もなし得るなどですね、そういうことの答弁がいままでされてきました。片方では使用は絶対に強制はしないんです、大丈夫なんですというのを何回もおっしゃる。この辺が一つの大きな解明されない問題として残されています。私は総理に御確認をいただきたいのですけれども、いかなる意味においても元号使用について公務員にそうした不当な職務命令を出すことは絶対にしないというのをいま約束をいたしました。ただ、このかどるか。これがやはり強制問題についての政府のちゃんとした、本心に強制しないのかという姿勢の証明になりますので、お答えをいただきたい。

○国務大臣(大平正芳君) 行政事務をやっている上におきまして、仕事の簡素化効率化を図る上におきまして協力を求めているというじゃないかというふうなことを行政府内部におきまして話し合っている。国民の協力を求めるようなことは、私はないと言えぬと思います。その場合、しかし、それに随順しなければならぬという義務は国民にはない

わけでございます。国民と第一線の行政事務に携わる方々との間にトラブルが起これば、政府はこれに十分配慮してまいらねばならぬように、これは先ほど山崎さんにもお答えしたとおりでございますが、全然協力するようないことをお願いすることがないところ、断言することは、いささか行き過ぎじゃないかと考えております。

○山中郁子君 国会審議を通じて、いまの強制問題、あるいは天皇との結びつき、憲法の理念に反する問題の惹起されてきている数々のことが出てきて、国民的な批判や疑問や危惧というものはこの審議を通じて高まってきているのが現状で、議論を大きく分けた議論になっております。私は、こういうときにあって、国会で国民的な合意が未成熟のままに、合意がなされないままに、多数をたのんでこの元号法案を強行して成立させるということは、後世にも大きな禍根を残すことであるし、信頼と合意というものを失うことになる。大平内閣としてすべきことではないと私は考えております。いずれにいたしましても、こうした審議の過程を通じて、いま政治の行く末の問題、つまり戦時立法を初めとする一連の思想反動攻勢、こういうものの一環になるという重要な内容を持つていくからこそ大きな議論がわき起こっているんだということを最後に私は指摘をいたしまして、質問を終わります。

○向井長年君 総理、本院におきましては長時間にわたってこの元号法案を審議してまいりました。その間にいろいろ意見なり質問が出ておる中で、ただいまも出ておりますように、靖国問題が非常にいろいろと論議されるわけですが、これはあくまでも宗教法人であるという立場、それから憲法の二十条、これによって疑惑が持たれるという中で、先ほどからも出ておりますように、総理が参拝した問題も出てきたり、いろいろ疑惑を招いておるわけですか。そうかといって、国民感情としては、少なくとも国に殉死した人々を国が守るのあたりまえではないかという国民感情は多くの国民は持っております。私自身も持っています。

るわけですか。ところが、憲法二十条の精神から考えて、これはできない。そうならば、政府はこれに対応して、どう靖国問題をとらえていくかという問題を今後問題にしなきゃならぬのではないかと。先般、私はこの問題について三原長官にお聞きいたしましたところが、三原長官は、なるほど国民感情はそういう感情がありましよう、したがって政府としても慎重に検討すべき貴重な意見ですと、こういう答弁があったように思うのです。

したがって、私は、この問題について若干提起いたしました問題は、現在靖国神社という一宗教法人になつていくから、これは国が祭れない、あるいは国の援助もできない、あるいは総理が参るとすれば疑惑を招くとか、あるいは天皇さん参れないとか、こういう問題がいま国民の中に何と申しますか感情を含めてぎくしゃくしておるのじゃないかと、こう思います。したがって、この際、政府が検討されることは、少なくとも靖国神社というのを改めて、そして言うならば靖国の森というか、靖国の廟というか、こういう形において、国民の先賢諸君が国に殉じたこの人々を国民総意の中から祭る、あるいはまた自由にお参りできると、こういう形が望ましいのじゃないかと思っております。これは国際的に見てもそうでしょう。われわれが議長に随行して行った場合においても、どの国に行っても、無名戦士の墓でしょうが、そういうところへそれぞれ花輪を持って参りしております。わが国はそれはできないんです、現状の中では。したがって、こういう問題については、私は、靖国神社を改め、いまの宗教法人をなくして、新しく国が森なり廟なり、あるいは場合によっては無名戦士の墓と申しますか、こういう形で祭る方をとらなければならぬ時期がそろそろ来ているのではないかと、こういう感じがいたします。なるほど八月十五日に戦没者の慰霊祭があるようでございますけれども、国民はそういう形でそれだけで受けとめていないのです。したがって、私はこの問題について政府の見解を聞きたいのですが、これは当然そういう切り

分けた形でやることによって国民感情にこたえられるのではないかと、こういう感じがいたしますが、その点総理はどう考えられますか。

○国務大臣(大平正芳君) 靖国神社の国家護持の問題につきましては、過去数回にわたりまして議員提案が国会になされてまいりましたけれども成立を見なかつた経緯がありますことは、向井さん御承知のとおりでございます。これにつきましては、いろいろなあなたがいまお示しになったような御意見も有力な意見としてあることも私は承知いたしておりますが、これがまだコンセンサスを形成するまでには至っていないようでございます。この問題につきましては、世論の動向を十分踏まえて今後慎重に対処していかねばならぬ問題であると思っております。

○向井長年君 なるほど慎重に対処するなり世論の動向を見なければならぬと思ひますが、国民はすべて、恐らく素朴に考えるならば、自分たちのおやじ、あるいはきょうだい、そういう人たちが国に召されて亡くなられた、これは国が祭つてくれるのがあたりまえじゃないかという感じは大多数持っていると思います。大多数というか、ほとんどじゃないですか、感情としては、しかし、憲法二十条がございまして、これは事実われわれもできないというところも知っておりますし、あるいは国民もそろそろそれを知りつつあると思うのですね。それにこたえることは、やはり政府自身が腰を上げて、いま申しました趣旨に従つて祭れる形の検討をそろそろしなければならぬ。ただ国会で論議してくださいだけではいかぬと思うのですね。その点はやはり前向きで政府自身がこの問題について検討を始める、こういうことでなければならぬと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(大平正芳君) いま御提示になりましたような、宗教法人性をだんだんなくしてまいりた形において解決することは一つの有力な方法でないかという御提案でございますが、そういう御意見もあることは承知いたしておりますが、また一方においてそういうことをすべきでないという議論も非常に強いわけでございます。また統一した、熟したところまで行つておるようには受け取れないのでございますけれども、せっかくの御提案でございます。政府といたしましては、先ほどお答え申し上げましたように、世論の動向を踏まえてまいりた問題については慎重に対処してまいりたいと思ひます。

○向井長年君 大体検討されるようですからこの問題は私は結構だと思ひますが、反対という人たちがおるといふのは私も知つております。やっぱりあの名残ある靖国神社を残したいという遺族の皆さんなり、あるいは場合によっては宗教団体の皆さんもおるかも知れません。しかし、これは、気持ちにはわかりますけれども、国民総意の中から決めなければならぬ問題だと思ひます。中から、これは先ほど言われたように慎重にひとつ検討をお願いしたいと思ひます。

そこで、もう一点、先ほどから論議されておりますように、元号法制化について国論が二分しておるといふような意見がほとんど出ておりますが、なるほど反対賛成となれば二分になりますけれども、必ずしも私は数字的に二分だとは考えていないのです。確かに、一部においては、法制化を将来天皇制復活に結びつけようとする一部右翼団体があることも知つております。あるいはまた、一方においては、法制化が一世一元という皇位継承の中で決められるという中で、いまの一連の経過の方向である、あるいは憲法の精神に反する、こういう形での反対論者もおることもこの事実であります。そういう形で、いま二つの論がこの法案の審議過程において各所でまたでそういう運動が行われておる。したがって、国民は、悪い法案だろかうかどうなんだという感じで、素朴な国民をかえつて惑わしているんじゃないかという感じがするんですよ。一般国民は私は素朴だと思ひます。いま政府が提案されておるように、これは長い慣習と申しますか、生活に溶け込んでおる。したがって、その法律根拠があるかないかということは知らないのですよ。いまわれわれが法

律根拠をつくらうとする、あるいは今後の改元をどういうところにつくらうとする、こういうことが十分国民に知らしめられていないというか、理解されていないのが現状だと思ひます。しかしながら、大多数の諸君は、元号はあるべきだ。そしてまた、これに對して説明すればわかる。だから、いかにも国論が二分しておるような意見が出ておりますけれども、私は、そういう数字的な二分じゃない。なるほど反対賛成の二分はありますけれども、そういう立場から、政府は、特にそういう誤解、曲解、これを招かないように、今後この法案が通つた後、総理は、一連の経過、問題を十分頭で置きつつこの法の運用を図つていただきたい、こう私は思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 私も、数字的に二分されておるとかイデオロギー的に二分されておるとか、そういうものではないと思ひます。さういふ事実を踏まえて素直に改元のルールだけを国民を代表する国会でお決めいただくというのを考えておるにすぎないわけでございます。そういう態度に徹しまして現実の慎重な運用を通じて国民の理解を得たい、そのように考えております。

○森田重郎君 賛否両論の伯仲する中で私はあえて賛成派の立場で幾つかの点を総理に御質問させていただきます。

その前に、大平総理、連日の激職大變御苦勞さまでございます。敬意を表します。実は、私は、前回の委員会でも申し上げたのでございますけれども、またまたここで賛成論者の立場に立ちましていさか同じようなことを申し上げることにしまして若干汗顔の至りなんでしょう、さういふものにとりかかるといふことは、これは世界各國において大体共通した現象じゃないかと、こういうことでございます。どこの国に行きましても国旗というものが、国歌というものがあつて、同時にまたその国を象徴するような民族衣装というものもございましょう。そういうものを何らかの形で若いゼネレーションの方々に継

承させていくというのは、やはり日本人、日本国民としての責務でもあらうかと思ひます。実は、先ほど来、市川先生が、たまたま私が前回の委員会におきまして、ちょうど九歳と十一歳と十六歳と十九歳の青年子女に對しまして、少年でございましょうか、年を聞いた、その例を三原長官がおとりになつて、それに対する市川先生の御発言が、それは親から強制された、親から教えられたものだからと、こういうようなお話がございました。それと、政治というものは、やはり現実の面をとらえ、現実の場からスタートするというのがあえて政治ではなからうかと、かように思ひ者の一人でございます。したがって、九歳の子供、十一歳の子供が無難に昭和生まれだと言つて出ること、あなたが、仮にそれは親から教えられ、また親から言われたことであつても、それが現実の私は言うならば国民、そしてまた小さい子供たちにも定着したところの一つの考え方ではなからうかと、かような意味であつて賛成の立場をとらせていただいているわけでございますけれども、かといつて、私自身も元号そのものの存続には賛成論者の一人でございますけれども、それをあえて法制化するかどうかという自体につきましては、みづから顧みて大變苦慮をいたしました者の実は一人でございます。

そこで、総理に幾つかの点をお尋ね申し上げたいと思ひます。元号法案に對しまして基本的な姿勢とともにその考へ方をお聞かせ賜りたいのでございますが、このことは、私、実は本法案が提案をされます折におきまして、総理みづからが顧みて、この法案の提案の時期、あるいは内容、あるいは目的、さういふものの面から、さらにはまた地方自治体に対する行政指導のあり方の問題、ないしは戸籍法との絡み、さういふような点から考へまして、総理が多少時期的にまづいた、あるいは大いに勉強不足であつたという点がございます。したがって、あえて率直に総理の御心境をお聞かせ賜りたい、

かように思ふものでございます。

○國務大臣(大平正秀君) 私は、日本国民でございませうけれども、日本の歴史に非常に精通しておるといふ自信は持っていないし、あなたの言われた文化的伝統についての深い理解があるとこれまた誇示できないわけでございますけれども、今度の元号法案を考へるに当たりまして、たびたび申し上げておりますように、現に使われておる、国民もまたそれを抵抗なく使われておるし、それがあつておるの望ましいのではないかと、このように考へられておるの望ましい元号制度だと思ふのです。それで、あなたが言われる法制化すべきかどうかという点はその次に問題になるわけでございますが、私は、そういうものだと思ふと、実際の現実をそのままわれわれが保持していけばそれでいいんだと思ふので、ところが一つ困ることは、いまの元号は改元の場合どうするんだという手順が全然決まていないというところでございます。ほつておいたらだれかが適当にいたすであらうということはいかに無責任なことでございますから、せめて改元のルールだけは何か決めておくということは政府の最小限の責任ではなからうかと思ふわけでございます。それだけをお願いするといふことはそんなに間違つたことだとは思ふは考えない。これを強制するといふようなことになりますと、確かに論議を呼ぶ、よほどの検討を必要とするわけでございますけれども、現在のままあるがままを維持していこうという場合の手順だけを決めるというきわめて謙虚な法案だと思ふのです。ですから、これをお願いいたしますもそう無理でない、またこの時期にお願いいたしますも別にあなたに受ける筋合いのものではないのじゃないかというように考へたわけでございます。そんな深い思想的に言つておるわけではないので、ごくきわめてあたりまえな素直な気持ちをこの法案に盛つたつもりでございます。

○森田重郎君 ただいまの総理のお話を伺つておりますと、表現が適當ではないかもしれませうけれども、総論においては一応とにかくとまつて

おる、無理のない法案である、しかし各論の部分については若干問題があるというふうな意味合いに私なりに理解をしたわけでございますけれども、実はこれはあくまでも想定に立つてのお話でございませうけれども、この法案が仮に実現したような場合を想定いたしましたして、この法制化の問題につきまして十分百十二分に国民の方々に納得、理解していただけるような、またそのための方途方策というふうなものをどのように考へておられるか、総理として行政各省庁に對してはどのよう形でその辺を浸透させていただけるか、多少具体的な考へがございしたら御答弁をちょうだいしたいと思ひます。

○國務大臣(大平正秀君) これがイデオロギー的なものに走らぬように、また利用されないように、政府として十分戒めてからにやいかぬと思ひでございます。また、政府がこういうことをやるのではないと思ひます。これはもう改元のルールを決めさせてもらったにすぎないというふうい立場を堅持して、それ以上のものでもない、それ以下のものでもないといふことに徹していこう。それから強制の問題、強制をするものでは全然ないわけでございますから、その点も誤解を生まないうちに、また問題を生じないようにつけていかなければなりません。したがつて、国民には万々私は間違ひないと思ひますけれども、そういう趣旨はよく徹底してそのないようになつたといふ考へております。

○森田重郎君 次に、これは戸籍法に關連をいたしました衆参兩院間におきまして何回かにわたりましてすでに質疑が尽くされたような問題でもあらうかと思ひますが、一方、自然人とは逆に、法人企業の立場から私は幾つか気にかかる点があるわけでございますけれども、自然人の誕生というのが、言へば会社で言へば会社設立登記をされて法人がそこで誕生した。自然人の結婚、婚姻といふものが、会社で言へばある意味ではそれが合併であるかもしれませう。あるいはいま

た、不幸にしてわれわれが死んだといふような場合、この死亡といふものは、会社にしますれば一つの解散であり、同時にまた最終的な意味では清算の結了登記といふようなことにならうかと、かように思ひます。五十二年の調査で私法務省にお伺ひしたんですが、これは確たる数字ではないようでございますが、五十二年でございすから、あるいは五十四年の現在は二百萬社ぐらになつておるかもしれませう。あるいはなつていないかもしれませうが、こういう法人が、要するに人間で言ひますれば戸籍、法人は登記所でも申しませうか、そちらに對してどういった非常に煩瑣な登記関係といふふうなものが行われる。あたかも人間の出生であり、婚姻であり、また死亡であり、住居の移転であり、選挙権の問題でありといふような形で、もろもろの事務が登記所において行われる。そういう意味の煩瑣さと申しませうか、あるいは事務の停滯と申しませうか、その辺の混乱等を若干心配する者の一人なんでもございませうけれども、そういう点につきまして、担当ないしは関係御当局で若干の詰合せをされておられるような事実があるのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(大平正秀君) 基本的な考へ方は現在と少しも変わらないといふことと私は承知いたしておりますけれども、なお念には念を入れて、いま御指摘の点につきましては、詰めるべき点があるかないか、あるとすればどういふ点に氣をつけにやならぬか、十分精査いたして對処してまいります。

○森田重郎君 これは最後の質問にいたします。最後に、この法案が法制化された場合といへども、元号と西暦使用といふものが同時並行的に結局国民の自由意思の中で使われていくといふようなことに相なつておるわけでございますが、この辺をどうぞひとつ担当行政府に對しまして、総理の強力な御指導によりまして、今後の行政事務運営のために支障のないように十分な御配慮をお願いいたします。

い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○森田重郎君 総理ね、私は元号法案に反對の立場です。森田先生との間には見えない一線があるわけですから、その立場で伺ひます。

先ほどから総理を中心としたこの席をながめてみると、総務長官は、連日奮闘されてかなりげんなりしておられたが、先ほどからみけんのあたりが明るい。ほつとしてゐる。法制局長官は、してやったりといふふうなお顔に見える、私にはね。総理の表情は余りよくわからない、日ごろと同じぐらにしか見えない、私には。それで、私たちにとりましては、確かにこの委員会でも十四対六ではないかと、もしあの席が満たされれば、圧倒的に少数だ。だんだん急速に急坂をころげ落ちるような局面になつてつある。ぼくたちとしては非常に不本意です。それで、残されたわずかな時間ですけれども、きょうは総理に對する質問として私が最後になります。そういう観点で伺ひます。余り具体的なことはもうあえて大平総理に伺いたくない心境です。やや概念的、つまり大平正芳総理の政治観と元号法案といふふうな観点で少しあなたの、どこまで聞き出せるかわからないが、伺つてみたいと思ひます。

どうなんですか、総理、総理の御認識の中では、この八十七国会はほとんど三けたに近い法案があつただけけれども、この中でこの元号法案といふのは、最重要、最も重要な字がつくくらいのも重要な法案ですか、どんなふうな位置づけになつていますか。

○國務大臣(大平正秀君) この法案を重要法案と見る、そのように評価する人もありましようし、そうでないという評価もあり得ると思ひます。私は、先ほどから御説明申し上げてゐるうちに、これは改元のルールを決めたにすぎない、何か新しいことをしでかそうといふものとは評価してないわけでございますので、格別重要法案であるといふと、それにさういふ力んで對処すべき法案とは考へていないのです。

○秦豊君 私長い間ジャーナリストの生活をしたから、あなたをニュースの対象として、失礼だが素材として客体としてクルルにがめてきたつもりです。あなたは、大きなこと、どんなことをなさっても、さびげなくさるから、だからさつきから伺っている、謙虚な法案です、さびげない素直なものでおっしゃるながら、やはりこの元号法案というのには私は大きな意味合いを持った一種の画期というふうな、私も大げさに肩力を入れてるつもりじゃないんです。大したことをやるつもりはない、あなたはそうおっしゃる。あなたはいつもそうおっしゃる。そうおっしゃるなら、だんだん足元を固めていくという方ではないかと私は思うのだけれども、それならば、あれですか、総理御自身の中では、大平正芳総理における思想的ないし政治的信条に基づくもので、この元号法案というのは、能動的なんです、あるいは受動的なんです、どうなんですか。

○国務大臣(大平正芳君) これは私が党におりましたときから出てまいりました問題でございませう。これをどのように処理していくかということについて私は私なりに考えたわけでございませうけれども、先ほど申しましたように、この法案は、元号を強制しようというように持つていってはいけないうえでございまして、いまのあがままの事態を素直に認めて、そしてその存続を図る最小限度のことを政府としてまた与党として考えるというものであればこれは特別にとがめられる性質のものではないのじゃないかというように考えまして、前内閣時代、党と内閣の方で相談いたしました。提議することになったのでございませう。そして、その打ち合わせに従いまして今日まで来ておるわけでございまして、推進する側から言えは能動でございませうけれども、私が問題を持ち出して皆さんにお願いしてここまで持つてきたというものではなくて、自由民主党内にそういう世論が出てまいりまして、それをこのように案にま

とめて国会に提案したということでございませうから、まあその辺のところ御理解をいただきたい。○秦豊君 だんだん大平のレトリックとか、ニュアンス、水墨山水の境地になってきたんだが、あいまも、そこはかたないという、それがあなたの一つのトーンですね。これに類した質問としてはこれで最後にしますが、そうしますと、大平政治というのがあるわけですね。ぼくはぼくにあなたにあなたの政治を政治家の一人として見ていくわけです。大平政治全体の脈絡の中では、この元号法案というのは、どうなんですか、総理、大平政治にとつては非常に骨格的なもの、基本的なもの、ないしは非常に根本的であるから譲れないもの、こういうふうな位置づけになるんですか。さびげないんだからそんな取り方はするなよとおっしゃりたいかもしれないが、ちょっと念を押しておきたいのですが、どうでしょう。

○国務大臣(大平正芳君) 民主主義の興廃にかかるといふ問題とか平和主義の採否にかかるといふ問題とかであれば大変なことだと思ひますけれども、この法案はそういう大それた問題の法案とは考へておりません。

○秦豊君 よく総理はこう言われますね、政治に過大な期待を持たないでほしいと。これは大平語録の中でもちよつと印象に残る言葉なんです。ね。このことを考へてみたんですけれども、これは大平正芳総理、大平さんお一人の謙虚さの反映なのか、あるいは逆に国民有権者、市民の皆さんを突き放した言辭なのか、私にはまだよくわかりません。面があるんです。まだよくわかっていない、理解ができていない。ところが、私の主観からすれば、この元号法案というのは、まさに元号推進派の一部の声には過剰にこたえた。一方で、きょうもたまたまの方がいらして、恐らくこの審議がマスメディアを通じてどうとうそこまで来たのかと落胆する方々も決して少なくはない、むしろ圧倒的に多いでしょう。そういう反対派の人々にとつては、むしろ政治の強引さや印象づけ

る結果になりはしないのかと、私は法案審議のこの段階で改めてそう思うのですが、総理、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど申し上げましたように、山崎さんが最初に天下を二分するような状況でというふうなことに對して私が反論を申し上げておいたのでもうございませう、私はそういうものにしたくない。国会の場を通じて国民の多くのコンセンサスを得るだけ得て事をなしていくように努力したいと思ひます。が、いま完全にこのわれわれが出しました元号法案というものは国民の圧倒的な支持、圧倒的な評価を受けておると私は思ひません。しかし、先ほど向井先生もおっしゃったように、これが天下を二分しておるとか、これがイデオロギー的に非常に亀裂を起こしておるとかいうふうなことも考へていないわけではございまして、そういうことにならないようにできるだけイデオロギー性を持たぬように、天下の世論に亀裂を起こさぬようにできるだけ多くの方に御理解を得られる姿においてやってまいったわけではございませう、これからの成立をさしていただきまして後の運用にいたしましたとしても、そういう趣旨でやってまいるつもりでございませう。これを利用していくとか活用していくとかいうふうなことは慎重にやいかぬというところは当然のことではございまして、政府はあくまで謙虚な立場に終始したいと思ひます。

○秦豊君 国民に強制はしない、公務員は別枠だよ、次元が違ふんだと、範疇が。これはまあ真田答弁にもあつたわけですね。これは際限のない議論になると思ひます。時の政権が、つまり大平さんの政権が、総理の率いる内閣が、有権者からどういふ信頼関係にあるか、どう見詰められていくか、どのように位置づけられていくか、どう見られていくか、つまりざっくり言えば、これによって変わってくるんですから、それはもう議論の範疇をやや超えると思ひます。言ひませう、私

は、

ところ、総理、これは根元にある問題だからしつこく繰り返しますが、この元号というたぐいのものは、明治と明治以前ではもう全然それこそ質が変わつた。それでそのことも長くなるから繰り返さないけれども、元号というたぐいのものは本来制限漢字とか送り仮名のような類するもの、もちろん質は違ひます。全く違ひます。だけれども、本来法制化になじまないものだという意味で私はまたまこちや並列している。つまり、ぼくはそれこそ大平さんならわかつてもらえんと思ひから言うんだけれども、本来元号というのはやわらかいまま保つていけばいいのではないかと私は思ひます。併用だと、事実たるの慣習だと。私は西暦、あなたは元号、これでいい。これが実は知恵ある選択ではないかと私はいまだに思ひます。これからの思ひ続けるでしょう。一体これだけ議論をして、恐らく幾十時間じやないですか、これだけ議論をして、一番素朴なところ、ここにまた返つていかざるを得ない。知恵ある選択が併用方式なんだと。一体、いまのままでどんな差しさわりの、総理、おありなんですか。

○国務大臣(大平正芳君) 元号というのは法制化になじまない、私もそう思ひます。だから、元号の本体なんかに触れてはいけません。決める手順だけを法律にしておるわけですからね。だから、私は秦さんとそんなに考へ方が違つておるものとは思ひておりません。

○秦豊君 もう一步ですね。この一步は大きいですね、しかし総理。決定的な一步ですね。しかし、総理ね、それならば、あえてそういう無理をこの時期にどうされたかなんてまたがんとはいいたくなる。それで時間がそれを許さなくなる。しかし、こういうことを考へたにたつたことはありませう。総務長官も法制局長官も。あなた方が万言を費やされてもなぜ説得力が根本的に欠落しているのかを考へたにたつたことがありませう。それは、あなたの方の言う世論と私たちが背負つて世論が違ふんです。法制化にはつまり圧倒的少数、二、三、これがあらゆるマスメディアの調査結果です、民間の調査機関の。これ

は清水室長も認めておられる、答弁の中で。だから、圧倒的に国民の皆さんがたとえ八十数%が法制化促進と、肯定とおっしゃるならば、あなた方の一言一句の答弁は俄然迫力と説得力を備えてくる。そうじゃない、逆なんです。存続が圧倒的、法制化は慎重にと。このところを根本のところをすりかえていらつしやるから、総理、あなたの方のおっしゃることに迫力がないんです。説得力がないんです。無理が高じているんです。それはお考えになりませんか。

○国務大臣(大平正芳君) 存続する以上はやっぱり改元の手順を決めておかなきゃならぬ、何かの形で決めておかなきゃならぬので、それは内閣の告示で決めるというよりなことは、やはり国会の審議を経て法律で決める方が堂々として主たる民主的なルールじゃないかと私は考えておるわけでございます。これはそういうことを決めたにすぎない法律でありますことは繰り返すまでもないことと思ひます。

○秦豊君 総理、やっぱりそうじゃないと思ひますね。なるほどこの委員会ではもうこれは確かに圧倒的ですよ、この委員の数からすれば、十三対六とか十四対六に近い。それであすの本会議がもしスムーズに開かれてもかなりな票差をばくたちは背負わなきゃいけない。それも客観的な事実ですよ。しかし、この国会の審議を見詰める世論というマクロの中では、むしろ総理の方が、ここに並んでいらつしやる皆さん、ここにいらつしやる皆さん、あとは点々と座つていらつしやる皆さんの政治の皆さん、この皆さんは少数派なんです、逆。それはお思ひになりませんか。だから、大平さんの政治、大平政治に一番なじまないことをあえて総理はさつとさげなくぐり抜けようとしておられる。世論が違ふ。踏んまえて世論が違ふんですよ。世論を踏まえない政治というのは驕慢の政治、おごり高ぶった驕慢の政治、あるいは胸を反らした傲慢の政治だと私は思ふんですよ。総理、私の言うことは果たして極論でしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) できるだけ秦さんと私との間にも距離がないようにしていかにやいかぬと思ひますが、同時に、マイノリティーと申しますか、どちらが多数でどちらが少数であるかという議論は差し控えますけれども、民主政治は多数を制する者がおごちやいけない、いつも少数に耳を傾けていかなければならぬということは当然のことでございます。この国会制度自体が野党のためにあるようなものから、これだけの時間をかけて、これだけの経費をかけて議論をしておるわけでございますから、そのあたりはここで皆さんが展開された御議論は、単に徒事ではなくて、国民の世論形成の上で非常に力もあつたことでございましょうし、また、政府が成立したこととございましょうし、また、政府が成立していただきた後、後の運営につきましても、十分の注意すべき指針を与えられたものとして私どもはこれを受けとめていくつもりでございます。賛成反対、少数多数というように割り切り方ではなくて、やはり一つのできるだけコンセンサスを今後とも求めていくように努力をお互いにしたいものだ、その点を秦さんにもお願いしたいと思ひます。

○秦豊君 さつき総理から一八六八年、つまり藩閥政権からはば一世紀を超えていま十一年だが、この間二十年周りで開放と収斂という大平正芳における現代史観を伺つた。ああいう展開をされているときの総理は大変楽しそうだ。しかし、いままさに収斂期にあるという認識も実はその点だけは秦さんと私は認識が一致しました。いま収斂期、それもきわめて危険な収斂期にある、大きな逆流の中にある。さつきから山崎さんが言った、山中さんが言った、みんなこれは反対の意見を持つた方です。私もそうです。大きな逆流の中にある。一つ一つをとらえたとするで脈絡がないかに見えるが、実は大きくつなぎ合わされていく。それは偶然ではないという認識を、これが偏見と独断に満ちているものであるとは決して思ひません。むしろ、私たちの認識の方がクールだと思ひます。

そのことを踏まえて、最後にあと一問だけ総理にぜひ伺つておきたいことは、いままたまこの元号についての賛成、反対と同じパターンで一つの請願運動が起こつております。それは金鵄勲章復活に関する請願と申しまして、たまたま元号法に賛成をしていらつしやる自民党、そして新自由クラブ、公明党、民社党の議員の皆さんに対して請願が寄せられておる。これはもちろん純然として純粋な個人的な行動ですから、あなたがちがめる資格は持っていない。しかし、確かに旧憲法の廃絶とともに、失効とともに失われた金鵄勲章の叙賜規定ですね、政令四号ですか、これを御承知の上で、なおかつこの金鵄勲章復活を求めるような請願行動が、この永田町にもう浴びせられているというこの事象ですね、これも一つの現象でしよう、総理。さつきのこの二十年周りでですね、はば。歴史のサイクル、収斂と開放という。私によれば逆流というところの方の中での金鵄勲章というふうには私はすぐ受けとめたが、総理の認識の中ではそういうふうな請願行動、動きはどういうふうに映じておられますか。最後にこのことを伺つておきます。

○国務大臣(大平正芳君) 日本人の一つの歴史の周期をこう歩んできた過程を見ておりますと、やはり極端に走つていかずに、やっぱり中心にまた回帰する賢明さがあるということを申し上げたわけでございます。私は極端に日本人というのには走るようなことなく、非常に賢明な平衡感覚を持つておるのではないかと。地方政治選挙を見ておると、それから参議院の選挙、衆議院の選挙をじっくり考えてみると、意外に私は日本の国民といふのはすぐれた平衡感覚を持つておるのじゃないかというふうな感じがするんです。ですから、いま若干収斂に向かいつつある傾向が見えますけれども、またそれに対して皆さんから非常に警告が発せられておられますけれども、それは極端に行くことではないであらうというように私は見ておるわけでございます。

願もございましょうけれども、それは日本の民族の政治的力量におきまして、十分これまでの経緯を踏まえて、また今後の世論の動向も見ながら慎重に対処していつて、大きな誤りがないようにはやりおせる国民でないかと私は考えておりますし、また、われわれお互いにそういうように努力しなければならぬのじゃないかと思ひます。

○委員長(松田定次郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○片岡勝治君 私は、日本社会党を代表して、元号法案に反対の立場で討論を行いたいと思ひます。

まず初めに、問題は、この元号法案が長時間衆参両院を通じて審議が行われてきましたが、なおかつなれば法制化しなければならぬのか、その使用の自由が依然として明確にならず、強制的な歯どめができていないではないかとの新聞論説に象徴されているように、疑問が一層大きくなったという事です。これは元号に賛成する人々も、何も法制化してまでやる必要がないという世論が圧倒的な多数を占めている以上、きわめて重大であると言わざるを得ません。

元号は七世紀ころより始められたものでありますが、天皇主権国家が確立された明治改元を契機に明確に制度化されたものです。そして、その使用は権力支配の重要な手段として、特に軍国主義、全体主義の思想的路綫としての役割りを果たしてきたことは何人も否定し得ない歴史的事実でございます。したがって、主権在民、平和と民主主義、基本的人権を保障した新憲法はこの元号制度を許さず、帝国憲法に基づく皇室典範の失効と同時に元号制度は廃止されたのであります。今日の年号は、国民が自主的に、単なる慣習として使用しているのです。

さて、新憲法の理念になじまない元号制とは、第一に勅定であること、第二は一世一元であること

と、第三は使用の強制であるということでしょう。したがって、もし仮に元号の希望にこたえらるゝとすれば、この点の是正がなされなければなりません。すなわち、一世一元制の廃止であり、その使用にいささかも強制があつてはならないことである、したがって法制化すべきでないとの結論がある、したがって法制化すべきものと思います。一たび法制化引き出されてきたものと思います。

されれば、これは未来にわたつて法的拘束をもつて国民に対応することになるでしょう。そうした後世に大きな影響をもたらすこの種の問題は、それこそ慎重に、かつ国民のあらゆる意見をも受けとめ、その合意によつて対処すべきであつて、多數をもつて事を急いではなりません。新憲法の指

し示す主権在民の自覺と誇りを持って、誤りない
 未来の進路のためにもここにどまつてみるべき
 でありましょう。そして、ますます國際化が進め
 られ、ややもすれば孤立化の危険なじとしない日
 本は、諸國民の理解と協力を得るために、日本
 のみの元号を法制化してこれを使用することは決
 してよい印象を与えるものではないと考へてみる
 必要があるのではないでしょうか。よつて、主権
 者たる國民の慣習に權力をもつて影響を与えるよ
 うな法制化には賛成するわけにはまいりません。

やがて歴史がこの元号法制化への批判を鮮明にすることでしょう。そして、近い将来国民の英知がこの批判にこたえていくことを確信いたします。で、私の討論を終わりたいと思います。

○岡田広君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となっております元号法案に対し賛成討論を行うものであります。

元号は、大宝元年として再出発以來現在まで約千三百年の久しきにわたり、国家及び国民の紀年法として用いられ、連綿として続いてきております。

さらに、明治以降は法制化に伴ってこれに一世
一元が加えられ、明治、大正、昭和と続いてきま
した。終戦後旧憲法の廃止に伴い、昭和二十二年
皇室規範が改正され、元号制度は法令上の根拠
失いましたが、それにもかかわらず、国家、公共

機関はもとより、ほとんどの国民は元号によって年の表示を行ない、一切の法律は依然として元号を用いておりますとともに、世論調査でも明らかに、多くの国民は元号の存続を強く望んでおります。また昭和四十七年、沖縄は本土復帰と同時に被占領時代の西暦を改めて、直ちに元号制度を採用いたしております。

もともと元号は、その創始者である中国歴代の国家を初め、これを使用した各国の独立の象徴でありました。日本はこの独立国日本の象徴である元号制度を長きにわたって保持してきているのであり、いまさらこれを放棄する必要は毫も存しないのであります。

現在世界には、西暦以外、独特の紀年法をとる国はあります。しかし、本家の中国が、清朝まではこれを用いていたのですが、中華民国になつてから廃止しております。日本のような独自の元号制度をとる国はなくなつたのであります。けれども、古い伝統を持った独立国である以上、由緒ある独自の制度を保っているのは当然であつて、日本はむしろ誇りをもつて独立国の象徴である元号を制度として存続させるための方策をとるべきことは当然であります。

人の一生には幾つかの節がありますように、日本の長い歴史にも多くの節があります。そして、その時代の顔もあり、最近では明治の気骨、大正のデモクラシー、昭和一けた生まれなどと言えば、各時代と一緒に豊富なイメージがわいてまいります。

今日失われつつある幾多の貴重な文化、道義は、われわれの時代で終わるのでなく、よいものは子々孫々まで残さなければならぬことも当然でありますと同時に、昭和の時代に生きている者の義務でもあります。

元号を将来にわたつて存続させるために、たれがどのような場合に改元を行うかを明確に定める必要があります。

その方法としては、民主政治の世の中では、國民の代表機関である国会の制定する法律によつて

行うのが最も民主的であることは言うまでもありません。

一世一元は、憲法違反ではないことは明確であり、象徴天皇に最もふさわしいものであります。このような見地から、元号を制度として明確にして、かつ安定したものとするため、その根拠を法律で定めることはまことに適切なものであると考えまして、本法案に対する私の賛成討論を終わります。

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表して、元号法案に反対する討論を行います。

反對理由の第一は、元号の法制化が、現憲法の人類普通の国民主権原理に真つ向から逆行するものであるという点にあります。これは国会審議の過程でますます明らかにされてきたところです。

明治以来の一世一元の元号制が、絶対主義的天皇制の専制支配を支える役割りを果たしてきたことは、政府自身も認めざるを得なかったところであります。だからこそ、戦後、国民主権の現憲法施行と同時に、その法的根拠が失われたのです。政府は、この法案は改元の時期を皇位継承に合わせるだけで、天皇と元号とを結びつけようとするものではないなどと繰り返して強弁してきましたけれども、これがいかに欺瞞に満ちたものであるかは、たとえば元号が天皇の追号になることや、元号を天皇の身分に関する事項として大統領に登録することを明確に否定し得なかったことよつても明らかです。

さらに、政府みずから君が代の国歌化、教育勅語や軍人勅諭の礼賛、靖国神社問題等々、天皇を政治的に利用してその戦前における役割りの復活を進めており、元号法制化はまさにこの政治・甲斐を反映動勢の重大な一環をなすものとして強行されようとしているのであります。

反対の第二の理由は、法制化によって元号の使用が強制されるといふ国民の不安と危惧が何一つ説明されていないばかりか、政府の判断一つで公務員はもとより、一般国民まで広く使用の強制が

及ぶことが明らかになった点であります。

政府はこれまで、法制化しても一般国民には強制しないと繰り返して答弁してきましたが、一般国民に使用強制が及ばない保障を何ら示すことができませんでした。そればかりではなく、法解釈としては、各省庁が公務員に対し元号を使えとて

民に元号を使うよう協力を求めよという一般的、包括的な服務規定を定めたり、職務命令を出すことができ、これに従わなければ懲戒処分もなし得るといふ重大な答弁をしています。こうした公務員への強制をも背景として、国民に対して役所の窓口で協力という名で事実上の強制が行われる事態が起きてくることは明らかです。これは、現憲法の支柱をなす国民の思想、良心、信教、表現の自由を侵すものであり、絶対に容認できないところにあります。

第三は、歴史に逆行する非文化的な元号法制化の本質についてです。

そもそも紀年法というのは、時を表示する方法としてつくり出され、歴史と文化の発展とともに、政治的宗教的色彩の強いものから弱いものへ、孤立的で特殊なものから共通性の高い普遍的なものへと推移してきました。今日、西暦が世界共通の紀年法として用いられていることは周知のこととおります。国民主権の政体をとっている国で、こうした古い紀年法を法律によって国民に押しつけようとしているのはわが国だけです。

政府は、元号が伝統文化だといふことを一つの理由にしてこれを法制化しようとしています。が、文化とはおよそ国家権力の介入する法制度になじまないものであり、法制化しなければ存続し得ないものは将来にわたって受け継ぐべき文化の名に値しないとさえ言えるのであります。わが党は、元号の慣習的使用に反対するものではなく、昭和の後も元号を存続させるといふのであれば、現在の慣習の使用の延長として、憲法の枠内で適切な措置を講ずればよいのであり、将来国民がいかなる紀年法を用いるかは、歴史と国民自身の選択にゆだねるべきものであるとかねてから主張している

とあります。

最後に私は、法案審議を通じて、元号と憲法及び天皇との関係、元号法制化と政治反動との関係、元号の使用強制問題など、本法案の核心に属する問題に就いて政府が正面からの論議を回避する態度に終始したことを問題にせざるを得ません。また、自民党とこれに同調した賛成勢力は、広範な国民の慎重かつ徹底審議の切実な要求を踏みにじって審議を推し進めてきました。これは国民の声を裏切り、国会の権威をみずから落としめ、その責任を放棄したものであることを指摘し、改めて強く抗議するものであります。

国論を大きく分け、国会審議を通じてますます批判や疑問が高まっている現在、無理やりに成立を強行することは日本の将来に大きな禍根を残すものであることを強く指摘し、重ねて本法案に断固反対することを表明して、私の討論を終わります。

○和泉雄雄君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました元号法案に対して賛成の討論を行います。

以下賛成の理由について申し述べます。

第一に、元号に対する国民の認識は、最近の世論調査の結果等から見ても明らかにより、元号使用が国民の日常生活の上に確実に定着しているということでもあります。

現在、国民の大多数は生活の知恵として西暦と元号を何の抵抗もなく併用しています。昭和をなぜ国民の大多数が元旦の年賀状に用いているのか。また、世論調査で大多数が、あった方がよいと回答するかを考えてみなければなりません。そこには日本民族の伝統的な心情というものを考えざるを得ません。新年を祝い、心新たにしたいときに大多数の国民がやはり昭和と記す奥底には、民族の紀年としての元号があることが日本人にとっては一つの共感となり、時代の移り変わりをながめる民族独自の時代観があると思うのであります。

第二に、現在存在している元号は事実たる慣習

としての元号であって、法的根拠のない元号であるということでもあります。

昭和という元号は、明治憲法時代における旧皇室典範及び登極令などがその法的根拠とされてい

ました。

しかし、昭和二十二年、日本国憲法が施行されると同時に、旧皇室典範及び登極令は廃止され、元号制度については、異論はあるものの、その法的根拠はなくなり、現在の昭和は単に事実たる慣習として使われている状態でありました。

したがって、元号を制度として明確にして安定したものとするために、その根拠を法律で規定することは当然であると思います。

第三に、本法案から見ると、明治、大正、昭和前期の天皇制の復活につながるものではないということでもあります。

旧憲法下における元号の制定権者は天皇でありましたが、今回の元号法案自体は国会で決め、それに基き元号の選定を内閣にゆだねるというものであり、制定権者は国会であり、別な意味で言えば国民が制定権者であると言えるわけであり

ます。

これをわざわざ混同させ、天皇制への回帰である、あるいは天皇の元首化だと言うのは、憲法をむしろ意図的に曲げて解釈し、国民を混乱させるものであります。

現憲法には、天皇の地位を日本国民統合の象徴と明記しており、憲法の定着に伴い象徴天皇制が国民に広く理解されていることは間違いない、元号の制度化がかつての旧憲法下の天皇制への回帰につながることは明白であります。

第四に、本法案により元号が法制化されても国民への元号使用の強制につながることはなく、いままでもどおり国民は自由に西暦と元号の使用ができるということでもあります。憲法で保障されている基本的人権、表現の自由からも当然であると言わなければなりません。

ただし、官公庁における文書上の取り扱いについては、事務処理上の便宜から言って、元号に

統一することはやむを得ないと思われ

ます。

しかし、このことが直ちに国民の基本的人権、表現の自由、思想、信教の自由を侵すことにはならないと見るべきであらうと考えます。

最後に、わが党は、この元号法案が国民主権主義と象徴天皇制の調和の上に民主的基盤に立脚しているという認識のもとに、元号名の決定に当たっては、参考人の意見陳述にもあるように、元号名に関する選定委員会方式のごとき民主的な制度を設けることを、さらには新しい元号の実施時期に際しては、国民の社会生活における無用の混乱と不便を招来しないよう、より合理的な除年改元的方式を採用されるよう政府に対して強く要望いたしまして、私の討論を終わります。

○桑田君 私は、社会民主連合を代表し、元号法案について反対の討論を行います。

周知のごとく、元号法案をめぐる各種の世論調査は、いずれも法制化促進を強く求めております。法制化をよしとする数字は平均してわずかに二二％にすぎないことは、政府側の再三にわたる答弁の中にも見え隠れしております。元号についての最大の選択は、まさにこの現状そのものを保つことであると私たちは考えております。

西暦と元号を併用し、事実たる慣習の枠内で何らの摩擦も生じさせていないこの現状のやわらかさが、一つの国民的な知恵ある選択であることを忘れてはなりません。政府・与党を初め、法制化をしゃにむに急ぐとする人々は、あえてこの成熟した世論に背を向け、市民社会の中に無用の混乱と対立を招き入れようとしております。

私たちはまた、今度の元号法案が、神社本庁や生長の家政治連合を始め、象徴天皇制の現状には飽き足らない一部の極端な勢力によって、きわめて積極的に推進された事実を見逃すわけにはまいりません。この人々にとっては、この元号法案はまさに大きな一つのステップであり、一つの大きな成果であることは疑いを入れないでしょう。

昨年以來、政治は大きな逆流の中に置かれてい

ます。再三論議されましたように、有事立法をめぐるきわめて悪質な、計算されたキャンペーンを初め、最近では防衛庁制服組による相次ぐ過剰な発言、靖国や元号、果てはいわゆる金鶏納章復活の請願など一連のこうした動向は、それぞれが有機的な連関を保ち、強く結びつけられた意図的な政治行動であることは自明のことでありま

す。

今回、元号法案に賛成の立場をとった方々は、国会の中では確かに一種の多数派を形成してはおりましよう。しかし、国会を見詰めるより広範な市民層の中では、むしろ逆に際立った少数派にすぎないことに謙虚に思いをいたすべきではないでしょうか。

大平総理は、先ほどの論議にもありましたように、この元号法案についてきわめて基本的な対応を示しましたけれども、このことにより国民の多くは、昨年の大平政権発足以来、そこはかとなく抱いてきたか見えるやわらかく慎重な大平政権というイメージと虚像を恐らくためらいもなく打ち砕くでしょう。

政府は、元号法案の審議に当たって、繰り返して市民への強制は行わないことを明言しておりますが、時の政権が信頼されていない以上、一片のこのような形式答弁によってこれほどまでに広くわだかまっている不安や不信の解消されるはずはありません。

元号法案のこのような強行は、世論に挑戦し、合意の形成を怠ったきわめて驕慢な、きわめて傲慢な政治手法の典型であることを重ねて強く指摘をし、社会民主連合の反対討論を終わります。

○向井長年君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となっております元号法案に関し賛成の意思を表します。

今日、元号法案は、時代を象徵する意味として国民に広く親しまれ、生活慣行としても定着した文化的な所産となつております。

国民の一部には、この法案を契機に天皇制復活、憲法改正への足がかりにしようとするゆえを

もつてする一部右翼団体の動きもなきにしもありません。

また一方、現行憲法下の象徴天皇の地位と権能は、明治憲法下における統治権の総攬者とは全く異なり、現行憲法を正しく解釈するならば、主権在民が大原則であることは明白であり、主権にもかかわらず、そうした古い天皇制復活について夢を見たり、はたまた憲法の趣旨に反するとして元号法案に反対論を展開するに至っては、憲法を曲解しているか、あるいは憲法を厳正に守るみずからの意識の欠如を示すものと言えるでしょう。

われわれ政治の場にある者は、現行憲法を遵守し、こうした大多数の国民の明確な意思を信頼すると同時に、正しくますます高揚する努力と責務があることを自覚すべきであると考えます。また政府も、この運用に当たっては、世論の動向に対しては適切に対処し、いささかも古い天皇制復活への懸念を抱かせないよう万全の努力を尽くすべきであります。

以上、元号法案に対する賛成の趣旨を述べ、同時に、伝統文化と民主憲法を調和発展せしめるために、わが党の意思を明確にして、私の賛成討論を終わります。

討論を終るに当たりまして、私は最後に、当委員会が長時間にわたって慎重審議を行ってまいりました。この中で、松垣委員長の公正な議事進行に対して心から敬意を表して、終わります。

○森田重郎君 私、新自由クラブを代表して、本元号法案に対し賛成の討論を行います。

一言で言うならば、元号そのものは、わが国において千三百余年の歴史と伝統を持ち、広く国民生活の間に定着しているということ、このことは確たる事実であります。かつまた、約八〇％になんとなす国民の方々がその存続を希望しているということは、換言すれば、これほど現代において国民の合意を得られた問題はないとさえ思量されるものであります。

またこの問題は、わが国固有の文化、伝統の上

に立った日本人の大方の歴史観を何らかの形で継承していくか、いやその必要はない、その辺は宙ぶらりんにしておいてよいのだ、国際化の進展する現代に即応して計数的把握からする便宜的措施に重点を指向し、この際は西暦指向に力点を置くかの二者択一を迫られているといった、きわめて重要かつ国民的な課題でもあらうかと考えられます。しかるところ、現在元号の法的根拠は全くなく、事実上の慣習として使用されているにすぎません。したがって、次の改元の手続は何らそのよりどころを有しないといった不安定な状態に置かれているものであります。そのために、いまこそ元号存続のための法制化が実現することは、前述した元号不存続からくる空白による混乱を未然に防止することとなり、ためにも、その法制化の実施は理の当然とさえ思量されるものであります。

一方、天皇制に対する問題、また憲法論議上から申しましても、現憲法はいわゆる欽定憲法を全面的に改正する新憲法制定とも言われるとおり、それは自由表明された国民の総意によって確立された主権在民のいわゆる民定憲法であることは国民のひとしく認めるところであります。したがって、いささかも違憲の問題は起こり得ず、象徴天皇制は恐らくは未来永劫に続くものと確信するものであります。

しかし、政府は、元号そのものが国民元号であるという精神を篤と御理解の上、あくまでも国民一人一人に親しく愛され、かつは親しまれる元号としての出発点に今後より一層留意すべきでありましょう。要は、広く国民に公開され、いささかも法制化による混乱等を引き起こすことなきよう、さらにはまた、国際化の進む中で、仮にもこれを強制することなく、西暦使用もまた国民の自由意思に十二分にこたえ得られるよう、格段の配慮を払うべきであります。

以上、幾つかの点をこの際特に政府当局に要望いたしつつ、本元号法案に対する賛成討論といたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 他に御意見もないよう

です。討論は終局したものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

元号法案を問題に供します。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松垣徳太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

〔参照〕

大阪聴聞会派遣委員報告

団長 委員長 松垣 徳太郎

理事 林 道

理事 向井 長年

委員 片岡 勝治

同 黒 柳 明

同 秦 豊

去る六月一日、午後二時から大阪商工会議所四階会議室において、元号法案について現地聴聞会を開き、まず五名の参考人から、一名十五分程度という中で発言を求めた後、派遣委員から参考人に対して質疑を行い、滞りなく議事を終了した。

以下、五名の参考人の発言内容について、発言順にその要旨を報告する。

一、大阪同盟会長 片岡馨参考人

基本的には法制化に賛成する。その理由は、次のとおりである。

1 元号は長い歴史に根ざした民族固有の時間尺度として国民生活に定着しているもので、これに

法的根拠を与える意義はある。世論も、昭和五十四年三月の調査(毎日新聞)によれば七十八パーセントが元号存続に賛成している。

2 一般的に、元号、西暦併用が多く、法制化を急ぐ必要はない。ただ、公文書について一本化しようという趣旨は理解できる。

毎日新聞の昭和五十四年三月の調査においても、国民の七十一パーセントが元号、西暦を併用しているとしている。

3 元号のもつ文化的価値——時代のイメージ、風俗、思潮など——を認める観点から、法制化して明確にすることは異論はない。

4 イデオロギー的な反対論は問題にはならない。元号法制化しても天皇を国の象徴とする民主主義に変わりはない。

5 労働界としては一部、イデオロギー的な反対論もあるが、大方は法制化しても問題はないであらうとしている。法制化されても従来通り元号と西暦が併用されると思う。

6 元号法制化についてはこの法案の範囲に止め、西暦の併用を認めて、国民に元号使用を強制しないという条件を付しておきたい。元号の法制化をとりたてて急ぐ必要はないと思うが、以上の諸点を勘案し賛成の立場をとる。

7 このような問題について、目くじら立てて論議ができるということは、世の中がいかにか平和であるかを象徴していると言え、ある意味で喜ばしいことだ。

二、社団法人関西経済連合会常任理事(住友電気工業株式会社社長) 亀井正夫参考人

元号法制化が今問題となっていることは、むしろ遅きに失したと思う。もっと早く、戦後、現行憲法体制と同時に国家体制の一部として法制化されるべきであった。ともあれ、元号は千年以上の歴史をもち、国民生活慣習の一部となっており、これを法制化するのには結構なことである。

天皇は、憲法上国民統合の象徴であり、その天皇の名を表わすこととなる元号が、何かうやむやのうちに決まるといっているのであってはならず、国民

主権主義の下で、国民の代表である国会によって決めるのが、法治主義国家としての本来の姿である。

一部の抗議団体が、元号法制化が軍国主義復活につながるのか旧来の天皇制を復活するものであると主張しているが、これは考え過ぎであり、非常なこじつけであって、彼らの自信のなさ表わしているものである。

元号法制化は、国民の元号に対する素朴な感情を法律によって表わしたことがよいのであって、一方、元号法制化とともに、国際化時代に対処して西暦も併用してゆくことが必要である。たとえば、戸籍事務などは今迄の慣行上からして元号を用いるべきであるが、ビジネスにおいて、特にコンピュータの分野では西暦の使用が必要であるから、この分野には元号使用を強制すべきではない。また制度改正のゆきすぎとして、適切な例ではないかも知れないが、メートル法が実施されて、ゴルフ場などでは、本来ヤード法であったため混乱を生じた。今回の元号法制化がこのような混乱を生じないようにしてほしい。

元号法制化は、天皇の象徴制を確認し、日本の文化的伝統を尊重したものであって、なるべく早急に実現されることを期待している。

三、兵庫県議会議員 北野秀雄参考人

兵庫県議会においては、昭和五十二年十一月三十日に、元号法制化促進に関する請願が提出され、種々審議の結果、一部会派の反対はあったが、多数の賛成によりこれを採択し、引き続き昭和五十二年六月五日に「元号制の法制化に関する意見書」を可決し、その中で、「元号が今日では国民の日常生活の中でも広く普遍化しているのが実態であって、元号制を存続させるため、その法制化を実現していただきたい」旨、要望した。更に、他府県の状況を見ても、現在沖縄県を除く全都道府県議会が元号法制化促進の議決を行っており、これを無視することはできないことであって、何一つとも意見が分かれがちな現代の世の中で、ここまで多数の人々が支持しているとい

うことは世論の勢いを示すものである。

また、元号が長い歴史の伝統の上に乗って、広く国民一般に普遍化している事実は、単なる慣習をこえた国民の率直な合意に基づくものと受け取らざるを得ない。

国民が長い間、昭和という元号を生活の中に自然な形で受け入れ、国民感情の中にも深く浸透し、定着している意義を尊重するとともに、限りなく続く時の流れに節目をつけ、その「時」を表す、わが国古来の元号について、この際国において法的裏づけを図られることは、きわめて適切なことであると考える。

しかしながら、現在、一部に反対の意見がなお根強く残っている現状からみて、元号制度の法制化を実現されるに当たっては、国においても更に広く国民の理解とコンセンサス、また協力を求められるよう、いっそうの努力を払っていただきたいと要望する。

四、福井県出納長 木村甚左衛門参考人

地方公共団体を代表する知事としては本法案について積極的に賛成又は反対を明確にすることは立場上差しひかえ、公式には、昭和五十二年十二月二十三日県議会は、元号法制化をはかるよう意見書を議決しているの、県民を代表する議会の意見としては知事はこれを尊重する立場にある。現に地方公共団体が使用している現状を申し上げると、条例の改廃、起案、文書発送、電算プログラム、各種統計、台帳等事務処理に百パーセントと言ってよい程、元号を使用しており、年号又は元号は我が国の歴史や文化と密接に関連し、貴重な文化遺産であることはまちがいない、国民が尊重し存続すべきことは当然である。しかし、現に国民の間に慣習上、事実上定着しているの、たとえ法制化されても、元号を使用することについて現状を變更しない方が好ましいと思う。

年号又は元号は日本文化の歴史的伝統に根ざしたものであり、国民はこれを大切に守り伝えてゆきたいと考えているのであるから、これを守り伝承してゆく措置が必要であり、また、慣習上、事実上使

われて来ている西暦と元号の併用状態を秩序づけることが好ましい。

そこで、このような現状をそのまま秩序立てようとするのが国民の声であり、この元号法案の意味するところであると思う。

五、総評大阪府評議会議長中江平次郎参考人
「元号法案」の提案理由の説明は「国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間に定着しており、かつ、大多数の国民がその存続を希望している」ことを指摘しているが、これが、元号を法制化する理由にはならない。いくつもの報道機関による世論調査によっても、法制化賛成者は、約二割強にすぎず、法制化不必要とする者の方がはるかに多い。政府は「元号を制度として明確で安定したものとする」ため「その根拠を法律で明確に規定する」と言っているが、以下の疑問又は危惧が伴うと考えられる限り反対である。

われわれは、国会において、元号法案に賛成する自民党、公明党、民社党などがあることを承知しているが、今回、国会では採決を強行せず、さらに各界、各層の意見を求めて、憲法の精神に基づいて、国民的な民主的な合意をはかるよう全議員の良識を示されることを強く要望する。

われわれも祖国を愛することに於いては他の人に負けない確信をもっている。たとえ下手な絵画や工作物でも自分が苦勞して作ったものには愛着心があるように、自らの家族とともに作り上げていく生活は、何よりも大切なものである。われわれの生活は、自らの住む町、自らの住む国土での多岐にわたる経済、政治、文化面の社会生活をおそれわれ日本人が共同で作り上げているという意識をもつことこそ、美しい国土への愛情を生み出す基礎である。差別をなくして、すべての国民が安定した豊かな生活ができるよう努力することこそ民主主義的な愛国精神を作り上げる途であり、またこのような立場に立つて基本的人権を基礎に、「主権在民」の体制を保障する現行憲法の精神こそ、さらに各方面にわたってさらに確立せねばならないと思う。君が代国歌化、教育勅語復活、国

家神道として伊勢神宮や靖国神社を位置づけて天皇を超越的な存在として権威づけようとする動きの一環として、元号法案が取扱われようとしている風潮があるが故にこそ、われわれは、元号法案が「主権在民」の現行憲法の精神をなしくずしにふみにじることになるのではないかと危惧するものである。

(1) われわれの元号法案に対する第一の危惧は、「主権在民」の現行憲法の精神と矛盾を生じることである。現に、天皇の超越的価値を高めようとして、憲法改正をもくろんでいる人達が、最も強く元号法制化の働きかけをしているが、国民の合意を基本とする政治を標榜していた自民党の大平首相が、このような動きに同調するに至ったことは遺憾である。天皇の在位期間に応じた年号を定める元号制は、天皇を統治者とする「主権在君」の体制に固有のものであり、一九四六年に、今回の法案とは同じ内容の法制化が企てられたが、準備中の新憲法の精神に反するものとして断念されたと聞いている。

(2) 元号法案に対する第二の危惧は、国際化社会において、広く先進国、後進国を含めて、すべての国及び国民との政治、経済、文化などにおける相互理解と平和的協調、交流が強く要請されている現代において、元号法制化を推進することは全く時代錯誤ではないかということである。

日本における元号制は、古代において中国から移入されたものであるが、かつて、元号を使用した中国その他の国々も殆んど元号制度を廃止している。

年間、数百万人もの海外との往来があり、物資の交流のみならず、電波による通信が行われ、人工衛星が常時利用されている時代において、元号法制化は、単に歴史を見る目をせよめだけなく、かつての独善的な大国主義的な国民意識を助長し、また海外諸国からも、日本に對しかつての大東亜共榮圈思想の復活につながるものと疑われる危険はないとは言えない。

(3) 元号法案に対する第三の危惧は、国民生活、国民意識だけでなく、学問思想の自由に広範な規制的影響をもたらすにちがいないという点である。

元号法制化は、単に公的機関を規制するだけでなく、国民が法制化された元号を使うことを強制する雰囲気を作り上げるのではないかとということである。

われわれも、日常的には、明治、大正、昭和などの元号を使っており、私自身、大正っ子である。しかし、現在、われわれの公式文書はすべて西暦を使っており、元号法が成立するとしても、おそらく外務省は西暦を使わなければならないことが多いと思われる。明治生まれの人の年令を調べるにも、西暦で計算するのが便利であり、私の母が先日亡くなって残された古い文書を見てみると、文化、文政とか安政とかの元号が出て来ますと、歴史年表を開かなければならない。このように西暦も日常生活においても便利に感ずる面が多くなって来たとし、小中学生の歴史教育においても、元号の他に西暦を使うことを教えた方がよいと思う。ましてや学問の世界では、西暦による時代表示が不可欠のものと思う。

このように考えるとき、いかなる紀年法を国民が用いるかは自由にすべきであり、今回の政府の元号法案の提案理由にあるような「元号を制度として明確で安定したもの」とする必要はないのではないかと、したがって、勿論、元号の「根拠を法律で明確に規定する必要」はないと考えられる。どの紀年法を用いるかは、歴史と国民自身の選択にゆだねるべきであるから、元号は慣習として自然な形で継承してゆくことが望ましいと考える。

国会における審議では、私の以上述べた点についての議論もある程度されたようであるが、未だわれわれは、政府答弁において納得のいかないものが多々あり、その場限りの言いのがれの答弁では、この法案が制定されると独り歩きすることは

必要である。

すでに多くの法律専門家も、余りにも簡単すぎるこの法案が法理論の立場からも多くの欠陥を持つことを指摘している。政府及びこの法案に賛成されている自民党を始めとする各党の議員の皆様が、面子を捨てて、謙虚になって将来に禍根を残さぬよう、さらに慎重に審議され、強行採決を行わず、今次国会では廃案にされることを重ねて要望する。

以上の意見が述べられた後、派遣委員と参考人の間で自由な意見の交換が行われ、元号を法制化する理由及び慣習にまかせられない理由、象徴天皇制と改元の時期、国際化社会における元号のあり方、元号制度存続の希望と元号法制化希望との相異、元号法制化に対する国民的合意形成の程度、元号法制化の時期の問題、元号法制化と西暦併用の問題点、地方議会における元号法案に対する認識の程度、元号制度のマイナスの側面、元号法案に対する素朴な理解の必要性等々について議論がなされた。

以上

北海道聴聞会派遣委員報告

団長 理事 山崎 昇
理事 岡田 広
委員 原 文兵衛
同 山中 郁子
同 森田 重郎

去る六月二日、午前十時から北海道庁赤レンガ会議室において、元号法案について現地聴聞会を開き、まず、四名の参考人から一名十五分程度順次発言を求めた後、派遣委員から参考人に対して質疑を行い、滞りなく議事を終了した。

以下、四名の参考人の発言内容について、発言順にその要旨を報告する。

一、北海道議会議長 西尾六七参考人

議会は合議体であるから、元号法制化問題にかかわる案件についての道議会における審議経過についての説明のみにとどめ、本問題に対する私見

を述べることは差し控えたい。

道議会における審議の対象となった案件は、住民から提出された元号法制化にかかわる請願二件と、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき議員から提出された要望意見書一件である。

まず、請願関係は、昭和五十二年十二月十四日、元号法制化推進北海道連絡会議代表他四十二名より元号法制化促進に関する請願が提出され、同年十二月二十日、総務委員会に付託した。また、昭和五十二年三月二十八日、札幌市の住民三名から元号の法制化反対に関する請願が提出され、翌二十九日、総務委員会に付託した。

請願を付託された総務委員会においては、その取扱について慎重に話し合いが続けられ、昭和五十二年十月二十三日開催の委員会において協議されたが結論が得られず、さらに協議を重ねることとした。次いで、昭和五十二年十一月七日、総務委員会を開催し、委員より元号法制化に関する賛成、反対の意見開陳が行われた後、請願二件について採決を行った結果、元号法制化促進に関する請願は、自由民主党及び道政クラブ所属委員が採決することに賛成、日本社会党所属委員が採決することに反対し、賛成者多数により採決と決定し、また、元号の法制化反対に関する請願は、自由民主党及び道政クラブ所属委員が採決することに賛成、日本社会党所属委員が採決することに反対、賛成者少数をもって不採決と決定し、同日、議長に委員会審査報告書が提出された。

次に、昭和五十二年第四回定例会である十二月二十二日に、元号法制化促進に関する要望意見書案が自由民主党及び道政クラブ所属議員六十名より提出された。

翌二十三日の本会議において、要望意見書案と、総務委員会審査を終えている請願二件を上程し、これを一括して議題とし、反対及び賛成の討論が行われた後、採決の結果、元号法制化促進に関する要望意見書案については、自由民主党、道政クラブ及び公明党所属議員が賛成、日本社会党及び日本共産党所属議員が反対し、賛成者多数をもって原案可決と決定した。

請願については、委員会の審査報告書のとおりとすることについて採決した結果、自由民主党、道政クラブ及び公明党所属議員は賛成、日本社会党及び日本共産党所属議員は反対し、賛成者多数をもって、委員会審査報告書のとおり、元号法制化促進に関する請願は採決、元号の法制化反対に関する請願は不採決と決定された。

二、全北海道労働組合協議会情宣道民運動部長 古川則雄参考人

元号法案に反対の立場から意見を申し述べる。現在、西暦とともに元号が慣習的に使われているが、これを法制化しようとするには反対である。私自身、元号使用に鈍い馴らされている点はあるが、私自身、元号使用に鈍くは例えれば六〇年安保とか、七九国民春闘といった西暦を使うことになじんでいる部分もかなり多い。とくに、若い労働者は歴史等の教育で元号よりむしろ西暦になじんでおり、国際的に通用しない元号を使って自ら閉鎖的になるのは不合理である。しかも、公式文書から歴史の教科書まで二重の計算をする不便さに強い不満をもっている。元号の法制化はその使用を国民に強制することとなり、国民生活に密着した一部分で大層混乱が予想される。

とくに、一世一元の法制化の下では、天皇の交代ごとに、印刷物や元号の入った各種届出等の変更を余儀なくされ、国民生活への不便のおしつけが問題である。

政府は元号使用を国民に強制しないと答弁しているが、元号が法制化されると年数計算の技術として元号存在の事実が肯定され、私人相互間であっても、経済的弱者は思想、良心の自由から元号使用を拒否すると生活を圧迫される恐れがある。

ところで、元号法制化の背景について考えてみると、一世一元制は明治天皇制国家を作り出すために編み出されたものである。明治以前の元号は直接天皇と結びついていなかったが、明治国家を

作った人々は一世一元によって天皇と元号を直結させ、そうすることによって民衆に天皇統治の時代に生きていくことを意識させるとともに、天皇制イデオロギーの政治操作の一環として一世一元の制度が設けられたものと理解される。従って、元号はそのまま天皇の追号になったと考えられる。

今回の元号法案も一世一元制であるから、天皇制と無関係ではない。戦後、主権在民の憲法が制定され、登極令や旧皇室典範が廃止された。今、この元号法制化を推進している諸団体には、靖国神社国家護持を推進している英霊に應える会を母体とする元号法制化実現国民会議、神社本庁、生長の家などがある。これらの団体は、日本国憲法を改正して、天皇の元首化と天皇中心政治の実現を目指していることを隠そうともしていない。これらの団体は、靖国神社国営化や君が代、日の丸などの法制化を目指している。従って、一つ一つ切り離して時期をずらして出してきた、もとは一つである。

平和主義、人権尊重、民主主義を特徴とする日本国憲法を擁護する立場からも、元号の法制化には反対である。

三、北海道商工会議所連合会副会頭 川合一成

参考人
元号は年号と同じで年の名前、呼び名すなわち暦のことと理解される。一方、西暦は世界共通暦のように考えられその面もあるが、実際は紀年法の一つでしかない。西暦はまた、キリスト教国とキリスト教化された国等で使用されているが、イギリスでさえ國王暦、日本の元号に当るものがキリスト暦と一緒に使用されている。

そのほか、タイやビルマでは仏教暦が使用され、中近東、南アジア等の回教国は回教暦、ユダヤの教徒間ではユダヤ暦が用いられている。さらに、共産主義国、社会主義国等においても、西暦とともに革命や独立建国の年を基準として年を数えている。

わが国では、何の抵抗もない自然さで年号を使っており、国際的に物事を考える場合等は西暦を

用い、何の不自由も不便も感じていない。

ところで、元号という年の数え方の思想は、中国大陸に初まりわが国へ伝ったが、古代中国の元号は時代を支配する帝王のものとして強制されていた時もあった。しかし、わが国最初の元号である大化は、中国の支配や強制をうけたものではなく、日本独自の考えに基づいたものであり、以来、日本の元号は約千三百年もの長い間、日本民族に親しみ伝えられ、日常化されて今日に続いている。かけがえのない文化遺産である。もし万一、このような貴重な年号を失うようなことがあれば、二千年にわたる民族の歴史と伝統を断絶させ、かけがえのない民族の文化、生命を失うこととなる。

元号は法律で定めなくてもよいという意見もあるが、明治初年に法制化されたものが新憲法制定と同時に廃止され、以後は慣習的に使用されているとの解釈も行われており、他方では法的根拠がないなら廃止せよという声もある。この際、法律的に明確にしておくことは絶対に必要なことと信ずる。現に全国で多くの自治体が元号法制化実現促進の決議をしており、また、政府等の世論調査でも八〇%以上の人々が元号の存続を望んでいるところからいえば、速やかに国民の意向に従うのは当然である。さらには、現憲法は天皇を日本国の象徴、日本国民統合の象徴として明定しており、元号法制化がこの憲法に抵触することは絶対にないことを確信している。

もし、仮りに元号を廃止し西暦を用いるとすれば、国民の大多数の意思に反して強制することとなり、西暦はキリスト教暦であるから憲法の保障する思想、信教の自由あるいは政教分離の規定に違反することとなる。

元号制度を失うことは、歴史、文化、伝統をなくし、固有の民族生命を亡ぼす結果におちいることとなることを憂え、元号を法制化し、必要に応じて西暦を併用していくことが最も適当であると信ずる。

四、日本キリスト教団札幌北光教会牧師 川谷威郎参考人

建元は、古代中国において専制君主がその政治哲学を元号制という形で明らかにし、その支配を決定させようとしたものであった。その思想を日本にも求めたものである。ところが、日本の歴史的發展の中でみると、例えば神武天皇、天武天皇などにみられるように便宜的原因によってしばしば改元が行われ、一世一元でなく、本来中国で意図されていたものが薄められて実施されてきている。しかし、明治政府発足とともに、近代的天皇制が樹立され一世一元制がとられたが、このことは、天皇が時間までも支配するという権威を、社会的な事象等によって左右されるものではないという気持を表わすために、すなわち元号制本来の政治的意義を強化し、近代的絶対君主制の権威を人民に染み込ませる手段として設けられたものと考えられる。このことを考えると、元号を法制化し強制しようということは、主権が国民に存することを根本原理とする日本国憲法の根本精神に反するものである。

他方、元号を法制化することは、国民にその使用を強制することにもつながる。一世一元の制度は、専制君主の支配権を人民に浸透させるための一制度であるから、国民主権の憲法に抵触し、憲法の精神に反するものを法的に強制することは、国民の基本的人権の侵害でもある。政府は、国民に元号使用を強制しないと言明しているが伝えられているが、強制しないものを法制化することはありえないし、仮りに強制することがないとしても、実際に行政事務の運用や社会の雰囲気作りの上からも強制されてくることは明らかである。憲法では思想、信条及び良心の自由が保障されているが、元号が法制化されることにより、やがてこれらの保障が危険にさらされることは明白である。

政府は、提案理由の中で元号は国民の日常生活において長年使用され広く国民の間に定着しており、かつ、大多数の国民がその存続を希望していると述べているが、これは事実のすりかえである。すなわち、存続を希望する者が多いことは各

種の世論調査で明らかであるが、その理由は明治以降元号使用を強制された自然のなりゆきであるにすぎないからである。各種の世論調査でも、法制化を希望する者は過半数に達しておらず、世論調査を根拠とした元号法制化には納得ができない。

どのような紀年法を使ってもいいという、その人の思想や信条に基づいて紀年法を選び得るその自由を確保したいということである。

以上のような理由で、元号法案は憲法違反という根拠に、そして日本の将来を誤らしめるものということを指摘して、元号法制化には反対である。

以上の意見が述べられた後、古川参考人から出されていた質問に答える形で、団長から委員会における元号法案審議の経過を説明し、派遣委員全員の方、天皇制と元号法案との関係、元号使用のあり方、世論の動向、経済活動及び宗教活動と元号との関連並びに日本文化の伝統と元号との関係等について、参考人に対して質疑を行った。

以上

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、元号法案反対に関する請願(第三〇八六号)(第三〇八七号)
- 一、元号法制化反対に関する請願(第三〇八八号)
- 一、共済年金制度改悪反対等に関する請願(第三〇九〇号)(第三〇九一号)
- 一、元号法制化反対に関する請願(第三〇九二号)(第三〇九三号)(第三〇九四号)(第三〇九五号)(第三〇九六号)
- 一、元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(第三〇九七号)
- 一、元号法制化反対に関する請願(第三〇九八号)
- 一、共済年金制度改悪反対等に関する請願(第三〇九九号)

それが低所得階層の年金生活者の生活を守り、不況対策に大きく貢献するものと考える。

第三〇九一号 昭和五十四年五月二十一日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 島根県松江市上乃木町二、四八〇
ノ二五 和田守篤 外三千名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三〇九二号 昭和五十四年五月二十一日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 熊本市健軍町二、四三二ノ四七
山下幹雄 外二千二百三十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三〇九三号 昭和五十四年五月二十一日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 愛知県稲沢市稲島町四二八 宇佐
美政 外二千二百三十八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三〇九四号 昭和五十四年五月二十一日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 埼玉県川口市芝五、三四八ノ一
笠原春三 外二千二百三十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三〇九五号 昭和五十四年五月二十一日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 和歌山市松江二ノ二ノ三〇 西川
孝明 外二千二百三十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三〇九六号 昭和五十四年五月二十一日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 千葉県柏市高田一、一七七ノ七
本庄昭子 外二千二百三十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三〇九七号 昭和五十四年五月二十一日受理
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 静岡県浜松市神田町一、〇五五
間宮政子 外八百八十一名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三〇九八号 昭和五十四年五月二十一日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 東京都練馬区中村二ノ二ノ二
西田勝外二千四百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三〇九九号 昭和五十四年五月二十一日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 茨城県土浦市天川二ノ二ノ七
橋本シン外二千五百二十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一〇三号 昭和五十四年五月二十一日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 三重県阿山郡阿山町馬場九五五
土永忠雄

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一〇四号 昭和五十四年五月二十一日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡長坂町波沢 吉沢
道雄

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一〇五号 昭和五十四年五月二十一日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 名古屋市中区和区塩付通一ノ二七
近藤正秋

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一〇六号 昭和五十四年五月二十一日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 熊本県球磨郡錦町一武 福屋政雄

紹介議員 細川 護照君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一一二号 昭和五十四年五月二十一日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 長崎県諫早市白岩町四〇ノ九 馬
場康雄 外二千三百三十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三一一三号 昭和五十四年五月二十一日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 山口市黄金町三ノ五 三原喜子 外
千八百五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一一七号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 兵庫県西宮市神楽町二ノ二六ノ一
一四 早苗知次 外千八百五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一一八号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡王寺町島田七ノ一
二ノ一六 池田友三 外千八百五名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一一九号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 大阪府泉南郡岬町淡輪一、四六二
奴賀秀幸 外三千六百十三名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一二〇号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 福島市島谷野村の内一 羽田千恵
子 外千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一二二号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 横浜市緑区梅が丘七ノ六 佐藤宏
幸 外千六百四十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一二三号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 京都府久世郡久御山町東一口 矢
野照弥 外千九百九十九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三二二三号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 宮城県若沼市藤浪一ノ三ノ五一
大沼理三郎外千九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三二二四号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 神奈川県海老名市国分三、一〇七
高橋満外千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三二二五号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 大阪府東大阪市若田町三ノ一四ノ
五一 藤元興外千二百三十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九四三三号と同じである。

第三二二六号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 札幌市東区北三十四条東二丁目
胡摩崎学外千二百三十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九四三三号と同じである。

第三二二七号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市米ヶ袋一ノ二ノ三〇
山内正孝外千二百三十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九四三三号と同じである。

第三二二八号 昭和五十四年五月二十二日受理

元号法制化反対に関する請願
請願者 香川県高松市林町 北原保外千二
百三十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第九四三三号と同じである。

第三二二九号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大原郡加茂町三〇二 稲田
サチ子外四千四百三十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三三三〇号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 和歌山市六十合三七七ノ三 平野
脩外四千二百八十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三三三一号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願(三通)
請願者 愛媛県喜多郡五十崎町平岡 樽本
勝弘外百十六名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三三三二号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市南二ノ二〇ノ八 静
野邦彦外百八十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三三四五号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 山口市錦銭司大村 重田君子外千
二百三十八名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第九四三三号と同じである。

第三三四七号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 川崎市多摩区三田三ノ一ノ二 坂
田文子外二千六百三十六名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三三四九号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 静岡県浜松市神原町二五ノ一三
田辺吉郎外百五十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三三五〇号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 大阪府豊中市待兼山町一ノ一一
小原和幸外六十四名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三三五一号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願(三通)
請願者 静岡県浜松市三方原町三〇一ノ九
野末明弘外百十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三三二五号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願(三通)
請願者 茨城県猿島郡総和町女沼七三ノ七
広田寿男外五十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三一五三三号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡師勝町葉師寺一
〇 鶴飼仁美外二千六百三十六名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一五四号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市安岡一四九 林正太
郎外千二百三十四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三一五五号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 北海道北見市高栄西町九八ノ一四
〇 川添幸吉外三千四百六十三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一五六号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区公田町八七三ノ五
鈴木信山外百四十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一五七号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区丸山町一ノ一九
省名章外四千四百三十六名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一七一号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 東京都大島町元町北ノ山 柳

順成之外二十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三一七二号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市緑台二ノ三ノ三 富田勇外六十三名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三一七四号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市船越町三ノ三九 秋山栄一外四百一名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一七五号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 長崎市中里町四四 本田一実外二百二十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一七六号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 岡山市兵団四ノ三九 吉田正男外三千三百六十名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一八三号 昭和五十四年五月二十二日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉西河原町五四 橋本時代

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一八四号 昭和五十四年五月二十二日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願(二通)

請願者 福岡県粕屋郡篠栗町田中一二五ノ三 三川内司外二名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一八五号 昭和五十四年五月二十二日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 岡山県玉野市木目六三七ノ一 難波保夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一八六号 昭和五十四年五月二十二日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 滋賀県長浜市三ツ矢町一五ノ二〇 土田三郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一八九号 昭和五十四年五月二十二日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 福島県大沼郡会津高田町吉田村中 甲一〇五 斉藤忠雄外千二百五十

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三一九〇号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県下県郡厳原町今屋敷 松尾龍幸外三千三十名

紹介議員 苗ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一九一号 昭和五十四年五月二十二日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府富田林市南大津二七八 平田長生外六千五百名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一九二号 昭和五十四年五月二十三日受理
元号法案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区駒込七ノ五ノ九 西原康男外七十六名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三一九三号 昭和五十四年五月二十三日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 三重県津市野田二、四五一 日比広幸外千名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三一九七号 昭和五十四年五月二十三日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 北海道旭川市末広東一条一ノ四八 伊藤伸司外千二百三十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三一九八号 昭和五十四年五月二十三日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 沖縄県石川市石川二、四三三ノ三 嶺井政晃外千二百三十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三一九九号 昭和五十四年五月二十三日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里三ノ二二ノ三 佐藤幸枝外千二百三十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三二〇〇号 昭和五十四年五月二十三日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願

請願者 長野県上田市天神四ノ二五ノ一二 高橋一郎外千八百六名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二三六〇号と同じである。

第三二〇一号 昭和五十四年五月二十三日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願

請願者 群馬県前橋市西片貝町四四九ノ八 外山裕子外千八百六名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二三六〇号と同じである。

第三二〇二号 昭和五十四年五月二十三日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉西河原町五四 橋本時代

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二三六〇号と同じである。

第三二〇三号 昭和五十四年五月二十三日受理
元号法案反対に関する請願

請願者 京都市左京区岩倉西河原町五四 橋本時代

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二三六〇号と同じである。

共済年金制度改悪阻止等に関する請願

請願者 奈良市杉ヶ町一三ノ一 山本ちづ

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三二二三号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡明智町一、四九七ノ

一大島二男外五千二百六十六名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二二八号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪阻止等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市伊佐津四二六ノ三

津田憲幸外二千五百三十五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三二二九号 昭和五十四年五月二十三日受理

元号法案反対に関する請願(一通)

請願者 東京都世田谷区鎌田二ノ二一ノ五

新宮領清外八十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二二二号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府大東市明美の里一六ノ一三

前川智外千七百九十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二二三号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市三方原町一、八三六

打桐たけ子外二千二百四十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二二七号 昭和五十四年五月二十三日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県小笠原郡浜岡町比木五、三〇

〇 山本春夫外三十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二二八号 昭和五十四年五月二十三日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県藤枝市音羽町一ノ一ノ四

大塚普三外二十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二二九号 昭和五十四年五月二十三日受理

元号法案反対に関する請願(一通)

請願者 栃木市目出町一ノ二三 牧島昭

二外七十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 山口県岩国市寺山五二 山本正江

外四千八百十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二三二号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 東京都北区豊島五ノ五ノ五ノ五二

七 馬場加代子外三百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二二三号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山県海南市島居二〇七 柳瀬

嘉子外五千六百二十一名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二三六号 昭和五十四年五月二十三日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県福江市木場町六一三 井上

和則外百九十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二四一号 昭和五十四年五月二十三日受理

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する

請願

請願者 神戸市灘区倉石通二ノ二ノ六 中

沢誠一郎

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三二四二号 昭和五十四年五月二十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 東京都保谷市東伏見五ノ一ノ六

合田晴恒外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二四三号 昭和五十四年五月二十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 茨城県結城郡千代川村唐崎八七二

佐藤盛外六十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二四四号 昭和五十四年五月二十四日受理

共済年金制度改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野市鴨居二ノ六一四

ノ五 菊池悟外三百二十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二四五号 昭和五十四年五月二十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市三方原町八九五ノ二

村松善勝外三十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二四九号 昭和五十四年五月二十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市住吉一ノ三ノ五ノ一

〇四 佐野晃外三十四名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二五〇号 昭和五十四年五月二十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県浜名郡雄踏町山崎四、三三

八ノ一 岡田賢次外三十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二五一号 昭和五十四年五月二十四日受理

元号法案反対に関する請願

請願者 静岡県島田市岸町二三八ノ一 宮

地文子外百七十七名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二五二号 昭和五十四年五月二十四日受理

元号法制定反対に関する請願

請願者 青森市八重田矢作五ノ三 原田り

多外千二百三十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三二五三号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府和泉市黒島町九ノ八 遠藤英和外二千四百八名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二五四号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 福岡市東区奈多一、七三二 平原隆雄外千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三二五五号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 鹿児島県指宿郡開聞町仙田一、九九ノ三 今村修外五千二百二十名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二五九号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願(二通)
請願者 千葉県君津郡袖ヶ浦町奈良輪一、二九二 鈴木澄夫外百十七名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二六〇号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 静岡県富士市入山瀬三三五 稲岡志郎外三十二名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二六一号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 東京都中央区勝どき四ノ三ノ九 大野敏之外三十名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二六二号 昭和五十四年五月二十四日受理
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願
請願者 東京都板橋区仲宿五三ノ一 千田ヨシ子外九十名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二六三号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 山梨県大月市七保町下和田八九七ノ二 藤本勝外四十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二六四号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願(一通)
請願者 長崎県島原市上ノ原町三ノ六、一四八 宮田資一郎外三千四十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二六五号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 長崎県佐世保市木場町五ノ一三 松尾勝巳外四十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二六六号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法制化反対に関する請願
請願者 東京都福生市熊川一、六八二ノ六

コーボしげり内 二瓶利明外二百五十四名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第三二七〇号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 山梨県東八代郡一宮町一ノ宮 古屋真孝外五十名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二七一号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願(二通)
請願者 静岡県小笠原郡浜岡町池新田三、二五五 赤堀サチ子外千二百五十四名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二七二号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 静岡県島田市市瀬町二、二四八ノ四 佐野寛外三十二名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二七三号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 長崎県南松浦郡若松町若松郷二五五 入江洋子外六百二十四名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二七五号 昭和五十四年五月二十四日受理
重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 鳥根県鹿足郡津和野町後田一五

四 長嶺好正
紹介議員 亀井 久興君
この請願の趣旨は、第二五九九号と同じである。

第三二八三号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪阻止等に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市千僧野末一 正木忠外二千三百八名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一三六〇号と同じである。

第三二八四号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 静岡県掛川市日坂七九〇ノ四 池田正従外三十四名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二八六号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀町長沢二、〇二五ノ九五 蘆祐治外千四百六十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二八八号 昭和五十四年五月二十四日受理
共済年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 神戸市葺合区北木町六ノ一五ノ八 〇五 大下武男外二千九百八名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三〇九〇号と同じである。

第三二八九号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願
請願者 東京都足立区伊興町木町三、六八三 渡辺春代外二十三名

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第三二九〇号 昭和五十四年五月二十四日受理
元号法案反対に関する請願(三通)

請願者 静岡県浜松市中島町五五六 森照

子外百一名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。